

平成29年9月定例会

文教厚生委員会

予算決算委員会（文教厚生分科会）

会議録

長崎県議会

目 次

(9月12日(委員間討議))

1、開催日時・場所	1
2、出席者	1
3、経過	
《委員会》	
審査内容等に関する委員間討議(協議)	1

(第1日目)

1、開催日時・場所	3
2、出席者	3
3、審査事件	3
4、付託事件	3
5、経過	
(総務部)	
《委員会》	
総務部長所管事項説明	5
決議に基づく提出資料の説明	6
陳情審査	6
議案外所管事項に対する質問	6

(教育委員会)

《分科会》	
教育長予算議案説明	15
教育環境整備課長補足説明	15
予算議案に対する質疑	16
予算議案に対する討論	17
《委員会》	
教育長総括説明	17
児童生徒支援室長補足説明	19
報告議案に対する質疑	20
報告議案に対する討論	24
決議に基づく提出資料の説明	24
陳情審査	24
議案外所管事項に対する質問	25

(第2日目)

1、開催日時・場所	55
2、出席者	55
3、経過	
(福祉保健部・こども政策局)	
《分科会》	
福祉保健部長予算議案説明	55
こども政策局長予算議案説明	56

t

予算議案に対する質疑	5 6
予算議案に対する討論	6 0
《委員会》	
福祉保健部長所管事項説明	6 0
こども政策局長所管事項説明	6 1
決議に基づく提出資料の説明（福祉保健部関係）	6 2
決議に基づく提出資料の説明（こども政策局関係）	6 3
国保・健康増進課長補足説明	6 3
こども家庭課長補足説明	6 5
陳 情 審 査	6 6
議案外所管事項に対する質問	6 9
審査内容報告及び委員会運営に関する委員間協議	9 0
審査結果報告書	9 1

（配付資料）

- ・分科会関係議案説明資料
- ・委員会関係議案説明資料
- ・委員会関係議案説明資料（追加1）

委員間討議

1、開催年月日時刻及び場所

平成29年9月12日

自 午前11時20分
至 午前11時23分
於 第1別館第3会議室

2、出席委員の氏名

委 員 長	山本 由夫 君
副 委 員 長	吉村 正寿 君
委 員	三好 徳明 君
〃	中山 功 君
〃	橋村松太郎 君
〃	坂本 智徳 君
〃	瀬川 光之 君
〃	久野 哲 君
〃	中村 和弥 君
〃	浅田眞澄美 君
〃	里脇 清隆 君

3、欠席委員の氏名

な し

4、委員外出席議員の氏名

な し

5、審査の経過次のとおり

— 午前 11時15分 開会 —

【山本(由)委員長】 ただいまから、文教厚生委員会を開会いたします。

まず、会派構成変更に伴う委員席の変更につきまして、お手元に配布いたしております委員配席表のとおりといたしたいと存じますので、ご了承をお願いいたします。

それでは、これより議事に入ります。

まず会議録署名委員を、慣例によりまして、私から指名させていただきます。

会議録署名委員は、中山委員、坂本智徳委員のご両人をお願いいたします。

本日の委員会は、平成29年9月定例会における本委員会の審査内容等を決定するための委員間討議であります。

審査方法について、お諮りいたします。

審査方法は、委員会を協議会に切り替えて行うことにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議ないようですので、そのように進めることにいたします。

それでは、ただいまから、委員会を協議会に切り替えます。

しばらく休憩いたします。

— 午前 11時21分 休憩 —

— 午前 11時23分 再開 —

【山本(由)委員長】 委員会を再開いたします。

それでは、本日協議いたしました委員会の審査内容については、原案のとおり決定されましたので、この後、理事者に正式に通知することといたします。

ほかにご意見はございませんか。

ほかにはないので、これをもって本日の文教厚生委員会を閉会いたします。

大変お疲れ様でした。

— 午前 11時23分 散会 —

第 1 目 目

1、開催年月日時刻及び場所

平成29年 9月26日

自 午前10時 0分
至 午後 4時 5分
於 第1別館第3会議室

2、出席委員の氏名

委員長(分科会長)	山本 由夫 君
副委員長(副会長)	吉村 正寿 君
委 員	三好 徳明 君
〃	中山 功 君
〃	橋村松太郎 君
〃	坂本 智徳 君
〃	瀬川 光之 君
〃	久野 哲 君
〃	中村 和弥 君
〃	浅田眞澄美 君
〃	里脇 清隆 君

3、欠席委員の氏名

な し

4、委員外出席議員の氏名

宮本 法広 君

5、県側出席者の氏名

総 務 部 長	吉浜 隆雄 君
総 務 部 次 長	神崎 治 君
学事振興課長	松尾 信哉 君

教育委員会教育長	池松 誠二 君
政 策 監	島村 秀世 君
教 育 次 長	本田 道明 君
総務課長(参事監)	田渕 和也 君

県立学校改革推進室長	草野 悦郎 君
福 利 厚 生 室 長	前屋 信彦 君
教育環境整備課長	野口 充徳 君
教 職 員 課 長	柴田 昌造 君
義 務 教 育 課 長	木村 国広 君
義務教育課人事管理監	松田裕見子 君
児童生徒支援室長	高鍋 洋 君
高 校 教 育 課 長	林田 和喜 君
高校教育課人事管理監	鶴田 栄次 君
特別支援教育室長	池田 孝之 君
生涯学習課長	原 洋 君
新県立図書館整備室長	吉田 和弘 君
学芸文化課長	金子 眞二 君
体 育 保 健 課 長	山本 忠敬 君
体育保健課体育指導監	後藤 慶太 君
教育センター所長	長谷川哲朗 君

6、審査事件の件名

○予算決算委員会（文教厚生分科会）

第71号議案

平成29年度長崎県一般会計補正予算（第2号）（関係分）

7、付託事件の件名

○文教厚生委員会

(1) 議 案

報告第16号

和解について

(2) 請 願

な し

(3) 陳 情

・平成三十年度離島振興の促進に関する要望等の実現について

- ・要望書（平戸市立病院（市民病院及び生月病院）の医師確保に関する支援について 外）
- ・平成29年度要望書（長崎県の施策に関する要望について）
- ・平成29年度 長崎県の施策に関する要望・提案書
- ・要望書（幹線道路網の整備促進について 外）
- ・県の施策に関する要望書
- ・私学助成に関する意見書の提出について（要望）
- ・市政に関する要望について（「長崎の夜景」の魅力向上を図る県の取組の推進について 外）
- ・身体障害者福祉の充実に関する要望書

8、審査の経過次のとおり

— 午前10時 0分 開会 —

【山本(由)委員長】 おはようございます。

ただいまから、文教厚生委員会及び予算決算委員会文教厚生分科会を開会いたします。

それでは、これより議事に入ります。

今回、本委員会に付託されました案件は、報告第16号「和解について」の1件であります。そのほか、陳情9件の送付を受けております。

なお、予算議案につきましては、予算決算委員会に付託されました予算議案の関係部分を文教厚生分科会において審査することになっておりますので、本分科会として審査いたします案件は、第71号議案「平成29年度長崎県一般会計補正予算（第2号）」のうち関係部分であります。

次に、審査方法についてお諮りします。

審査は、従来どおり、分科会審査、委員会審

査の順に行うこととし、部局ごとに、お手元にお配りしております審査順序のとおり、委員間討議終了後、総務部、教育委員会、こども政策局を含む福祉保健部の順に行うことといたしたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【山本(由)委員長】 ご異議ないようですので、そのように進めることといたします。

それでは、これより審査内容等について協議いたします。

各委員からの自由なご意見を賜りたく、委員会を協議会に切り替えて行うことといたしたいと存じますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【山本(由)委員長】 ご異議ないようですので、そのように進めることといたします。

それでは、ただいまから、委員会を協議会に切り替えます。

しばらく休憩いたします。

— 午前10時 1分 休憩 —

— 午前10時 3分 再開 —

【山本(由)委員長】 委員会を再開します。

以上をもちまして、審査内容に関する協議を終了いたします。

ほかにご意見等ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山本(由)委員長】 ほかにないようですので、これをもちまして委員間討議を終了します。

それでは、これより総務部関係の審査を行います。

総務部においては、今回、委員会付託議案がないことから、総務部長から所管事項についての説明を受けた後、提出資料について説明を受け、その後、陳情審査を行い、「政策等決定過

程の透明性等の確保などに関する資料」についての質問、最後に議案外所管事務一般についての質問を行うことといたします。

それでは、総務部長より所管事項の説明をお願いいたします。

【吉浜総務部長】 おはようございます。

私の方から、総務部関係の議案外の主な所管事項につきましてご説明をさせていただきます。

「文教厚生委員会関係議案説明資料」の総務部をお開きください。

今回ご報告いたしますのは、長崎県公立大学法人の業務実績評価について、長崎県公立大学法人職員の処分について、長崎県公立大学法人とダナン市人民委員会外務局との包括連携に関する協定の締結についてでございます。

「文教厚生委員会関係議案説明資料」の総務部の1ページをご覧ください。

まず、長崎県公立大学法人の業務実績評価についてですが、中期目標期間に係る業務の実績に関する評価結果については、再編前の学部におけるTOEICスコアや中国語検定の目標を設定した外国語教育などにおいて、計画を達成できていない事項があるものの、平成28年度に学部学科の再編を実施していること、老朽化した佐世保校について学部学科再編を踏まえた新たな機能を有する校舎の建替えに着手し、教育環境の整備・充実に努めていることなど、多くの事項において着実に成果を上げており、「中期目標はおおむね達成されているものと認められる」とされております。

また、平成28事業年度に係る評価については、看護師合格率、管理栄養士合格率が国公立大学の平均を下回ったことなど、計画を達成できていない事項がある一方、学部学科再編により導入した実践的な教育の推進や各学部において高

い就職率を維持していること、公開講座・学術講演会の参加者数が前年度より増加したことなど、教育・研究の充実に成果を上げているとされております。

平成29年度からの第3期中期目標期間においては、より高い社会人基礎力を有する人材等を育成するための実践的な教育やグローバル化、情報化に対応した教育を実施するとともに、県内就職率の向上や佐世保校建替えの着実な推進などに取り組んでいくこととしております。

県といたしましては、今後とも、長崎県立大学の教育・研究の着実な質の向上や地域貢献のより一層の充実が図られ、高校生や地元企業に選ばれる魅力ある大学、地方創生に貢献し、地域とともに発展する大学となるよう、大学法人と一体となって取り組んでまいります。

次に、長崎県公立大学法人職員の処分についてであります。長崎県公立大学法人は、長崎県立大学大学院人間健康科学研究科において、平成28年度後期の授業が実施されず、さらに、履修登録を行っていた学生について虚偽の成績評価及び単位認定を行っていたことが職務専念義務等に違反するとして、9月1日付で関係した教員に対し、停職1月及び訓告の懲戒処分を行いました。

この件に関しましては、教学の最高責任者である学長が報酬月額の一部の自主返納を行うこととしております。

また、地域創造学部の教員が学外の者に対し、複数回にわたり文書を送付し、職務上知ることのできた秘密に当たる特任教員の選考内容を記載するとともに、特定の人物を特任教員に採用するよう依頼を行ったことが守秘義務に違反するとして、同日付で戒告の懲戒処分を行いました。

長崎県公立大学法人では、職員の服務管理を厳正に行うとともに、授業の実施状況を把握できるシステムを導入するなど、今後、このようなことが二度と発生しないように努めるとともに、学生、保護者をはじめ、県民の皆様からの信頼を回復できるよう、職員一同、全力を挙げ取り組んでいくこととしております。

次に、「文教厚生委員会関係議案説明資料（追加1）」の総務部の1ページをご覧ください。

最後に、長崎県公立大学法人とダナン市人民委員会外務局との包括連携に関する協定の締結についてであります。

長崎県公立大学法人とダナン市人民委員会外務局とは、本日9月26日、包括連携に関する協定を締結いたします。

長崎県公立大学法人が設置する長崎県立大学では、これまでも海外ビジネス研修の学生をダナン市外務局で受け入れていただくなど交流を進めてきておりますが、今回の協定締結を契機に一層の関係拡大を図ることとしております。

以上をもちまして、総務部関係の説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

【山本(由)委員長】 ありがとうございます。

次に、提出がありました「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について説明をお願いいたします。

【松尾学事振興課長】 資料は、縦長の5枚ほどの資料でございます。

「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づき、本委員会に提出いたしました総務部関係の資料について、ご説明をいたします。

附属機関等会議結果につきまして、本年6月

から8月の実績は、6月16日及び8月30日に開催いたしました長崎県私立学校審議会2件、それから、7月24日及び8月18日に開催いたしました長崎県公立大学法人評価委員会2件の計4件となっております。

会議の結果につきましては、資料2ページから7ページに記載のとおりでございます。

以上で資料の説明を終わらせていただきます。

【山本(由)委員長】 ありがとうございます。

以上で説明が終わりましたので、陳情審査を行います。

お手元に配付いたしております陳情書一覧表のとおり陳情書の送付を受けておりますので、ご覧願います。

審査対象の陳情番号は、27番、総務部、「私学助成に関する意見書の提出について（要望）」でございます。

資料はありますでしょうか。陳情書につきまして、何か質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山本(由)委員長】 質問がないようですので、陳情につきましては、承っておくことといたします。

次に、所管事務一般に対する質問を行うことといたします。

まず、「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について、ご質問はありませんか。

【中山委員】 今、学事振興課長から説明がありました第252回長崎県私立学校審議会の審査内容について少しお尋ねしたいと思います。

これは9項目ありまして、鎮西学院等の学則定数の変更からメトロ介護技術専門学校の設置ということであります。

生徒の減少が続いている中で、聖和女子と九

州文化学園について、委員から異議なく原案どおり承認されております。逆に、メトロ介護技術専門学校、介護の需要が今後増加すると見込まれているし、人材の育成も必要だと思っておりますが、これは継続審議になっているわけです。そこで、少し詳しくお尋ねしたいと思っております。

まず、メトロ介護技術専門学校の事業計画ですが、どういう事業内容になっているのか、教えてくださいませんか。

【松尾学事振興課長】専修学校として介護人材を育てる学校を設けたいということで申請が上がってきております。長崎市の琴海町に場所を設けて学校を設立したいということでございます。どうしても都市部ではないということもありまして、生徒の確保の件等につきまして詳細に確認をしたいということもございまして継続審議になったところでございます。

ただ、そこにも書いておりますように、介護人材につきましては、需要がある職種であるということで、介護人材を育成する学校は必要であるということでございますので、今後、課題について設立者で整理をしていただいて、次回、再度審議に臨んでいただくという形にしたところでございます。

【中山委員】これは定数は幾らになっていきますか。定数はあるんでしょう。

【松尾学事振興課長】定数は40名ということで申請が上がってきております。

【中山委員】40名ですね、琴海町にということになります。そうすると、委員からの質問が、他の介護福祉の専門学校は、学生確保に苦慮しているということでもありますけれども、この辺の現状を少し説明いただけますか。

【松尾学事振興課長】申し訳ございません。ただいま手元に資料を持ち合わせておりませんが、

全国の状況でいいますと、定員充足率は46%程度となっております。

【中山委員】全国は46%ということでありましたけれども、ぜひ、これについてはきちんとした県内の状況を委員会で出せるようにやっておいていただきたいと思います。

需要予測がわからないので、なかなか質問しにくいところもありますけれども、そうすると、聖和女子学園とか九州文化学園は増員してますよね、英語科とかね。これについて特段の意見はなかったと書いていますけれども、そういう状況ですか。

【松尾学事振興課長】聖和女子学園につきましては、英語科で特色のある教育をされているということもございまして、近年、志願者が増加しているということで、実際、入学者も定員を上回っているという状況がございます。

それから、英語教育につきましては、小学校3年生から必修化、5年生で教科化されると。将来に向けても必要な分野であるということもありまして、審議会の中では特に異論がなかったところでございます。

【中山委員】確かに、需要予測はあるかもしれないけれども、今後、生徒が減っている中で増やしていくということについては、ちょっとびっくりしております。それに対して意見がなかったと。やはり今後の定員数を増やす場合は、需給関係もあるかもしれないけれども、県内の若者がどう定着するか、そういう視点も要るんじゃないかと私は思います。

そうすると、私立学校の学則定員のここ5年間の変化というか、これはどういう形になっておりますか。

【松尾学事振興課長】平成26年度から申し上げますが、平成26年度が4,384人、平成27年度が4,354人、平成28年度は同じく4,354人、平成

29年度が4,314人となっております。それから、平成30年度におきましては、トータルで20人減少になりますので4,294人になるということでございます。

【中山委員】若干減っているようではございますけれども、そうすると、全体の定員の枠というのはどこで調整するんですか。この審議会で調整するんですか。

【松尾学事振興課長】私立学校の定員を何人にするかということでの調整というものはしておりません。ただ、公立学校と私立学校と協議するものを設けておりまして、その中で今後の中学卒業生の動向を見ながら、まずは公立学校を今後の中学卒業生の7割の定員にするというようなルールにしております。

といいますのは、従来から公立7割、私立3割という形をとってまいりました。公立の7割を維持することによりまして、私立も3割程度を維持していくという形で、その中で私立につきましては、それぞれの学校の判断で定員を削減したり増やしたりということもあり得るというような枠組みにしております。当然、全体的に中学卒業生の数は減っておりますので、全体としては私学としても減ってくるという中で、概ね3割程度を維持しているという状況でございます。

【中山委員】そうすると、この問題は、学事振興課と私立学校と7対3に調整するというのは、どの時点でやるんですか。

【松尾学事振興課長】公私立高等学校連絡協議会というものを設けております。これは学識経験者、公立高校の学校長、私立の中学、高校の学校長、公立中の代表、その他長崎市、県の関係者で構成されているところでございます。

この協議会につきまして、例年5月末あるいは6月頃に会議を開きまして、公立学校の定員

について協議をしているところでございます。

【中山委員】そうすると、私立学校審議会との関係はどうなりますか。公私立高等学校連絡協議会と、この審議会の関係はどうなりますか。

【松尾学事振興課長】先ほど説明いたしました公私立高等学校連絡協議会は、公立学校の定員の大枠を決めるというものでございます。私立学校審議会につきましては、それぞれの学校から認可すべき事項の申請がありまして、それにつきまして個別にその審査をいたします。

【中山委員】あうんの呼吸で7・3でうまくいっているから、そう問題がないような感じがするんだけど、これだけ見ると、私立学校の定員については、審議会で増やしたり減らしたり自由にできるような印象を受けるわけですね。それに対して、今後、人口減少という問題がある中で、公立高校は公立高校で努力している中で、一定の調整というか、この枠でやっていくんだという数字があるのかなと思ったら、そこまでは明確にはないような感じがするし、とりあえず、公立の方で7割程度を維持しているということが前提になっているような感じがします。

今後、人口が減少していく中で7対3の3割の部分にしても、全体的に下がっていかねばいけないので、やはり学校経営というのは非常に厳しい局面に至るんだろうと思いますので、それを含めて減らす、増やすについては、審議会でやると思いますけれども、一定の学校の規模というのは、例えば、鎮西学園のように、一方は減らす、一方は増やしてトータルにするというか、こういう考え方がオーソドックスだと思います。

それを含めて申し上げれば、今後、増員する可能性も否定できないと思いますので、そういう意味からすれば、そういう需要予測と、もう

一つは県内の定着率というか、そういう視点を持って増員とか、そういうことに臨んでほしいと思います。

この審議会については、県は、学事振興課は何ら関与できないんですか。どういう立場にあるんですか。

【松尾学事振興課長】基本的に認可は県がすることになっております。その認可に当たりまして県から審議会に諮問をいたしまして、そこで審議をし、意見をいただくことになっております。

したがって、その審議会の意見をもとに県が最終的に認可することになっております。しかしながら、法律で定められている審議会でございますので、審議会の結果については尊重するといった関係になっております。

【山本(由)委員長】先ほどの県内の介護専門学校の充足率の資料は、今はないということで、あることはあるわけですか。それは後ほど出していただくということでよろしいでしょうか。

【松尾学事振興課長】はい。

【山本(由)委員長】ほかに「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について、質問はありませんか。

【中村委員】2ページに先ほど中山委員から質問があったように私立学校審議会がございまして、これについては幼稚園の廃止の内容です。全国的にも待機児童の対策をとっていますよね、待機児童がたくさんいるからということで増やすようにという対策をとっているんだけど、一方ではこういうふうにして園児の減少によって廃止するところも出てきていると思います。

県内の私立幼稚園についてはどういう現状になっていますか。ほかにもこういうふうな人数が少なくなって廃止に追い込まれる現状の地域

もあるんですか、どうですか。

【松尾学事振興課長】私立学校審議会を所管している関係で、今回、総務部からこういう形で資料を提出させていただきましたが、幼稚園につきましての所管は、こども政策局になっておりまして、大変申し訳ございませんが、私の方でその点につきましての資料等は持ち合わせていないところでございます。

【中村委員】発言できないということですか。経営内容については、発言できないということですか。

【松尾学事振興課長】まず、幼稚園の認可等の所管については、こども政策局になっております。私として所管をしていないということで、そういったことに対する現状を把握していないということがまずございます。

それから、所管ではないということございまして、この場で発言することは、大変申し訳ございませんが、できないということでございます。

【中村委員】所管していないことは私もわかっているんだけど、ただ、これだけの資料が上がってきているんだから、担当外だとしても、それぐらいの知識は持つとってくれんと、そうでしょう。結局、先ほど中山委員が言われたように、私立高校とか私立中学校についてはある程度の情報を持っていると思います。ただし、これから先、これだけ子どもの人口が減って、将来的に、要するに保育園も一緒、幼稚園も一緒、中学校も一緒、高校も一緒、全ての学校は経営的にもなかなか難しくなると思うんですね。ただ、公立と私立の生徒の分捕り合戦という状況にまで今後発展するおそれもあるわけですか。

そういう中で、各地域で地域性があると思うんです。待機児童がたくさんいる地域もあるし、

一方、周辺部にいったら待機児童なんて全く関係なく、経営自体、存続することがなかなか難しい状況のところもあると思うので、その辺はぜひ把握をしていただいて、今後、先ほど言ったように私学と公立の対立とか、そういうことに発展しないようなものにしてもらいたいと思います。

先日、「私立高校の卒業生の進路状況」という資料をいただきました。もちろん進学ですが、県内の私立高校から県内の4年制大学に行っている比率と県外の学校に行っている比率の差が非常に大きいんです。県外の4年制大学に行っている私立高校の卒業生が64.5%、県内には35.5%しか入っていない。ただし、短期大学になりますと、これが逆転するんですね。県内が69.5%、県外が30.5%というような逆転状況になっています。これはいろいろな理由があると思うんだけど、先ほど中山委員が言われたように、できるだけ地元に残っていただきたい。そしてまた、地元で仕事に就いていただきたいということで、就職については、私立高校を卒業して県内で就職している方が74.6%、これは非常にいい成績だと思います。しかし、大学ということになれば、できるだけ県内の大学に行っていただきたい。そうしなければ、先ほど言ったように生徒数の減少につながる可能性もあるものですから、その辺についてはどういう考えですか。

【松尾学事振興課長】長崎県で育った子どもたちが長崎県の未来を背負っていただくことが一番いい形ではないかと思っております。ただ、それぞれの生徒さんたちの志望等もありますので縛るということではできませんが、県内の大学に行っていただく、あるいは県内に就職していただくという方向で、そこは県として考えていけないといけないと思っております。

【中村委員】 もちろん、希望する、選考する学科が県内の学校よりも他県の方がすぐれているから、そちらに行くということはあると思います。しかし、そういうことだけではなくて、逆に言えば、担当として、いかにして県内の学校に進学してもらうかということを考えないといけない。

だから、どういう学部を希望しているのか。この間から委員会でも県立大学とか視察に行きましたよね。そういう中で私たちもお願いしましたが、県内の高校生が望むような学部をつくっていただきたい。そして、県内の大学に行けるようなものをつくっていただきたいということでお願いしたわけですから、そういうことを考えれば担当課として、もちろん、県内の学校に対して、どういうものをつくっていった方がいいのか、どういうことをすれば県内の生徒が県内の大学に進んでくれるのかということもこれから十分協議していただきたいと思いますので、ぜひこの審議会を活用していただいて、そういう中にちょっと踏み込んだところまでこれからやるべきだと思うので、よろしく願いしておきたいと思います。

【松尾学事振興課長】県が所管しているのは私立高校でございまして、あと、私立大学については文部科学省が所管しているということでございます。また、私立高校につきましては、それぞれの設置者の考え方等もございまして、こうして欲しいという形ではなかなか言えない部分があるかと思えます。

まずは、私どもが所管している県立大学がございまして。県立大学と公立高校の連携を図りながら、まずは県立大学に公立高校から進学していただくということにつきましては、教育委員会とも連携してやっていきたいと考えているところでございます。

【中村委員】十分な体制をとっていただきたいと思います。先ほど要望書も上がっていましたね。毎年、私学に対する支援の拡大ということを協会から要望されています。先日、私たちも話をしたんですけれども、この委員会でも私はしょっちゅう言うんですけど、もう少し私学の内容について私たちに報告できる分は報告をしてくださいと。そうしなければ皆さんたち協会が要望している、国に対する要望について私たちももっと強く言えるような立場になりたいということで、経営状況も含めて報告できる分について報告をお願いしたいということでこの間、要望しましたので、その辺が上がってくれば、もっと現状よりも強い立場で国に対しても要望ができるし、もちろん、県に対しても強く要望ができると思いますので、その辺についてはぜひ協会ともそういう踏み込んだところで話をしただけきたいと思います。よろしくお願いします。

【松尾学事振興課長】 私どもも、私学協会とも連絡をとりながら、いろんな取組を進めているところでございます。そういった中で、中村委員から、そういったお話があったことも私学協会から聞いております。

どういった形でできるのかということは、私学協会でも今検討されているみたいですので、そこは一緒に話をしながらやっていきたいと思っております。

【山本(由)委員長】 ほかに「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について、ご質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山本(由)委員長】 ほかに質問がないようですので、次に、議案外所管事務一般について質問をお受けいたします。

質問はありませんか。

【浅田委員】 1点だけお伺いいたします。

先日、一般質問でもお伺いさせていただいていたんですけれども、県立大学での国歌斉唱の流れの中で明確なるご答弁がいただけなかった点がございました。どういった形で国歌の斉唱、国旗掲揚について学内で議論がされたのかという点についてお伺いをさせていただきます。

【松尾学事振興課長】 平成14年4月から国旗を掲揚しているわけですが、その時の見解ということではよろしゅうございますか。

【浅田委員】 平成14年から、この前、制定された教育法にのっとって県立大学も国旗は掲揚されるようになった。それまでは創設以来、国旗すら揚がっていなかった現状の中で、教育法にのっとって国旗は平成14年から掲揚されるようになりました。その中で国歌が歌われてなかったということを私はこの間、問題にしたんですけれども、国旗に関しても、国歌に関しても、いずれにしても、学内でどのような議論があって、あの時の総務部長の答弁によると、大学の自主性に任せているということで学内の議論にのっとってということだったものですから、どのような議論がしっかりなされたのかということはいま一度お伺いしたいと思います。

【松尾学事振興課長】 平成14年4月の入学式から県立大学におきまして国旗が掲揚されております。当時は、県立大学はシーボルト大学と県立大学がありましたが、シーボルト大学では国旗が掲揚されているけれども、県立大学では掲揚されていない、そういったことを発端として、国旗を掲揚するべきじゃないかという議論がなされたということでございます。

その結果、学内で議論して、大学のほうで自主的に判断した上で国旗を掲揚することに至ったということでございます。

その際には、国歌については議論がなかった

ということもございます。また、その後、特に県立大学における国歌斉唱についての議論がなかったということもございまして、今日までは平成14年度の国旗を掲揚したという状況が続いているところでございます。

【浅田委員】この間お伺いしたところによると、国旗の場合は、大方の県立大学で掲揚されているけれども、長崎県はされてなかったの、それをきちんとやっていこうという流れにはなつたと。しかし、国歌のことは全く議論をされなかったということでお話を伺いました。この間、私は6月定例会で、そしてまた、ほかの委員の皆さんからも、これに関して問題提起がありました。その中から、6月からこれまでの議論状況を教えていただけますか。

【松尾学事振興課長】6月定例会における議論につきましては、大学にお伝えをいたしました。大学におきまして、その議論を踏まえまして検討を始めたというところでございます。

ただ、学内にもさまざまな意見があると思われ、また、公立大学の8割でまだ国歌を斉唱していないという状況もございます。

したがって、大学としては丁寧な議論を重ねてコンセンサスを得る必要があると考えているということでございます。

今後、学内の意見を聞きながら検討していきたい旨、聞いております。

【浅田委員】ほかの学校も歌っていないからということも上がっていましたが、国立大学と一緒に県立大学についても、この間申し上げましたとおり、37億円の県立大学の予算額のうち県から17億円出ている、やっぱり税金で賄われている。さまざまなご意見があることは、もちろん承知しておりますけれども、いま一度、議会の中でもこのような意見があったということ踏まえて議論を俎上に乗せていただきたく、

要望いたします。

その後の進捗状況というのも、しっかりと議論されているようで終わるのではなくて、どのような議論がされているのかということまで次の委員会の時にはきちっとお示しいただければと思います。

【山本(由)委員長】ほかに議案外につきまして、質疑はございませんか。

【中山委員】それでは、県立大学法人職員の処分についてであります。大学院人間健康科学研究科の職員が年度後期の授業を実施せずということでありまして、1カ月の停職及び訓告ということであります。

これは複数おつたと思いますが、その中で私が関心を持ったのは、教学の最高責任者である学長が、「管理監督責任の重さを鑑み、自らの申し出により、報酬月額の一部の自主返納を行う」ということであります。これから見ると学長の判断を非常に評価したいなという気もしております。

そこで、管理監督責任の重さに鑑みということについて、どういう形をとればいいのか。教授の上には上司がおつたと思います。学長は直接の上司になるんですか、どうですか。

【松尾学事振興課長】組織的には大学院の研究科がございまして、研究科長はおります。ただ、学長が大学の最高責任者でございまして、したがって、学長がその責任については負うべきであるという考えのもと、学長が10分の1について自ら返納すると。学長につきましては、役員ということもございまして処分という形はできません。そこで、それを自ら返納するという形で申し入れがありまして、それに基づいて今回のような措置をしているところでございます。

【中山委員】もう一つ、地域創造学部の教員が

処分されておりますよね。いろいろあって、就業規則に規定する守秘義務等に違反することで、同日付で戒告、懲戒処分と、これも含めてということになりますか。

【松尾学事振興課長】今回の自主返納につきましては、授業をしていなかったという部分でございまして、今、委員からお話がありました地域創造学部の教授の件につきましては、今回の自主返納の理由としては入っていないということでございます。

といいますのは、職務に基づく行為ではなくて、そこは個人的に行った職務外の行為であるということで管理監督責任については問うことはしていないところでございます。

【中山委員】その辺が少し理解しにくいんですよ。先ほど言ったように、課長であれば自分の部下ですからわかるんですけれども、学長というのは、職員ですから、業務を含めて不祥事については全体責任という形であるならば、これは両方にまたがらなければならない部分も出てくるような感じがするんですよ。

そういう中で、ここに教学の最高責任者ということで入れているけれども、せっかくならば職員の不祥事については大学の学長としての責任だと、そこまで一歩踏み込めば、もっと重みが出てくるんだろうという感じがいたしました。学長自身の判断については評価できると私は思います。評価できるけれども、せっかくならもう一歩踏み込んだ方が、より評価できるのではないか、そういう思いがあったものですから質問いたしました。それで結構です。

【山本(由)委員長】ほかに委員の方から議案外についての質疑はありませんか。

委員長を交代いたします。

【吉村(正)副委員長】山本(由)委員長、どうぞ。

【山本(由)委員長】長崎県公立大学法人の評価

の件ですけれども、中期計画においても、また、平成28年度の単年度においても、大学院の国際情報学研究科、人間健康科学研究科がずっと定員割れをしているという状況で、従来の取組では、これまで以上の学生の確保は難しいという判断をされているんですけれども、これについて具体的に、「今後」と書いてあるんですけれども、こういった形で、学科自体を見直すような方向なのか、それともそれ以外の定員を増やす方法を考えておられるのか、その方向性をお伺いいたします。

【松尾学事振興課長】大学院につきましては、現状の定員が充足されていないという点を踏まえまして、次期中期目標に掲げておりますが、大学院のあり方を検討して、再編を検討するということを掲げております。

社会のニーズに合致した形での大学院というものをつくる。それを目指して再編を図るということで、現在、検討しているところでございます。

中期目標におきましては、平成32年4月に大学院を再編、スタートできるよう、抜本的な再編見直しを行うとしております。それに向かって現在検討しているところでございます。

【山本(由)委員長】もう1点、先ほど中山委員からもお話がありました。要は、授業をしていなかったのに単位をやってしまったという問題ですけれども、これは大変な問題で、大学自体の信頼を失ってしまうような内容かと思います。

これについても授業が適正に実施されているかどうか把握できるシステムでチェックができるようにということを報告されていますが、これは県としてのチェック体制といいますか、そのところはしっかりしていただかないと、いろんな形で、語学教育であったり、地域フィールドワークであったり、そういった形をしてい

る中でこういった問題が起こるということは、今いらっしゃる在学生にとってもそうですし、今後、入学しようとしている方にとっても、本当に信用を失墜させるような内容かなと思っておりますので、県として今後それについてどう対応していきたいと考えておられるのか、簡単にご説明をお願いします。

【松尾学事振興課長】 教学の部分、その目的を達成させるために具体的にどういった手段を用いて進んでいくかということは、一定、大学に委ねられているところがございます。

今回は大学の方で自主的に再発防止策を検討して、授業が行われているか、あるいは学生がちゃんと出席しているかといったことを把握できるシステムを導入することにしております。

県としまして、細かいところまで微に入り細に入りというわけにはいきませんが、そういう状況についてはしっかり把握をして、適宜、助言等を行いながらやっていきたいと考えております。

【吉村(正)副委員長】 議事整理権を委員長にお返しいたします。

【山本(由)委員長】 ほかに議案外について質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山本(由)委員長】 しばらく休憩します。

— 午前10時48分 休憩 —

— 午前10時48分 再開 —

【山本(由)委員長】 委員会を再開します。

次に、自由民主党・県民会議より「私学助成の充実・強化等に関する意見書」提出の提案を受けております。

浅田委員から意見書提出についての提案趣旨説明をお願いします。

【浅田委員】 皆様のテーブルにお配りをさせて

いただいております「私学助成の充実・強化等に関する意見書（案）」ということで、我が会派から、今までも私立学校の公私間格差や少子化による生徒数の大幅な減少等もあり、私立学校への助成などの拡充強化を強く求めさせていただいております。

私立学校の教育環境の整備充実や私立学校生徒への修学支援制度の拡充強化が図られるよう強く要望させていただいておりますので、ご理解をいただきますようお願い申し上げます。

【山本(由)委員長】 ただいま浅田委員から説明がありました「私学助成の充実・強化等に関する意見書（案）」について、ご質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山本(由)委員長】 しばらく休憩します。

— 午前10時50分 休憩 —

— 午前10時52分 再開 —

【山本(由)委員長】 委員会を再開いたします。意見書の提出について、採決を行います。

本提案のとおり、意見書を提出することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【山本(由)委員長】 ご異議なしと認めます。

よって、「私学助成の充実強化等に関する意見書」については、提出することに決定されました。

なお、体裁の修正等につきましては、いかがいたしましょうか。

〔「正副委員長一任」と呼ぶ者あり〕

【山本(由)委員長】 それでは、正副委員長にご一任願います。

ほかに質問がないようですので、総務部関係の審査結果について整理したいと思います。

しばらく休憩いたします。

— 午前10時53分 休憩 —

— 午前10時53分 再開 —

【山本(由)委員長】 委員会を再開いたします。

これをもちまして、総務部関係の審査を終了いたします。

次に、教育委員会関係の審査を行います。

準備のため、しばらく休憩いたします。

11時10分に再開いたします。

— 午前10時54分 休憩 —

— 午前11時10分 再開 —

【山本(由)委員長】 それでは、委員会及び分科会を再開いたします。

これより、教育委員会関係の審査を行います。

【山本(由)分科会長】 まず、分科会による審査を行います。

予算議案を議題といたします。

教育長より予算議案の説明をお願いします。

【池松教育委員会教育長】 教育委員会関係の議案について、ご説明いたします。

「予算決算委員会文教厚生分科会関係議案説明資料」の教育委員会の1ページをお開きください。

今回、ご審議をお願いしておりますのは、第71号議案「平成29年度長崎県一般会計補正予算（第2号）」のうち関係部分であります。

教育委員会所管の補正予算額は、歳出予算、特別支援学校費4,125万1,000円の減でございます。この結果、平成29年度の教育委員会所管の予算総額は、1,407億892万円となります。

次に、補正予算の内容について、ご説明いたします。

平成29年度から平成30年度の2カ年で実施することとしております諫早特別支援学校改築・

改修工事の基本設計及び実施設計について、設計工程の内容に変更が生じたため、平成29年度に要する経費として、特別支援学校施設整備費4,125万1,000円の減を計上しております。

また、債務負担行為は、平成29年2月定例会において、平成30年度に要する経費として承認いただいておりますが、このことに伴い、特別支援学校施設整備費4,125万1,000円の増をしようとするものであります。

以上で教育委員会関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【山本(由)分科会長】 ありがとうございます。

次に、教育環境整備課長より補足説明を求めます。

【野口教育環境整備課長】 第71号議案「平成29年度長崎県一般会計補正予算（第2号）」の関係部分について、補足してご説明いたします。

お手元にお配りしております「予算決算委員会文教厚生分科会関係議案説明資料」の2ページをお開きください。

まず、歳出予算、特別支援学校施設整備費4,125万1,000円の減についてであります。

諫早特別支援学校の改築・改修工事の基本設計及び実施設計については、一定の現地確認と、それまでの他の事例を参考といたしまして、一連の契約として平成29年度に建物の配置や建物ごとの間取りなど、改築・改修全体を設計する基本設計を行った後に、平成29年度から平成30年度にかけて改築に係る詳細な実施設計を行うこととしておりました。

ここに記載はしていませんが、設計に係る全体予算は、9,975万2,000円でありまして、このうち本年度の予定分は7,125万1,000円、来年度分は2,850万1,000円で計画していたところ

でございます。しかしながら、設計内容の仕様を固めるための現地調査をさらに行っていく中で、改築先のグラウンドに校舎をどのように配置するか、また、その配置や今後行われることとなっております地質調査の結果とも関係してまいりますが、グラウンドの法面の保護が必要かどうか検討が必要となったこと。また、改築先の同グラウンドは、改修する校舎の敷地よりも一段低くなっておりまして、改築校舎と改修校舎の渡り廊下について段差をなくす接続方法の検討に時間を要することが見込まれること。改修する校舎は、県有施設で初となります長寿命化改修工事を行うこととしておりますが、その計画策定のために柱や壁などの状態を詳細に把握する必要が生じたこと。これらの検討や調査を踏まえた総合的な工事計画の策定に時間を要する見込みとなったことなど、基本設計に当初の見込みよりも長い期間を必要とすることによりまして、基本設計を今年度いっぱい行うこととしまして、平成29年度予算から今年度予定をしておりました実施設計相当分の4,125万1,000円を減額しようとするものでございます。

続きまして、横長資料の3ページであります。

これは、先ほどご説明いたしました設計の工程の変更に伴い、平成29年2月定例会において承認をいただいております平成30年度の債務負担限度額2,850万1,000円に、今回の補正予算で減額しようとしております4,125万1,000円を加えまして6,975万2,000円へ増額しようとするものであります。

なお、諫早特別支援学校の改築・改修の工事については、2月定例会及び5月の文教厚生委員会現地調査でご説明しておりましたとおり、平成33年度の完成となるよう取り組んでまいります。

私からの説明は、以上でございます。よろしくをお願いいたします。

【山本(由)分科会長】 ありがとうございます。

以上で説明が終わりましたので、これより予算議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【中村委員】 諫早特別支援学校の建設について報告がありましたけれども、グラウンドの高低差があつて新校舎と旧校舎を渡り廊下でつながなくちゃならないと思うんだけど、今回の新校舎は、耐震とか免震とかあるんじゃないですか、その辺の建築はどういう工法でやるんですか、最終的には。

【野口教育環境整備課長】 それがこれからの設計の中身だと思っております。

【中村委員】 実を言いますと、現在、諫早市役所を新しく造っているんだけど、旧庁舎と新庁舎を渡り廊下で結んだんだけど、片方が免震で、片方が耐震だったので、結局、つながるのが難しいわけです、揺れ方が全く違うものだから。

だから、今回、新しい校舎をつくった時に、その校舎と渡り廊下で結ぶわけだけでも、その辺もよく考慮してやらないと諫早市役所のうちにちょっと失敗するわけですよ。あれは後で話が出てきたものだからね。だから、そこら辺も含めてぜひ検討していただきたいと思います。

【野口教育環境整備課長】 設計、それから施工ともに、土木部に対して私どもは依頼をしております。そういったことで、今、委員から頂戴いたしましたご意見、お考えについては、技術的にちゃんと解決できるように土木部に伝えていきたいと思っております。

【中村委員】 それともう1点、今回、グラウンドの方にできるということですから、裏の方に

法面がありますよね。例えば、重量物になってきたら、その法面の保護なんかも入ってくると思うので、実際、今計画をされている費用よりも、その法面の保護なんかが入ってきたら工事費はかなりの額に上がると思うんですね。その辺についてはどうですか。

【野口教育環境整備課長】 設計予算9,900万円程度の中に地質調査費も含めております。そういったことも考慮した上でのことでありますので、その後、法面のことについても、コストのことでもありますので、そういったことも考慮しながら基本設計がなされていくものと考えております。

【山本(由)分科会長】 ほかに予算に関する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山本(由)分科会長】 ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山本(由)分科会長】 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

予算議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第71号議案のうち関係部分については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【山本(由)分科会長】 ご異議なしと認めます。

よって、議案は、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

【山本(由)委員長】 次に、委員会による審査を行います。

議案を議題といたします。

教育長より総括説明をお願いいたします。

【池松教育委員会教育長】 教育委員会関係の議

案について、ご説明いたします。

「文教厚生委員会関係議案説明資料」の教育委員会の1ページをお開きください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、報告第16号「知事専決事項報告『和解について』」であります。

これにつきましては、平成28年8月31日付で提訴された長崎地方裁判所平成28年（ワ）第255号損害賠償請求事件に関して、和解を受け入れることについて、8月29日付で専決処分したものであります。

なお、詳細につきましては、この後、担当課からご説明申し上げます。

続きまして、議案外の主な所管事項について、ご説明いたします。

全国学力・学習状況調査の結果について。

本年4月18日に、小学校6年生、中学校3年生を対象に、国語、算数、数学の全国学力・学習状況調査が実施され、その結果が去る8月28日に文部科学省から公表されました。

本県の正答率は、小学校調査において、全国平均を1～3ポイント下回り、中学校調査においては、全国平均と同程度でした。中学校調査の結果については、今回の調査対象であった現中学3年生が小学校6年生時の同調査において、全ての調査で全国平均を下回っていましたので、対策の成果があらわれたものと認識しております。

これまでの調査で課題となっていた内容としては、自分の考えを書くなどの記述の問題について、中学校国語においては、改善傾向が見られるものの、複数の情報を整理しながら理解したり、自分の考えをまとめたりすることについては、両校種において、今後も継続して取り組むべき課題となっております。また、小学校で

は、基礎的な知識・技能の定着についても課題が見られました。

一方、児童生徒の生活の様子等に関する質問紙調査からは、他者への思いやりなどの道徳性が高く、学校生活を肯定的に捉えていることがうかがえるなど、昨年度に引き続き、多くの項目において望ましい結果が出ております。

今回の結果を踏まえ、現在、大学教授を含む専門委員会において、より詳細な結果分析や県学力調査の結果分析とあわせた改善策等の検討を行っております。

県教育委員会では、各学校が指導の改善や充実等に役立てることができるような教職員研修を実施するなど、実行性のある学力向上対策を推進してまいります。

2ページをご覧ください。「長崎県いじめ防止基本方針」の改定について。

「いじめ防止対策推進法」を受け、国が平成25年10月に策定した「いじめの防止等のための基本的な方針」をもとに、県及び県教育委員会は、平成25年12月、「長崎県いじめ防止基本方針」を策定いたしました。

本年3月、国の「いじめ防止等のための基本的な方針」が改定されたことを受け、本県基本方針に基づいて、長崎県いじめ問題等対策関係機関会議等において検討し、必要な内容の改定を7月に行いました。

主な改定の内容は、1点目が、いじめの認知については、児童生徒が感じる被害性に着目し、的確に判断すること。

2点目が、いじめが解消したと判断した場合でも、再発する可能性を考慮し、日常的に注意深く観察すること。

3点目が、学校いじめ防止基本方針を保護者や地域住民に広く周知すること。

4点目が、学校いじめ防止基本方針の取組状況を学校評価の評価項目に位置づけること。

5点目が、障害があるなど学校として特に配慮が必要な児童生徒については、その特性を踏まえた適切な支援を組織的に行うことの5点になります。

現在、「長崎県いじめ防止基本方針」の改定内容の周知並びに各市町及び各学校が策定している「いじめ防止基本方針」の改定に向けた指導を進めており、引き続き、いじめの防止、いじめの早期発見及び対処のための対策を総合的かつ効果的に推進し、いじめ問題の根絶に努めてまいります。

5ページをお開きください。県立上五島海洋青少年の家の新上五島町への移譲について。

県立上五島海洋青少年の家については、県が旧上五島町の海岸に面した町有地に80人宿泊可能な海洋体験型の青少年教育施設として整備し、平成元年に供用開始しています。現在、指定管理として新上五島町が管理運営しており、昨年度は年間延べ3,140人の方が利用しております。

これまで県の行財政改革に基づき、建物敷地が町有地であり、供用開始以降、町が管理運営してきたことや地元利用率も高いことから、町への移譲を協議してきたところ、より地元に着した地域振興に資する柔軟な運営ができることや、町において当分の間、大規模改修が必要とならないよう、県が、今年度外壁改修などの工事を実施することから、平成31年3月末の移譲に向けて具体的な協議を進めていくこととしました。

今後とも、移譲後の施設運営が円滑に進むよう、新上五島町と十分に協議を行ってまいります。

6ページをご覧ください。新県立図書館の整備について。

現在、大村市に整備を進めております「長崎県立・大村市立一体型図書館及び大村市歴史資料館」（仮称）については、多くの県民、市民の皆様に関心のある施設となるよう、施設愛称を募集することといたしました。募集期間は、9月1日から10月13日までとし、選考委員会による選考を行った後、商標調査を経て、来年1月に公表する予定としております。

愛称決定後は、広く県民、市民の皆様にとって、親しみを持って身近に使っていただける社会教育施設となるよう、大村市とも連携を図りながら広報活動に取り組んでまいります。

8ページをお開きください。教職員の不祥事について。

平成25年から平成29年5月にかけて、県内外のコインランドリーにおいて、落とし物かご等にあった女性用の下着を自宅に持ち帰るという行為を行った時津町内の小学校教頭に対して、7月28日付で懲戒免職処分といたしました。

また、沖縄県のビーチで女子児童の水着姿をデジタルカメラで撮影したとして、8月1日に沖縄県の迷惑行為防止条例違反の疑いで逮捕された平戸市内の小学校教諭が、平成27年3月頃、長崎県内において、18歳未満の女性が着替える様子を撮影したとして、8月17日に児童ポルノ法違反の疑いで再逮捕されました。事実関係を慎重に確認の上、厳正に対処してまいります。

教職員による相次ぐ不祥事の発生を受け、県内の教育関係者が総力を挙げて不祥事根絶と信頼回復に向けて取り組んでいる最中、このような不祥事が発生したことは、学校教育に対する信頼と期待を裏切り、県民に失望と不信感を与えるものであり、県議会初め、県民の皆様に対

し、深くお詫び申し上げます。

事案発生後、全21市町に義務教育課長が出向き、サービスを監督する市町教育委員会及び市町立学校の管理職員に対し、直接指導いたしました。

また、不祥事に至った原因や背景、当事者の心理状況等を不祥事根絶のための研修資料としてまとめ、全小中学校長に配布する予定です。

今後も、管理職員を含め、全ての教職員に対して、児童生徒の教育に携わる職にあることの自覚を厳しく促し、使命感や倫理観の高揚、服務規律の徹底を図るとともに、全ての教育関係者と連携し、不祥事根絶と信頼回復に向けた実効ある取組の推進に全力を傾けてまいります。

そのほか、外国語教育の充実について、高校生の活躍について、「しま」における体験活動について、子どもたちの文化活動について、スポーツにおける活躍についての内容と所管事項の詳細については、「文教厚生委員会関係議案説明資料」に記載させていただいております。

以上をもちまして、教育委員会関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【山本(由)委員長】 次に、児童生徒支援室長より補足説明を求めます。

【高鍋児童生徒支援室長】 それでは、報告第16号「知事専決事項報告『和解について』」につきまして、補足してご説明申し上げます。

お手元に配付しております「平成29年9月定例会県議会 文教厚生委員会説明資料」の1ページをご覧ください。

本事件は、新上五島町の当時中学校3年生の生徒が、平成26年1月8日に自殺したのは、学校側がいじめを把握して具体的な方策を講ずるべき安全配慮義務を怠ったためだとして、平成28

年8月31日、両親が長崎地方裁判所に県及び新上五島町を相手に損害賠償請求を求めて提訴したものでございます。

その後、同裁判所から和解勧告がなされ、平成29年8月8日、新上五島町議会で和解案を受け入れる議案が可決されたことから、本県においても和解を受け入れることといたしました。

和解の内容につきましては、資料に記載のとおりでございますが、本県に関する部分は、「（5）被告長崎県の教育委員会は、前項に基づく新上五島町のいじめ根絶に向けた取組を支援する」であります。

県教育委員会といたしましては、和解内容を重く受けとめ、新上五島町のいじめ根絶に向けた取組を支援するとともに、市町教育委員会及び関係機関との連携をさらに強化し、いじめ問題に適切に対応してまいります。

以上をもちまして補足説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

【山本(由)委員長】 以上で説明が終わりましたので、これより議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【里脇委員】 今、最後に説明のあったいじめの部分について、和解の部分ですけれども、これは県としては、要するに金銭的な責任は負わずにということの中で、「今後、新上五島町のいじめ根絶に向けた取組を支援する」ということで、あくまでも補足的といいますか、主体としては新上五島町が計画をつくり、それに組み込んでいくということが主体となるんですけれども、現段階で具体的に県としてどういうことを考えられているのか。あるいはこれは上五島町だけの問題じゃなくて、いじめの問題については県下全域ということである中で、県として各

自治体に対しての指針というか、そういったものについてお考えがあらわれるのか、お尋ねいたします。

【高鍋児童生徒支援室長】 まず、最初にご指摘のありました新上五島町の取組の支援ということについてでございますが、このことにつきましては新上五島町が現在示しております再発防止策の取組に対して情報の提供及び講師の派遣等、最大限の支援をしまいる予定でございます。

それから、県立の学校、他市町でのいじめ問題の対応についてでございますが、再発防止等の対応について、国の「いじめ防止対策推進法」や「長崎県いじめ防止基本方針」に沿った学校や教育委員会、家庭、地域のそれぞれの役割を再度確認することや、現在、設置されているいじめ防止等の対応のための組織等をしっかりと機能させることなど、適切に対応していくよう指導をしていきたいと考えております。

【里脇委員】 総括的なお話だったと思うんですが、具体的な点で、こういった部分をとというお考えはないんですか。

【高鍋児童生徒支援室長】 まず、具体的なことに関しては、いじめというのが確実に学校に存在するという教員たちの見とりをしっかりとするための研修会について、先ほど申しましたいじめ防止基本方針等に盛り込んでおりますので、そのことについて既に今年6月から7月にかけて各学校から1名、担当者を出しまして研修会を行ったところでございます。

今後、各市町教育委員会の指導主事等が同様の研修会を実施いたします。また、地域、家庭も重要な役割を果たしていくことになりますので、県のPTA連合会等との協議の中で、いじめ防止対策について理解を深めていくように進めていこうと考えているところでございます。

【山本(由)委員長】 ほかに議案に対する質疑はございませんか。

【中山委員】 和解ですね。非常に痛ましい事件でありましたけれども、時間がかかったことについて、教育長は、裁判には時間がかかるという話もありましたが、いじめというのは非常に難しいなと改めて感じます。

被告の真摯な謝罪とありまして、その下に「平成25年4月以降、級友たちによる悪口、無視、嫌がらせ行為等のいじめが存在したこと」とありますが、これにあわせて「平成25年9月の時点でいじめの存在に気付き、それを防止する措置を取り得たこと」とあります。この辺がどういうことなのか、わかりそうで、わかりにくいんですよ。この解釈といいますか、どういう状況であったのか、この辺を教えてください。

【高鍋児童生徒支援室長】 いじめがあったということに気づけたということですが、明確に暴力を振るうとか、教員の前でさまざまないじめ行為があれば確実に把握できるのですが、この場合は、教師の目が届かないところや、ラインを通じた無視などの、いじめに値する行為があったということ、教員がなかなか気づけなかった。ただ、そういう中で被害者の生徒が発していた言葉や作文など、そういうもので教師がつかめたはずだということでもあります。

また、第三者委員会の報告の中でも、先ほど申しましたように、そういうことをきちんと教員に見とる力があれば早期発見ができたのではないかという受け取り方をしているところでございます。

【中山委員】 悪口なんかは、仲がよくても悪口を言う場合もあるし、これは非常に難しいと思うんですが、その中で「本件中学校の教職員がその措置を怠った」ということでもあります。この教職員というのは、校長を含めて職員全体を

いうのか、担任の先生を指すのか、その辺はどうですか。

【高鍋児童生徒支援室長】 一義的には担任が子どもと一番長く接しますので、まず担任であろうと思いますが、今、私どもが示しておりますいじめ対策基本方針等につきましては、担任が必ず同学年であるとか、職員会議全体で情報を共有するよという指導をしています。いじめ対策委員会というのが学校に設置されておりますので、これはおかしいのではないかとこの事案がありましたら、必ずそこに報告して全体で取り組むこととしておりますが、ここで幾つかの場面での見落としがあり、そこで情報が共有されない部分もあったのではないかと考えます。

ですから、今、中山委員がおっしゃった担任か全体かということになれば、スタートは担任もしくは近い教員、その後、管理職を含む全体でということでございます。

【中山委員】 そうなると、全体の子どもを見る目というか、総合力が養われる必要があると考えております。

そこで、ちょっと議案外にも入るけれども、いじめ防止基本方針の中で1点だけ共通する部分があるので、改正点の中の主な部分で、「いじめの認知については、児童生徒が感じる被害性に着目し、的確に判断すること」となっております。この辺とつながってくるんじゃないかと思えますけれども、この辺の「児童生徒が感じる被害性に着目し、的確に判断」という、この辺についてももう少し詳しく説明いただけますか。

【高鍋児童生徒支援室長】 ここに書いております中で、「たとえ、からかいに見えるようなものであっても」という表現があります。例えば、よくある、じゃんけんをして負けた者が荷物を

持って帰るという遊びがあるんですが、それが私たち大人の目から見たら遊んでいるんだろかなと見えるけれども、そこで持たされている子が、ひょっとしたら無理やり持たされているのかもというような、私たちがそういうような視点を持って、その子に一言声をかけるというようなこと、今までは遊びかなということで見過ごしていたものを、ひょっとしたら被害者の方としては遊びではなくていじめられていると受けとっているのではないかなというような、私たち自身がそういう見方を持って子どもたちに接することが必要になってくると考えております。

【中山委員】これ以上は後でまた質問したいと思います。この事件は痛ましい事件でありますけれども、子どもの立場で感じ取るとなると非常に高度な感覚が要るし、それによって躊躇して適切な指導が怠られる可能性もあるのかなという感じがするので、その辺を含めて指導は指導としてきちんとやるべきはやらなければいけないと思っておりますので、その辺のめりはりをつけた指導ができるように教職員の研修等を含めてやっていただくことを要望しておきたいと思います。

【山本(由)委員長】ほかに質問はございませんか。

【吉村(正)副委員長】私も、この和解の件で1つご質問させていただきたいと思います。

2ページになりますか、和解をすることによって、いろんな免責事項とか、そういったものを羅列してあります。その中の一つで、「この和解によって被告らと原告らとの間には和解条項に定めるもののほかに何らの債権、債務がないことを確認する」、これはいいでしょうということとしても、その一つ上の段ですね、「本件に関し、本件中学校の教職員に対する行政上の責任追及を行わず」云々というのがあります。

ここの行政上の責任というのは一体何なのか、どういう責任が挙げられるかということをお口頭でもいいから説明をしてください。いわば県が和解金としてお金を払うことによって、全ての責任は免責されますよというような印象しか受けられないですね。多分そうじゃないんだと思うんですけどね。これがどういう意味をなすかということも、もしよかったらご説明を加えていただければと思います。市町が支払うということについて。

【高鍋児童生徒支援室長】まず、教職員の責務ということですが、この場合は安全配慮義務違反ということで、本来、学校で安全に過ごさなければいけない児童生徒が何らかの場合に危害を被る、事故に遭ったということに対しての指導者としての責任を教職員がとらなければいけないということがございます。

そのことについて今回の自殺事案については、教職員にいじめを見落としたというところの職務安全義務違反があったということですが、それに対しての損害賠償は求めないという内容でございます。そのことについては服務監督権者でありますところの新上五島町が、その職員に対してどういう責任があるかということをお別途検討すれば別ですけれども、そこにつきましては、今後、新上五島町の判断になってくるということでございます。

【吉村(正)副委員長】わかりました。ただ、安全配慮義務とか善管注意義務というのが一般的な法律用語になってしまっていて、何かこう、人が一人亡くなっているんですよね、この件です、残念なことに。それを新上五島町が支払ったことによって、全部あとはなしというような話じゃなくて。確かに、裁判所からの和解の勧告があって、それに従ってされているんでしょうけれども、もう二度と繰り返さないと言

いながらも、何回も何回も繰り返されているいじめの案件について、もうこれが最後だというような覚悟を見せるためにも、そこを教職員の皆さん、それから当事者の皆さんにも強く意識してもらうため、それは当事者というのは、いじめた生徒も含めて、もっともっと厳しく自覚してもらうために何か方策があつていいのかなと。そこを考え出すのが役所の皆さんの一つの仕事かなということを思ったりするんですが、そのあたりで何かコメントがあれば一言お願いいたします。

【高鍋児童生徒支援室長】実際にこの事案を経験した教職員は、大きなショックを受けております。そのことについて自分たちなりの反省をしながら、二度とこういうことが起きないようなことに向けて自分たちなりの研修その他を行っていくことになります。

また、今回の和解案にもございましたように、新上五島町においては、確実に毎年、自殺予防についての研修を行って、そのことの結果を、どういったことをしたか、また、教職員がどのような状況であるかということについて公表するというように、当事者の新上五島町は対策をとっております。

それを受けまして、私どもも同様に重く受け止めまして、他人ごとではないということで、預かっている子どもたちの命をしっかりと守ることについて、きちんと、どのような方策が立てられるかということについては、十分検討しながら指導してまいりたいと考えております。

【池松教育委員会教育長】今回の議案に限って申し上げますと、いじめられた子どもが、いわゆる優等生で、明るく元気な子だったということで、先生方が、そういう子が元気をなくしている状況が見えてなかったという部分がありま

す。

そういった意味では、和解案にもありますが、やはり先生方がアンテナをどう高く張るかという認識を常に持っていてもらい、いじめは学校で起こり得るものなんだという認識を常に持って、担任だけではなくて、学年全体、学校全体で子どもの様子をよく見るというような意識を今まで以上に持っていただく必要があると思いますので、研修等を通じて、そういう意識改革といいますか、よりそういう意識を持っていただくようなことに努めていただきたいと思います。

それと、本会議で、先ほど中山委員からもご指摘があつたんですが、私が、長期化したことが裁判のせいだというようなことをマスコミが報道しておりましたが、これは本会議で山田（博）議員から長期化したことが非常に問題ではないかというご質問があつて、その中で私は、3年もかかってしまったことは遺族の方々にとっては長期間お苦しみになったことと思いますけれども、やはり裁判になったことによって長期化した傾向もございますので、私どもといたしましては、裁判に至る前に学校、教育委員会または当該地方公共団体が遺族の方と十分協議をして納得いただくような結論を出すべきだと考えているという認識を持っております。

裁判になると、どうしても公判が月に1回とか、そういうペースで進んでいきますから、よその県の事例を見ましても、長期間かかってしまうというのは裁判制度の常でございますので、私どもといたしましては、そこで起こった事案というのを学校が真摯に受け止めて、遺族側に寄り添った対応、また、同級生にそういういじめを今後起こさせないような教育をするためにどうすればいいかということについては、十分話し合いをした上で対応していくべきだと考え

ております。

いじめ防止については、今後とも、県教委、市町教委、また、学校現場と連携を密にしながら取り組んでいきたいと考えております。

【山本(由)委員長】 ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山本(由)委員長】 ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山本(由)委員長】 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

報告第16号は、承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【山本(由)委員長】 ご異議なしと認めます。

よって、報告第16号は、承認すべきものと決定されました。

ここで午前中の審査を終了いたしまして、午後は1時30分より再開いたします。

しばらく休憩します。

— 午前 11時47分 休憩 —

— 午後 1時30分 再開 —

【山本(由)委員長】 委員会を再開します。

次に、提出がありました「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について、説明をお願いいたします。

【田渕総務課長】 「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づき、本委員会に提出いたしております教育庁関係の資料について、ご説明い

たします。

対象期間は、本年6月から8月までであります。

まず、1ページであります。これは県が箇所づけを行って実施いたしております市町等に対し、内示を行った補助金についての実績でありまして、直接補助金、公立学校施設整備費負担金など計6件となっております。

次に、2ページです。これは1,000万円以上の契約案件についての実績でありまして、計7件となっております。そのうち競争入札の結果については、3ページから13ページに記載のとおりであります。

次に、14ページから28ページであります。これは知事及び部局長等に対する陳情・要望のうち、県会議長宛にも同様の要望が行われたものでありまして、内容は、長崎県町村会の県に対する要望など計12件となっております。

次に、29ページから32ページであります。これは附属機関等会議結果を記載しておりまして、第4回長崎県社会教育委員会など計3件の会議結果を記載しております。

以上で説明を終わります。

【山本(由)委員長】 ありがとうございます。

以上で説明が終わりしましたので、これより、まず陳情審査を行います。

お手元に配付いたしております陳情書一覧表のとおり陳情書の送付を受けておりますので、ご覧ください。

お手元の陳情書一覧表の14、15、16、21、24、26、28が対象となります。

陳情書につきまして、何かご質問ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山本(由)委員長】 陳情につきましては、質問がないようですので、承っておくことといたします。

次に、所管事務一般に対する質問を行うこととします。

まず、先ほど説明がありました「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について、ご質問はありませんか。

【中村委員】 今回、調理の、学校給食の点で入札があっているんですけども、別段、見た目では問題ないと思うんですけども、ただ、ご存じのとおり、最近、学校給食を残す子どもが多いという話がたくさん出ています。問題になっています。

それで、今回、落札した業者というのが2者あるようですけれども、C地区を落札した業者の技術評価点が200点満点のうち170.9点です。一番最後にB地区の学校給食を落札している会社の技術評価点は135.4点しかないわけです。この点数の差というのが、私個人の考えだけでも、要するに、先ほど言った料理の内容にも結びつく可能性もあるのかなと。そうなった時には子どもたちが本当においしく食べれる給食なのか、それとも先ほど言った問題になるような給食なのか、そこら辺の判断というのはどういうふうにやられているんですか。

【山本体育保健課長】 技術点につきましては、合計200点ということで評価しておりまして、安全管理、衛生管理、業務経営体制などでそれぞれ点数を振っております。また、それぞれ足切りラインとして半分以上の点数が必要としておりまして、これについては外部の大学の先生等の有識者に審査をしていただいております。審査をするに当たっては業者からのプレゼンテーションを実施し、どういった内容の給食を提供するのかや安全管理の面についてはどういふところに配慮するのかということを総合的に審査いたしまして、一定、基準以上の得点を得ているということで合格として、あと残りの300

点満点中100点につきましては、価格というところの競争性を評価いたしまして、それを点数化して、点数が高い方を落札業者としたところでございます。

ご心配の安全であるとか調理の内容につきましては、きちんと担保できるように審査をしている状況でございます。

【中村委員】 私が心配しているのは、合計点数でもこれだけ差があるのは事実ですね。ただし、学校給食提供の姿勢とか、安全衛生管理とか、業務運営体制とか、事業実施主体の適格性とか、全て差があるわけです、この両者が。そうした時に、これだけの差があっても同じような内容で料理をつくったり提供したりすることが可能なかということをご心配しているんですよね。

逆に言えば、B地区を落札してますよね。その業者に対して適正な指導をして、今後はもう1者と同等のような点数になるような努力をさせるべきだ、してもらわなくてはならないと私は思うんですけども、その辺についてはどう指導していますか。

【山本体育保健課長】 請負業者に関しましては、社員教育ということで調理員の方にしっかり研修をするように、技術的指導をするようお願いしております。県においても、請け負われた調理員の方を全て集めまして、実際の給食が始まる前、8月にちゃんとした食の安全が担保されるような研修を行っているところでございます。

また、請負業者においても年間を通して、そのような研修については適宜行っていくこととしております。

【中村委員】 履行期間が3年間ありますよね。その3年間でどのぐらい会議を開くかわからないけれども、結局、3年間にこの点数の差は必

ず埋め込んでほしいわけです、私たちとすればね。子どもたちも、例えば、学校が違って給食が違った時に、もしそれがいろんな意味で公表されたとか、そういう時に子どもが食べる給食の内容が違うとか、そういうことになってもまた困るわけだから、その指導に当たっては、これだけの点数の差があるというのは、何かあるんじゃないかと私は心配しているものだから、それがないように3年間で、できるだけ早い時期に追いつくような体制をとらせなければいけないと思うので、的確な指導をしていただきたいと思います。

でき上がった給食を給食センターの所長あたりが試食するわけでしょう、毎回。そういった時に、例えば、いい方の食事と点数が低い方の食事と、どれだけの差があるのか、私たちも見てみたいわけけれども、その辺については、あなたたちは行って現場を見たりとかもしているんですか。

【山本体育保健課長】実際の給食の調理については、それぞれの学校での調理場を活用して、調理の方がそこに入って請負という形で調理をしていただいております。

献立、給食のメニューについては、それぞれ県の栄養教諭ないしは栄養士が献立をつくって、日々の食の管理というのは適切にしております。

また、実際の給食の管理は学校長が責任を持って行うということで、日々の検食については、学校の管理職が検食をするようになっております。

私どもも、先般、学校に出向きまして調理内容については試食をして確認をさせていただいております。

今後とも、食の安全については、県と学校が一緒になってしっかりやっていきたいと思っております。

【中村委員】ぜひお願いしたいと思います。あれだけのことを報道されている時に、どこの学校の子どもたちも一緒の内容のおいしい食事を食べさせたいというのが保護者の理想でもあり、考えだと思うから、その辺は十分注意していただきたい。

先ほど言われた栄養士がメニューを考えていると思うんだけど、ただ、栄養士の年齢によっても食事に差が出てくるらしいんだ、聞いたところによればね。だから、その辺については、栄養士の皆さんたちとたまに一緒に協議をしたりして、同じような、各学校の給食が平等になるような体制をとっていただきたいと思いますので、できる限り努力をしていただいて、食べ残しがないように、おいしい食事を子どもたちに与えていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

【山本(由)委員長】ほかに、「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山本(由)委員長】それでは、「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」についての質疑を終了いたします。

次に、議案外所管事務一般についてご質問をお受けいたします。

議案外所管事務一般について質問はございませんか。

【里脇委員】県立上五島海洋青少年の家の新上五島町への移譲についてということですが、まず、県が設置して町が指定管理者でということで、現在の運営の内容について、どういう指定管理のやり方をされているのか。

この質問の趣旨は、これが今後、県の方で外壁改修工事を実施して町に移譲するということですが、この辺について恐らく無償で移

譲されると伺っています。改修工事に係る費用負担を県がやっているの、維持費や施設運営については、町の方で見てくださいということ、移譲を考えておられるのかどうかということ、その辺のところを知りたい。

まず、指定管理の現状をお聞きしたいということです。

【原生涯学習課長】今の指定管理者につきましては、施設の供用開始時に管理事務及び使用料の徴収事務等を旧上五島町に委託しており、町が管理運営をしてまいりました。その経緯や上五島海洋青少年の家が新上五島町の施策と関連していることから、指定管理者制度導入時に新上五島町を指定しております。

今、職員が4人おりますが、4人の中の3人が新上五島町の職員と併任で、うち1人の町職員の方が中心の仕事をされております。そういうことで、町が主体的に管理運営を行っているという現状でございます。これが1点目でございます。

また、この移譲につきましては、町の要望で整備した施設で、建物の敷地が町有地であること、それから、開設当時から町が実質的に運営をしてきたことや、地元の利用率が高いことから、これまで県の行財政改革に基づきまして移譲についての協議をしてまいりました。協議の結果、町の方で地元により密着した地域振興に資する運用が柔軟にできるということと、大規模な改修をこれまでやっていなかったということもございまして、本年度、外壁改修工事等を実施するということから移譲を具体的に進めていくことにしております。

【里脇委員】ということは、今まで県が費用負担をしていたというわけではなくて、全て町の方で維持と運営面についてやっておられたということですね。

【原生涯学習課長】運営経費の費用負担につきましては、町が全体経費の3分の2を、県が3分の1を負担してまいりました。県の負担金が約400万円でございます。

【里脇委員】もう一度、最初の質問ですけど、この移譲については、要するに、無償で移譲ということで考えておってよろしいんですか。

【原生涯学習課長】県の「県有財産の交換・譲与等に関する条例第3条」で、「国または地方公共団体が公用もしくは公共用、公益事業の用に供するためには譲与または」という条項がございます。町も、これまでどおり青少年教育施設として使用していくと伺っていますので、無償での移譲を予定しているところです。

【里脇委員】今までの県の費用負担3分の1については、移譲後はどういうふうになるんですか。

【原生涯学習課長】移譲後は、財政的な援助を行う予定はございません。ただし、これまでと同じように活動内容とか広報とかは、県内にある青少年教育施設でございますので一緒に行って、町に移譲した後もきちっとした運用ができるように助言していこうと思っております。

【山本(由)委員長】ほかに議案外所管事務一般について質問はございませんか。

【中山委員】災害対応トイレ等の推進についてということでお尋ねします。

まず、災害時の避難所に指定されている県内の小・中・高校の拠点数は幾らありますか。

【野口教育環境整備課長】避難所として指定されております公立学校の数ですが、県立学校でいいますと、本校69校のうちの61校が指定されております。小中学校につきましては、509校のうち455校が避難所として指定されているということであります。

【中山委員】かなりの率、8割か9割程度が指

定されているということでもありますので、指定についてはかなり進んでいると思います。

そこで、耐震性の貯水槽などがあって飲料水の確保ができています箇所、また、非常用の備蓄があるところのパーセント、そして、災害無線など通信手段を確保している等、指定校についてどういう状況になっているのか教えてくださいか。

【野口教育環境整備課長】 先日、文部科学省が全国調査をした内容が公表されております。その内容でいいますと、備蓄に関する防災機能、備蓄倉庫を保有する学校数の割合ですが、本県につきましては34.2%ということでもあります。また、飲料水に関する防災機能、耐水性貯水槽等を保有する割合が16.4%。それから、断水時のトイレに関する防災機能を保有する割合が3.1%ということでございます。あと2項目ほどございまして、電力に関する防災機能を保有する割合が16.2%。通信に関する防災機能、通信設備を保有する割合が44.9%というような割合でございます。

【中山委員】 特に耐水性貯水槽等を保有する割合が16.4%ということでありまして、全国平均が66%になっていますよね。この辺は、やろうと思えば、そう難しい問題ではないような感じがするんですけれども、この辺をどう取り組んでいくのかという問題。

もう一つ、災害時の断水時も使えるトイレの整備の状況は3.1%ということでものすごく低いわけです。これをどういう形で整備率を上げていくのか、その辺が課題だと思います。

もう一つ、現在の公立小・中・高校のトイレの洋式化の進捗状況はどういうふうになっておりますか。

【野口教育環境整備課長】 まず、防災機能について、どういうふうに今後取り組んでいくのか

ということでございます。

避難所に指定されている学校に求められる防災機能については、地域の防災計画全体の中で防災担当部局が中心となりまして、教育委員会、その関係する機関になりますが、教育委員会でありまうとか、福祉・保健の部局でありまうとか、上下水道等の関係部局及び地域住民等と連携しながら取り組んでいくものとされているところでもあります。そういった全体的な計画の中で、学校を所管する教育委員会としての役割を果たしていくことになるものと思っております。

委員がおっしゃるとおり、率として非常に低いわけでありまうが、これを受けまして、私も、全ての市町教育委員会にいろいろとお尋ねしたところ、教育委員会レベルで推し進めようとしてもなかなか進むものではないということもあり、全体の防災計画を立てていく部局が中心となって、その中で教育委員会も役割を果たしていくということに今後なっていくのではないかと思っております。

また、この結果については、県の防災担当部局にも直ちにお伝えした上で、関係するところが連携し合いながら、市町の防災の機能が進んでいくように今後も連携しながら働きかけていくことが大切であろうという話になったところでもあります。

それと、トイレの現状ということでございますが、小中学校の洋式化されたトイレの現状は、全体の30.3%であったと記憶しております。

【中山委員】 トイレの洋式化は、まだ30%程度ということで、今後、かなり整備する必要があるのではないかと思っております。

トイレについては、洋式でなければトイレを我慢するとか、いろいろ健康上も無理がある生徒もいると聞いておりますので、時代に合わせ

てトイレの洋式化については、ぜひ進めてもらいたいと思います。

そして、断水時に使えるトイレの整備は3.1%ですから、これをどう進めていくのか。教育環境整備課は、「文部科学省の補助制度を周知し」とありますけれども、周知するだけで進むのかどうか。やはり一定の補助制度を設けて促進するのも一つの方法なんですね。そこまで踏み込んで取り組んでいく意思があるのか、再度お尋ねしたいと思います。

【野口教育環境整備課長】こういった防災機能の整備充実については、国の補助制度、文部科学省が持っております防災機能強化の制度もございますし、平成32年度までの緊急防災・減災事業債といったものもございます。そういった市町が有利に使える制度を紹介していったって十分活用していただきたいと考えているところでございます。

市町が指定する指定避難所の整備について、県として何か財政的な支援をとということについては、ご存じのとおり、県の財政事情も非常に厳しいところがございますので、財政的な支援を県がするという事は非常に困難なことであると思っております。先ほど申し上げたことの繰り返しになりますが、国の制度等周知をしていったって、それともう一つ、市町における防災機能の強化については、防災担当部局を中心として、関係する部局で予算等についても考えていただいて連携しながら取り組んでいくものであると考えております。

【中山委員】今までそういう形できたと思いますが、いずれにいたしましても、災害時のトイレの費用については、そうお金がかかるのかなという気がします。本県は3.1%、全国は50%ぐらいまでいっているんですね。

それで、周知させてやれるならば、それが一

番いいんだけど、そう簡単には、今までが3%ぐらいしか関心がないわけだから、その辺は財政を負担すべきところはして、これは人命にかかわる問題なんです。その辺はよく考えて、災害があっては困るけれども、今、災害というのは、いつ、どこであってもおかしくないような状態なんですよ。市町が指定するにしても、市民であり、県民なんですよ。そして学校施設ということでもありますからね、それを含めて県として何らかの財政負担というか、補助制度をつくって促進すべきだと考えておりますが、最後にもう一度お尋ねいたします。

【野口教育環境整備課長】避難所という点から考えますと、先ほどの小中学校については455校が避難所に指定されているというお話をしましたけれども、県下全体でいきますと1,600カ所以上あると聞いております。その中で公立小中学校が455カ所ということでありまして、避難所全体の整備は、やはり学校だけの整備というところではないのではないかなと思っておりますので、県として学校の整備について補助制度をつくって云々ということについては、なかなか難しいんじゃないかなと思っております。

【中山委員】視点を変えて、防災に限らず、県下の公立学校のトイレの洋式化については教育環境整備課でやれるわけでしょう。これは全体の30%ぐらいです。これをどう高めていくのか。これがかなり上がると災害時も使える可能性が出てくるわけでしょう。学校のトイレ洋式化の今後の取組について少し教えてくださいませんか。

【野口教育環境整備課長】小中学校のトイレの洋式化については、率にして50%以上を洋式化していきたいと86%ぐらいの市町が思っている、そのような計画を持っているということでもあります。

今年度について言いますと、国庫補助を活用

してトイレ洋式化の整備をしていくところが県下で19校ございます。また、来年度の計画として小中学校でトイレを整備していきたい学校が24校ございます。これは国の補助金の制度でありますので、24校が全て採択されるかどうかは来年度になってみないとわかりませんが、そういったところで毎年少しずつではありますが、洋式化は進んでいる状況でありまして、市町においても進めていくという考えをお持ちであるということでもあります。

【中山委員】市町については、少しずつ取り組んでいるわけですから、それをできれば加速してほしいなと思います。

県立高校のトイレの洋式化は、100%完了しているんですか。

【野口教育環境整備課長】申し訳ありません。今、資料が手元にありませんので。

【中山委員】市町に協力していただくことはいけれども、県立高校が69校あるということですが、100%済んでいないようであれば、割合がわかれば教えてください。

【野口教育環境整備課長】県立学校のトイレの洋式化の率であります、高校、特別支援学校を合わせまして36.8%であります。

【中山委員】そうすると、市町とあまり変わりませんね。これについては市町に遠慮する必要はないわけですから、県教育委員会の主導でやれるわけですから、今後、高校と特別支援学校で36.8%ということでもありますけれども、これをどういう形で洋式化を進めているのか、お尋ねしたいと思います。

【野口教育環境整備課長】県立高校については、それぞれの学校が経過した年数等もございまして、老朽化等もございます。そういった老朽化などの大きな改修がありますので、そういった

機会を捉えてトイレについても整備をしていきたいという考えが1つございます。

あと、学校の要望に応じて、トイレのみの改修というものもやってきておりますので、学校とよく話をしながら進めていきたいと思っていますところでもあります。

【中山委員】学校の要望ということより、トイレの洋式化については常識ですよ。そうすると、36.8%をとりあえず50%に何年度までにもっていくとか、80%に何年度までにもっていくとか、計画的に整備すべきだと思います。計画的に整備する、整備計画を立てる考え方はございませんか。

【野口教育環境整備課長】各学校で洋式化されているところがないという学校はないわけですから、今後、洋式化が進んでいくように努力をしていきたいと思っています。

【中山委員】学校に洋式トイレがないわけじゃないんだという話ですよ。捉え方の問題ですよ。生徒が多いところでは1,000人以上おるわけでしょう。そういう捉え方というか、やるからには徹底してやらなければいかんですよ。洋式トイレがあるからいいじゃないかと、その辺の意識の問題ですよ。以前は我々は洋式トイレじゃなくてもやれたけれども、今の子どもは、そうはいかんですよ。そうであればきちんと計画を立てて、金がかかったとしてもやっていくべきだと私は考えておりますので、ぜひそういう方向で、今、急に言ったからそこまで考えていないと思いますけれども、今後、小学校、中学校あわせて、高校も含めて、高校がモデルになるような形で市町を引っ張っていく形が望ましいと思いますので、ぜひそういう形で取り組んでいただくことを要望しておきたいと思います。

【山本(由)委員長】ここでしばらく休憩いたし

ます。

―― 午後 2時 6分 休憩 ――

―― 午後 2時 7分 再開 ――

【山本(由)委員長】 委員会を再開いたします。
意見書についての審査をいたします。

今回、公明党より、「小中学校におけるプログラミング必修化に対して支援を求める意見書」提出の提案がっております。

ここでお諮りいたします。

宮本議員より、意見書提出の趣旨説明のため委員外発言をしたい旨の申し出がっておりますが、これを許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【山本(由)委員長】 ご異議なしと認めます。

よって、委員外議員の発言を許可することいたします。

それでは、宮本議員より意見書提出についての趣旨説明等をお願いいたします。

【宮本議員】 お時間をいただきまして、ありがとうございます。

それでは、「小中学校におけるプログラミング必修化に対して支援を求める意見書（案）」について、説明をさせていただきます。

この意見書につきましては、さまざまな支援を要望するものであります。コンピューターを動かすプログラムをつくることを目的に、論理的に考える力をもっともっと養っていこうということを目的にされ、本年3月の学習指導要領の改訂を受けまして、2020年度から小学校におきましてプログラミング教育というのが必修化されることになりました。それを受けまして今回の意見書になります。

現在、インターネットの普及であったり、IoTの活用拡大、そしてまた、AIの開発、

第四次産業と言われているものが今非常な転換期を迎えているという現状があります。

先ほど申しましたとおり、2020年にプログラミングが小学校において必修化されるということから、各都道府県においても、教育委員会においても、人材育成であったり、指導内容については、さまざまな試行錯誤が繰り返されている現状があらうかと思います。そしてまた、どの分野に力を置いていいのか、そして、どのような人材をつくっていくべきなのか、その課題が今後非常に大きな問題として挙げられております。

そういった中、地域間の格差を是正するためにも中核となる指導内容については、全国共通となるべきものですよということが求められていこうかと考えております。

現在、小学校におきましては、プログラミング授業を先行実施している一部基礎自治体もありますけれども、その基礎自治体との整合性など幾つかの課題も挙げられております。

そこで、次の3つに対して国に対して、要望、支援を求めるものであります。

1つ目が、早期にプログラミングの指導の概要について明らかにしていただきたい。

2つ目、円滑な指導を行うために自治体間の格差を是正するために必要な財政措置を行ってください。

3つ目、民間の人材の積極的な活用をしてください。または小規模な自治体などにおいては適正な人員配置が困難な場合などは広域での対応を認めるなど弾力的な人材配置を求めてください。

このような形で国に対して小中学校におけるプログラミング必修化に対して支援を求めるという意見書を今回会派から提出させていただきました。

委員各位の賛同を賜りますように、何とぞよろしくご審議をお願いいたします。

【山本(由)委員長】 ありがとうございます。

ただいま、宮本議員から説明がありました「小中学校におけるプログラミングの必修化に対して支援を求める意見書（案）」について、ご質問はございませんか。

【浅田委員】 この中には先行基礎自治体ということが出ておりますが、長崎県内で、実際問題、どこかこれから検討するところとか、現状などはどうでしょうか。

【木村義務教育課長】 まず、プログラミング教育であります。先ほど説明にもありましたように、本年3月、学習指導要領の改訂の中で初めて小学校に盛り込まれました。平成24年度の改正から、中学校では既に技術・家庭科で10時間程度しておりました。

今回、特に小学校にかかわるものだと思いますので、本県では小学校の先行実施というのはしておりません。

【浅田委員】 中学校で今やられている科目があるかと思いますが、その状況、あと生徒の反応だったり、やってみての現状を把握しておられれば教えてください。

【木村義務教育課長】 先ほど言いました技術・家庭科で10時間程度行っています。

内容につきましては、コンピューターを利用した計測制御で基本的な仕組みを知ること。また、情報処理の手順を考え簡単なプログラムを作成できることということであります。実際には、例えば、操作をしまして自動車等の動きをコントロールしたり、また、そのためのコンピューターの手順の図を書いたりということでもあります。

子どもたち一人ひとりの感想等は取りまとめているわけではありませんが、各学校で適切に行われている

ということで、ここに特段問題はありません。学習指導要領の内容ですので、当然のことかと思えます。

【浅田委員】 わかりました。ありがとうございます。

私も、ご提案のありました意見書の中身のプログラミングは、今後、必ず求められてくるものだと思いますので、こういった状況で検討できるか、県でもまた考えていきつつ、こうやって要望が出せればと思います。

【山本(由)委員長】 ほかに意見書についての質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山本(由)委員長】 それでは、しばらく休憩します。

— 午後 2時13分 休憩 —

— 午後 2時13分 再開 —

【山本(由)委員長】 委員会を再開します。

意見書の提出について、採決を行います。

本提案のとおり、意見書を提出することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【山本(由)委員長】 ご異議なしと認めます。

よって、「小中学校におけるプログラミングの必修化に対して支援を求める意見書」については、提出することに決定されました。

なお、体裁の修正等については、いかがいたしましょうか。

〔「正副委員長一任」と呼ぶ者あり〕

【山本(由)委員長】 それでは、正副委員長に一任願います。

【宮本議員】 ありがとうございます。

【山本(由)委員長】 議案外所管事務一般について質疑を再開いたします。

【中村委員】 午前中、中山委員がいじめについ

ての話をされておりました。以前からお話をしようということを思っておったんですけれども、最近といいますか、以前からいじめの抜本的な対策がないということは、私たちも理解しておりますし、皆さんたちが一生懸命やってくれているということも理解しています。

ただ、何というのかな、いじめを受けている生徒が、例えば保護者にも話をすることができない。また、学校で先生に話をすれば、友だちの誰かが見ていた。そうすれば、結局自分がまた逆にもっといじめられる可能性が出てくるといようないろんな理由から、いじめをされている本人がほかの人に相談をする機会がないということで発展していることが非常に多いと私は思います。

それで、以前試されたかどうかということは私も定かじゃないけれども、できれば学校内で全ての生徒たちが何か相談ごとがあっても話すことは無理だと思うので、手紙なら手紙に書いて、その手紙を例えば直接担任の先生に送れるようなシステムを何とかできないかなと。ただし、それを学校で配布した、また、それを家庭に郵送した、その難しさですよ。学校で渡す場合は全生徒に渡して、悩みがある子が家に帰ってから書いて、それを担任に直接郵便で送るとか、そうすれば何とかできる可能性もあるのかな。ただし、学校でアンケートをとった場合には、これはまず無理ですよ。みんなほかの生徒が見ている。だから、また結局繰り返すことになってしまうということがあるから、何とかしてそういうシステムをできないかなと。

この間、委員会で北陸の方に行った時に、それに似たようなアンケート調査をやっているというようなことをちょっと聞いたような記憶があるんだけど、ただ、学校自体でアンケー

トじゃなくて、要するに、学校で例えば送れる状況にある封書を全生徒に配って、何かあったら担任の先生に相談をしてくださいというような格好をとって、それを帰ってから書いて担任に直接送れるような、ポストに投函するとか、そういうことができないかな。それで解決するとは限らないと思うし、逆に、それがまた要因でいじめの、あの子がポストのところにおったばいとか、そういう話が出てくる可能性も出てくるんだけど、その辺は出すのは、保護者に、お父さん、お母さんに頼んで、これを後でポストに入れとってくれんねという感じであることもできるのかなと思います。

何とかしていじめを撲滅するような体制ができないかなと。郵送料を含めた予算はかかりますがね。全校生徒となれば相当な金額がかかると思うけれども、しかし、それをやることも必要なのかなと。

先ほど副委員長も言われたけれども、一人の命が亡くなった、この重さを考えた時に、それだけの予算がかかったけれども、それで未然に防ぐことができるということも一つの方法じゃないかなと。逆に、相談するところはたくさんあるけれども、直接、本人が電話をしてそこに相談をするということが一つの大きなネックになっていると思います。

だから、一つの方法として、そういうことをぜひ部署内で協議をしてほしいなという考えもあるんだけど、どうですか。

【高鍋児童生徒支援室長】 今、中村委員からご指摘があったとおり、子どもたちのいじめをどうやって発見するかということが教員全体の大きな課題となっております。アンケートにつきましても、年間、複数回やっている学校は既に100%でございますが、その中でなかなか書けないということも確かに事実であろうかと思いま

す。

そこで、いろいろな取組をしているところですけれども、小学校、中学校においては、「生活ノート」というものがありまして毎日提出をする。それにいじめがあったことを書けるような雰囲気づくり、特別に出すんじゃないくて、毎日提出している提出物の中にそういうコーナーを設けるとか、あるいはアンケートも難しいものじゃなくて、毎週、例えば月曜日なら月曜日に、「何か気になることはありませんか」ということを本当に短い文章とかペーパーで出させるような学校があります。そうやってみんなが出している中で拾い上げる等、それぞれの学校で工夫をしているところでございます。

また、今おっしゃったように、封書を渡していつでも投稿できるということにつきましても検討していく必要もあるかと思えます。

県の教育委員会としましては、今年の7月からメールによる相談も受け付けておりますので、そういうふうに多方面から子どもたちの悩みをすくい上げられるような方策を考えてまいりたいと思っております。

【中村委員】今年から新しい試みでメールも使ってやっているということは私も知っている。ただ、この間、現地調査に行った時に、ノートにより連絡をとっていったという事例がありました。これはいいことだなと。

要するに、全ての生徒がそれに対応すればいいんですよね。一人の悩みのある子どもが、それに対してやったら、絶対またいじめの対象になるわけですから、全部の生徒が全て提出できるような内容にすればいいんだけど、それでもやっぱり隣に席がありますから、どうしても見えるわけです。そういうことを考えた時に、果たして正直に書くかなというところもあると思います。

そういうことを考えれば、さっき言ったメールでもいいと思うんだけど、何かしらの要因で、どこからかそれが漏れて、結局また最初に戻ったという話も聞くものだから、いろんなやり方があると思うけれども、ぜひ試行錯誤しながら、本当に自分の心の中にあるような悩みを直接、担任の先生に、本来であれば保護者に話すことが一番いいんだろうけれども、なかなかそこも難しいところがあるようだから、その辺を含めてぜひ、新たな対策としてずっと続けてもらって何か確立できるようなものを、それが全国的に長崎県でいいことをやっているねということを発表できるような体制をとってやってもらえばなと思っています。ご存じのとおり、今までたくさんの事件も起きていますからね。そういうことを含めながら対処していただきたいと思います。教育長、いかがですか、その辺。

【池松教育委員会教育長】午前中も申し上げましたが、いじめをどう認知するかということがまずスタートラインであります。中村委員がおっしゃるように、いじめの構造の中では、いじめる子どもと、いじめられる子ども、それと傍観者という構造があるわけです。おっしゃるように、いじめられる子だけが突出して何か目立つことをやると、なかなかいじめということ自体も情報発信、先生方にも言えない部分があると思いますので、先ほど申し上げたメールや電話相談など、いろんな手法を考えていきたいと思っております。

要は、周りの子どもも含めて、そういう事象が起こっているということを保護者なり担任、学校なりに躊躇なく伝えられるような手法を、ご提案がありました手紙も含めて今後検討していきたいと思えます。

【中村委員】いじめが要因で命を絶ったとか、そういう現状は、ほとんど亡くなった子どもを

持つ保護者の方たちは、現状を見たら、学校側に一番責任を感じているという場合が多いですよ。私自体、本来はその形じゃないと思うんです。やっぱり自分の子どもですから、最終的な責任は保護者が持つのが本当だと思うんだけど、現状を考えれば、いじめについては学校でが一番多いということで、結局、今回の件も一緒だと思うんだけど、学校側が責められるわけです。

学校の先生たちも一生懸命、できる範囲で子どもたちを見守っているつもりだと思うんですよ。ただ、それが逆に仇になって保護者から責められてしまうということが、結局、こういう補償問題になってしまう。

だから、そういうことがないように、先生たちが、子どもたちの話を、悩みを直接聞けるという体制を確立しないと、これはもうなくなってしまうと思いますから、この辺にぜひ力を入れて頑張っていたきたいと思います。

それともう1点ですけど、この間、いろんな方たちと話をしていたら、この話が出てきたんですけれども、一つは、高校のスポーツ枠の入学の件です。

現在、いろんなスポーツの競技で各高校が熾烈な争いをしながら、インターハイ、そしてまた、全国大会も含めながらいろんな大会に出ています。その中で、公立高校の文化、スポーツを合わせての推薦入学は5名という枠が入っています。私立高校においては、その定員の枠は全くないと思うんです、私が知っている範囲ですよ、定かじゃありませんけれども。

そうした中において、県立高校は、県内の生徒しか入学することはないと。ただ、私立高校に至っては全国津々浦々の地域から子どもが入ってくる。強い子どもたちが入ってくれば、そのスポーツはその学校で盛んになって強くなっ

ていくというシステムだと思うんですね。

なぜ公立高校の特別推薦入学の枠が5名なのかということを知りたいんだけど、これはどういう定義があって、こうなっているんですか。

【林田高校教育課長】高校入試に関して大きく3つの方法がございます。皆様ご存じのとおり、学力検査を受けて入る入試が一般入試と言われるものです。それと、各学校、これは全日制に限っての話でありますけれども、定員の5%から40%を割いて一般推薦入学という形で学力検査を課さないものがございます。これが大きな2つの流れです。それに対して、今、委員からご指摘のあった文化・スポーツ特別推薦というのは、平成15年度の入試改革からスタートしたもので、もう15年近くたちますけれども、各学校の教育活動をより活性化する、あるいは将来的にはスポーツ振興にも資するという目的で導入されたものでございます。

なぜ定員が5名なのかということに関して申し上げますと、高校に入るということは中学生にとって非常に大きな関門でございます。そんな中で公平で客観的な形で中学校までどういう学びをしたのか、学力がどれだけあるのか、競技力がどれだけあるのかということをはかるのが最も的確な入試だろうと思います。そこは少し違ひまして、自己推薦でもって、その学校の競技とか文化活動に資する目的で入学を果たすということですから、やはり一定の枠組みが必要であろうということで5名という数字が出てきたのではないかと考えております。

【中村委員】あなたたちの立場もわかるし、そういう考えであったということは私もわかるけれども、今いろんな競技の中でどこが強いのかと云ったら、やっぱり私立高校でしょう、スポーツで云ったらね。それはなぜかと云ったら全国

津々浦々からすばらしい選手を集めてやっているから、それだけのレベルに達しているわけであって、逆に考えれば、どういう形であれ、母校の生徒たちが頑張って全国大会とかに出場してくれれば喜ぶOBがたくさんいるんですよ。

ところが、この間、ある話ですけれども、母校が全国大会に出場した。ところが、選手に地元の生徒が一人もいない。それをある方がフェイスブックにたまたま載せたそうです。それが炎上して、すごい範囲に広がって、学校の代表者からもクレームがついたという話を聞いたものだから、それも一つどうなのかなと。

ただ、私も私立の卒業だけれども、やっぱり自分の学校がいろんな大会に出場する時に、やっぱり地元の子どもたちがたくさんおったら、それだけうれしいものであって、たくさんの応援者がつくものであると私は考えるわけです。そういうことを考えた時に、なぜ公立高校は5人の枠しか持たないんだろうと。

資料をいただいたんですけれども、長崎で国体があった時には、13人とか、11人とか、15人にとっているところもあったわけです。だから、別段5名という規制に当てはまらなくてもいいんじゃないか。結局、それだけの能力があって、長崎県内の高校に行って、自分はもっとレベルアップしたいんだという気持ちがある子がたくさんいるのであれば、それはその学校に入ってもらって、もっと頑張ってもらいたいということも、もう少しあってもいいんじゃないかと私は思います。何とかこの枠を、5名という枠を何とか変更できないかなと思うんだけど、どうですか。

【林田高校教育課長】 激励ありがとうございます。公立高校の一部の声の中にも、こういった枠組みをもう少し増やしてもらいたいというご意見はあります。

ただ、現状を申し上げますと、そういうふう

に枠を5名設けて5名を全て満たしているところもあれば、1名もとれないという学校もございます。例えば、離島の学校とか小さな規模の学校ですと、特別推薦枠による入学者は少のうございます。

したがって、この枠を無制限に拡大しますと、当然、定員規模の大きな、今でもスポーツの盛んな学校にどんどん生徒が集まるような状況が生じるのかなと思っております。その懸念が1点あります。

もう1点は、本来は、その学校で学校生活をするという前提で入学するわけで、競技力があって、当然目的を持って来るんでしょうけれども、入学の手段としてこの制度が乱用されかねないという問題もございます。

また、生徒側からすると、特定のスポーツとか文化の部門ですぐれた実績を残したとしても、例えばけがとか、いろんなアクシデント等で自分の持っている能力が高校で開花するかどうかという問題もございますし、けが等でのリタイヤということもございます。いろんな課題がありますので、せっかくのご提案ですから、我々としては慎重に考えながらも少しずつ前向きに検討をしてまいりたいと考えております。

【中村委員】 なぜ私がそう言うかというのは、先ほど言われたように、余りにも一つの学校の一つの競技にすぐれた生徒が集まり過ぎてもよくないというのはわかるんですが、しかし、5名の枠があった時に、団体競技であれば9人、11人とか人数が要るわけじゃないですか。その時に、本当は7名とったら、うちは勝てるんだけどという気持ちがあった時に、枠が5名だった。そしたら、すぐれた2人の残りがどこかの学校に行ってしまった。それは当然、対戦相手として非常にいい格好になるわけですけどね。そうした時に全国レベルで戦って優勝を狙いた

いという学校、また、そういう生徒たちが集まった学校で、それができるのであれば5名の規制枠に入らなくても何とかしてもう1人、2人増やしてもいいから、何とかこの学校を日本一の学校にしたいという気持ちをもってすれば、できないことはないと思います。

ただしかし、先ほど言ったようないろんな弊害も出てきますから、この中にも書いてあるように、ちゃんと毎年5名とっているところもあれば、3人しかとれなかった、2人しかとれなかった、1人もとれなかったという学校がありますよね、島の学校とかありますよね。だから、そういう差がつくのはよくないと思うんだけど、一つの案として、今回までずっと5名という最大枠を設けているけれども、これは各学校と話をしながら、何とかして規制をとけるものであればときながら、その学校が日本一になりたいという希望があれば、その辺については時と場合の対処によって、何とかしてその枠を取っ払ってでもやってやろうという気持ちを持ってほしいと私は思いますので、ぜひ、先ほど言われたように考慮しながら準備をしていただきたいと思います。

【林田高校教育課長】 せっかくのご提案でございます。前向きに考えてまいりたいと思います。

【山本(由)委員長】 ほかに議案外につきまして質問はありませんか。

【久野委員】 私の方から1点だけお尋ねしたいと思います。

いじめの問題は、大変重要な問題でありますけれども、同時にまた、教職員の不祥事の問題、やっぱり子どもたちを教育、あるいはまた指導するという立場の教職員の皆さん方が、こういう事件が相次いでマスコミ等にも乗るんですけれども、管理監督というような立場から、特に校長、あるいはまた教頭先生、こういう方たち

が記載されているような事件を起こしている。これ自体が本当に教育の管理監督する立場の中で、一体何を考えているのかなど。本当に自分の身分を忘れて、こういうことに走ってしまっているんですけれども、これは本当に指導する立場でこういう事件を起こすこと自体が間違っていると私は常に思っております。中には、教職員の皆さん方、私は今年の6月に子どもたちの部活の問題等について話をしました。学校の先生たちも一生懸命になりながら、子どもたちのいわゆる部活の活動を自分の時間を割きながら、あるいは家庭の時間も犠牲にしながら一生懸命されている教員もおられるわけですね。そういう中で校長とか教頭とか監督する立場にある人がこういうことをやっていること自体が、私は本当に合点ならん。教育委員会も本当に恥なんですよ、たった何人かのあれでね。非常にイメージが、この点について悪くなっていると私は思うんです。

今から実効ある取組をしていくということがここに記載されておりますけれども、実効ある取組とはどういうことなのか。そこあたりを少し詳しく教えていただければと思います。

【木村義務教育課長】 まず、今ご指摘の内容でありますけれども、私も教頭、校長をしてここに立たせていただいております。同職についた者として、一つは、大変悔しく思います。また、何とか根絶できないものかということで、今までも取り組んできたつもりなんですけど、引き続き取り組んでいるところであります。

一方で、その管理をしているのが私でありますので、自分の力不足はないのかということは今考えているところでもあります。

まずもって今取り組んでいるところは、今までのことも継続しながら、8月10日以来、各市町を回らせていただいているんですが、大きく

4点、その中で話をさせていただきました。

1点目は、まさに管理職員としての職の重さ、また、周囲から寄せられている信頼とか期待、もう一つは、職そのもののやり甲斐、そういうことをきちっと自覚できているのか。恥ずかしい話ですが、普段の生活の営みの中で、それが、例えば忙しさとか、日々の生活の中で紛れてしまっていないかということについて、改めて話をさせていただきました。そして、管理職員が起したことの影響を話したところであります。

2点目は、管理職員にとどまらず、これまで指導してきたにもかかわらず、職員の中には引き続き、まだ指導が行き届いていない、心に届いていない者が、これも残念ながらいるというところをえぐらなければならないということ。

3点目は、教職員同士がそういう自覚、やり甲斐、使命感のもとに教職員同士で不祥事をしない、させないという同僚性や、例えば、先ほどいじめの話も出ましたが、何でも相談できる、気になれば話しかけることができるような働きやすい職場環境の構築について。

そして、4点目としては、何よりもあらゆる不祥事を根絶しようとする長崎県の教職員自身の自浄力であります。

具体的には、今までもさまざまな取組をしてきましたので、もう一度さらにというところでは、今日、午前中に教育長からも話がありましたが、その不祥事を起こした者のその時の心、また、背景等をしっかりつかんで、それをもとに研修をしたいということ。もう一つは、今後、21市町の教育長とともに、その徹底について具体的な取組の一つ一つを明らかにしながら進めていきたいという思いを持っているところであります。

【久野委員】わかりました。やっぱり私が考えていましたように、自覚が足らん、あるいはま

た倫理観に欠けているとか、こんなことがいろいろ出てくると思うんですけれども、二度と県内からこういう不祥事が起きないように、ぜひひとつ監督指導を徹底していただきたいということだけ申し上げたいと思います。（「関連」と呼ぶ者あり）

【中山委員】今、久野委員から質問があつて義務教育課長が真摯に答弁されましたので、その取り組む姿勢については理解いたしました。これを何とかなくすために、もっと知恵がないのかなという気がするわけです。

そこで、1点お尋ねしますけれども、「不祥事に至った原因や背景、当事者の心理状況等を、不祥事根絶のための研修資料として取りまとめた」とあります。どのようなメンバーで取りまとめたのか。

もう一つは、これを「全小中学校の校長に配布」とありますけれども、なぜ全職員に配布できないのか。

まず、この2点についてお尋ねしたいと思います。

【松田義務教育課人事管理監】根絶のための研修資料につきましては、このような冊子をつくって配布しております。

配布先につきましては、まずは管理職員に渡すようにしております。内容等については、より具体的に記載して職員一人ひとりが自分たちの身近なものとして危機意識をしっかりと持てるようにという形で作成しておりますので、中身については、まずは管理職員におろしまして、それを自校の教職員におろしながら協議をし、不祥事根絶のための取組につなげていく資料として活用しているところです。

実際に作成しているものは、現在、服務を取り扱っております人事班が主になって作成し、その後、義務教育課の中で課長の決裁を受けて

からという形で検討を進めて作成している段階でございます。

【中山委員】原因とか背景とか、資料については人事班でいいと思うんですね。ここで発想の転換をして、教職員、特に事件を起こした人も入れて、その中で協議してもらって、どうすれば防止できるかという逆の発想、上から下じゃなくて、もう一回職員の中で、これをつくらせていこうじゃないかと。

そして、さっき義務教育課長が言ったように、職員同士でお互いに防止するのが最大のポイントだと思うんですよ。このコミュニケーションが今少し弱くなっている部分があります。学校というのは20人から30しかおらんのですよ、はっきり言えば。腹を割って話をすれば防止できる可能性があるんですよ。

そこで、もう一回、この資料をつくるのはいいけれども、今後、この分については職員に練らせて、その上で人事班も入ってやっていいと思うけれども、原案については逆の発想、職員の意見をまず聞く、起こした人の意見を聞くという形で作り上げた方がいいのかなという気がしているんですけれども、提案でございます、どうでしょうか。

【松田義務教育課人事管理監】まず、言葉が足りませんでした、現在は、この不祥事については、不祥事を起した者から、その動機や背景、原因等についても詳しく調書をとって、こちらの方も把握している段階でございます。それをもとにこちらも検証しながら、この資料を作成しているというのが大きな第一段階になります。

作成後につきましては、現在は、この作成資料を、服務規律委員会等の校内でどのようにそれを活用して研修をし、協議し、根絶につなげていくかという協議の場を各学校で持ちながら、今、進めさせていただいているところでござい

ます。

委員ご指摘のとおり、さまざまな視点から、この資料がより活用できるような形で改善を図っていきたいと思います。

【中山委員】活用じゃなくてね、発想の転換ですよ。要するに、事件を起こした人から聞き取るということだけでも、ひょっとしたら、その人がつくる立場だった場合と話す場合は違う。ひょっとしたら心の病があったかもしれない。その辺がここには出てこない。

教育長始め、皆さんが一生懸命やっておられることはわかっております。しかしながら、出てくるんだから、何か方法を変えていかなければ、上から下だけでは、なかなかおさまりがつかないんじゃないかと思います。こういう機会にもう一回見直しをしてやる方法も考えていいと思います。その辺についてどうですか。

【木村義務教育課長】ご指摘、本当にありがとうございます。実は、この資料の初版をつくったのが6年ほど前でありました。その時の発想が、まさに今ご指摘いただいた発想でありました。本当にその人はどんな気持ちでその時いたんだろう、事件後、どんな心の動きがあったんだろう、なぜそう突き動かしたんだろうと。今ご指摘があったとおり、それを今までは供述書等を中心にまとめて上げてきました。

一方で、もう一つ、各学校からのボトムアップ型の不祥事対策ということで、先ほど少し出しましたが、各学校に服務規律委員会をつくって、それぞれが各学校でどんなことができるかということも想像してもらい、まとめるという取組もしてまいりました。

ただ、そうしながらも、いまだ根絶に至っていないというところについては、まだまだ工夫が足りない部分や発想の転換をしなければいけないところがあるのかなと思っています。やは

り不祥事を起した者の気持ちをしっかりつかむことが対策には一番つながることだと思います。また、各学校の先生たちが、その学校できちっと考えてくれることが対策につながるのだと思います。

このあたり、2つをあわせもって、今やっていることをどう変えることができるか、発想の転換を含めて検討させていただきたいと思います。

【中山委員】職員がつくったんだという意識を持たせなければ直らんですよ。いじめの問題も一緒ですよ、みんな関連している、これ一つじゃない、不祥事だけじゃない。そうなると、昔の学校文化を復活させんばいかんとさ、これは。お互いに困ったらよく話し合いをする、ここをきちんと押さえていけば、ここを押さえてないんですよ、はっきり言って。上からもってきたところで、それは人ごととしか考えない。その辺の、ボトムアップ方式でやったと言われるけれども、やり方が適切であったのか、何か他にも方法がなかったのか。

それと、実際に事件を起こした人の中に入れてみればだめですよ。深層心理があるわけだから、表面的なことを聞き取るだけじゃなくて、一緒に入れて議論をしてみて、そこで基本的に練って、あくまでも職員がつくったという意識を持つような冊子に今後していくべきだと考えております。もう少し知恵を出していただいて進めていただいて、ぜひこういう事件を少なくするように、さらなる努力をしてほしいと思います。

【山本(由)委員長】ほかに質問はありませんか。

【橋村委員】職員採用の年齢制限についてちょっとお尋ねをしておきたいと思います。

私、不勉強で、実際こういうことになっているとは思っていませんでした。資料を提出してもらって改めて確認しました。文部科学省

の「平成29年度教員採用等の改善に係る取組事例」ということで資料をいただいたわけです。その中で新規採用職員については年齢制限があって、大学卒業から一定期間、6年か7年ぐらいというようなことで制限があって、それから先は応募できないと認識しておったわけですね。ところが、最近いろいろ情報を仕入れてみると、年齢制限が撤廃されておるところすらあるという実情にびっくりしたんですよ。びっくりしたというより、ああ、なるほどな、そういうふうになっておるのかという現況を再確認したということなんです。

そういう中であって、いろいろ国の方針も、働きやすいとか、採用に対しても余り制限をしないようにと、応募する資格要件もあんまりフィックスしないようにというような傾向の中で非常にフレキシブルになっておるのかなという思いです。

そこで、尋ねたいんです。資料によりますと、47都道府県の中で18県が年齢制限が全く撤廃されているんですね。制限そのものも今まではしとったけれど、福岡県なんか、40歳で頭打ちにしていたけど、もうこれは撤廃した、佐賀県が39歳までだったのを49歳まで延長した、大分県も40歳から50歳、北九州市においては、政令指定都市ですけども、40歳が59歳ということで、実質的には撤廃されているというような経緯になっておるわけですけども、そこら辺について県教委としての採用の制限に対しての考え方、あるいは将来はどうあるべきなのか。現在の考え方と、将来に対する考えについてお尋ねをしておきたいと思います。

【鶴田高校教育課人事管理監】教員採用試験の受験年齢の上限についてのお尋ねでございますが、現在、本県では、2年前の採用試験から従来の39歳から44歳に引き上げたところでござ

います。この引き上げによって一定の受験者、それから倍率の確保を果たしているところがございます。

また、今年の採用試験から社会人特別採用選考という、一定期間、民間企業で経験を積んだ方の受験については、高校に限っては49歳に引き上げているところがございます。

本県の現状といたしましては、50歳代の教員の数が非常に多いという中で、年齢制限の撤廃といったことをしていきますと50歳代も当然合格者が増えていく可能性があります。その分、若い教員の採用、門戸が閉ざされる、年齢構成のバランスが崩れていくといった懸念もございます。

将来的な考え方でございますけれども、現在、九州各県では、先ほど委員からご指摘があったとおり、福岡県、大分県、佐賀県では、年齢制限を撤廃、あるいは引き上げているところがございます。九州各県でも優秀な人材の確保ということで競争しているというような現状もございます。

そういった、本県もより優秀な人材を確保していくという点で、今後とも、採用試験、受験年齢も含めまして改善をさらに重ねていきたいと考えております。

今年の実施分で九州各県で引き上げておりますので、今後の動向についても注視していきたいと考えております。

【橋村委員】私がなぜこれを尋ねておるかと言えば、幾つがいいのかという結論は私自身も持ち合わせてないんですよ。それと、今、紹介がありましたように、若い人を制限してしまう、タイトにしてしまうということもある。だから、どこがいいだろうかと思いつつも、担当職員が資料を持ってきたので、私もはっきりしていなけれども、少なくともしかし県教委として現

行ではどういう捉え方をしているのか、あるいは全国の趨勢として、政令都市は別ですけど、47都道府県のうち18県は全部撤廃している。恐らく数年後には過半数を占めるんじゃないだろうかという思いがあるんです。政令都市をカウントすると、かなりの数が撤廃しているという状況にあるので、将来はステップを重ねていつ、そうあるべき、あるいは「改善」という言葉を使われましたけれども、文部科学省としても将来はそういう方向を指向していくようにという指導があっているのかどうなのか、そこら辺のところもお尋ねしておきたいと思います。

【鶴田高校教育課人事管理監】幾つまでがよいかというご指摘ですが、我々もそういう思いを持っております。先ほども申し上げましたとおり、九州各県が、宮崎県と鹿児島県は40歳までということで現状維持ですけども、北部、中部の九州各県が年齢を上げておりますので、そのあたりの、その上げた分の受験生がどれだけ多いのか、そういったところも含めて情報交換をさせていただいて、本県として一番よい年齢制限を検討していきたいと考えております。

【橋村委員】したがって、ほとんどが撤廃している、ほとんどというわけではないですけども、そういう流れにあるならば、制限を加えておくことの方が理由づけが難しいんじゃないのかと、私なりに考えた時にですね。それと、確かに若い人の職場がだんだん少なくなってくるのでというのは否めない事実です、明らかな。

しかし、今度は例えば一旦退職をした人が再就職をしようと、教員に復帰しようとした時に、私はある程度、5年ぐらいでも休職期間を確保してやるということも、子育てをして、そしてまた再復帰して教育に当たるということも考えていくべきだと思っているんですよ。

だから、無給でも結構、子育て期間の5年な

り10年でもいい、そして、再採用というか、復帰させるということも考えていいのではないかという思いと、あるいは県外に就職されておって郷里に帰りたい、家庭の事情もあると。そうした時に自分は教職の免許を持っていたんだ、あるいは家庭教師をした経験があるんだというようなことで、手っとり早くと言うと少し語弊もありますけれども、そういう能力を持った人には復帰のチャンスというか、あるいは再就職のチャンスがあってもと。

先般、私は、県内の人口減少に歯止めをかけるために県外からの移住促進という視点で質問をいたしましたけれども、そういうきっかけづくりも、県外に出ていた人たちが。それは一般的に社会体験をされていた人が学校教職員になってという人も特別枠で採用されていると。そういうコンセプトを酷似したような感じで改めて県外から帰ってこられる人たちにもチャンスをつくることがあってもいいんじゃないかと。

だから、おいておく、とどめておく、制限をかけておくよりも、オープンにしていた方が、そういうチャンスを広く与えるということになってくるので、そういう方向が望ましいのではないかという思いがあるんです。

したがって、文部科学省あたりの見解についてお尋ねしておきたいと思います。

【鶴田高校教育課人事管理監】採用につきましては、各都道府県が定めておりますので、文部科学省の見解というのは、特に現状ございません。

今、委員がご指摘なさった、子育てが終わって復帰したいとか、本県出身者が他県で先生をしていて戻りたいとか、そういった経験豊かな方を再度本県で採用するという視点は非常に重要な視点だと考えております。そういう方向性で社会人特別選考も49歳に引き上げたところ

でございます。

こういった考え方を生かせるように研究を進めていきたいと思っております。

【橋村委員】文部科学省の方でも全国的に撤廃をするようにという、ある意味でのアナウンスがあっておるのかどうか、あるいは働き方改革みたいなことでいろんな面でフレキシブルにやるというような感じの中で、あんまり制限はかけないようにという動きがあるのかなと思ったものだから、そういう質問をしたわけです。

いずれにいたしましても、私は、制限しない方が、もっとフレキシブルに対応した方が、いい人材を受け入れる絶好のチャンスになるのではないかと思っております。

過当競争になったとしても、質の高い教職員を採用するべきだと思うんですよ。子どもたちには二度と取り返せないジェネレーションだから、その世代、その世代に的確な教育、そして技術力のある教育者の教育を受けておくべきだという思いもあるので、単に若い人たちの就職のチャンスという微視的な視点ではなく、もっと大局的な視点で取り組んでほしいと思っております。

それともう一つ、先般の新聞でしたけれども、臨時採用職員についての記事でしたが、臨時採用職員の処遇ということについて私はよく理解してなかったんです。その点について再確認の意味で臨時採用職員の処遇はどうなっているのか、概略をご説明していただきたいと思います。

【柴田教職員課長】ただいま、臨時的任用職員の処遇についてということでお尋ねでございます。

臨時教員の現在の待遇ということでお答えをさせていただきますと思います。

現在、臨時教員の給与等につきましては、条例及び給与の取扱要領というもので定めがござ

います。小中学校でございますと、「市町村立学校県費負担教職員の給与等に関する条例」、それから、県立学校でありますと「職員の給与に関する条例」、そういう条例の中で臨時職員の給与については、予算の範囲内で（「内容だけ簡単に」と呼ぶ者あり）承知しました。

現在、臨時教員につきましては、1級の53号給という給料を最大の上限としております。講師で、大学卒で入りますと1級21号給ということでございますが、それから約8年分の経験までは上限として認めるというようなことでございまして、現在の上限といたしましては24万6,200円という金額になっております。

【橋村委員】質問に答える時には簡潔に、何々、何々、1級の何号どうのと、そんなことは私が知るわけでもないで、それよりか、新規採用からすれば何年間までは年次経緯で昇給していくと、どこで止まるんだと。だから、8年したら31歳か30歳で頭打ち、その後は昇給しませんと言えば、それだけのことで結構なんですよ。

だから、それに対して私は思うんだけど、30歳で頭打ちをしておるその根拠は何なのかということをまず確認しておきたいと思います。

【柴田教職員課長】30歳で頭打ちということでございますが、これは取り扱いを定めました当時の教員採用の試験の出願資格ということで29歳以下、4月の採用時点で30歳ということでございます。

そういうことで新卒から8年分は、そこで選考採用で出願資格としてあるということに着目しまして、経過する分を、その分の経験を見るということで8年分、1級53号給までということと考えられております。

【橋村委員】恐らくそうかなと思いましたね。しかし、最近、教職員の受験者の話を聞いてみると、言われるのは、臨採してから平均5～6年

ぐらいで合格してますよというようなことを聞くわけですよ。それからすると、過去ではそれぐらいだったのかなという思いもあるけれども。

したがって、正採用までに、それぐらいの時間がかかる。30歳までだったら臨採ですつつもハンディキャップはない。だから、30歳で採用試験に合格して正採用になれば、また全然変わらんような感じで進んでいくというようなことであつたかもしれない。仮にそういうことで採用の頭打ちが29歳か30歳であつたから、そこもそうでしとつたとするならば。だとすれば前提条件が違ってくるわけですね。40歳までも受験資格をしていくならば。

したがって、仮に正式採用と同等という昇給をさせる、それが一番理想かもしれないけれども、そうした時に正式採用者と臨時採用者との公平性というのに、私自身も臨時採用をやってみたり、雇用するにはどうした方が一番いいのかと。余りにも人件費の節約だけでやってはいけないという自戒もしつつでした。

そういう中であつて、例えば、40歳まで年齢制限がなくなったとするならば、40歳までは一定の昇給をやるというのが今までの制度であれば、それがそっちの方に反映されてもおかしくないということにもなってくるわけですよ。年齢制限が全廃されたとするならば、臨時採用職員であつても昇給は一定パラレルで昇給していくというのもそうだろうと思います。

ただ、それにつけては正式採用の人とニアリーイコールというのは逆平等ということになりはしないかと。だから、幾らかはハンディーをとすれば、8割ぐらいを手当てをしていくという処遇の方法もあろうし、そこら辺の今後の考え方について、時間がないので、ちょっとだけまづもって聞かせていただきたいと思います。

【柴田教職員課長】ただいまお尋ねになりました

た今後の考え方でございますけれども、確かに、臨時教員の方の個人の生活等も考えますと、給料の引き上げ等も今後検討していく必要もあるのではないかと考えております。

ただ、なかなか厳しい財政状況でありますとか、各県の上限額の設定を見ますと、長崎県の額は中位ということもございます。現時点では、なかなか改定に至るといことは難しいとは考えておりますけれども、今後の他県の動向等も注視して検討してまいりたいと考えております。

【橋村委員】 時間が20分近くなりましたので、後程質問させていただきたいと思います。

【山本(由)委員長】 ほかに質問はございませんか。

しばらく休憩します。

3時20分から再開します。

— 午後 3時 9分 休憩 —

— 午後 3時19分 再開 —

【山本(由)委員長】 委員会を再開します。

議案外所管事務一般についての質疑を続行します。

質疑はありませんか。

【浅田委員】 幾つか質問させていただきます。

前回も質問させていただいていたんですけれども、特別支援学校で雨の時に子どもたちが通路が途切れていて大きな傘を先生たちがさされて、大変苦勞している姿を見たわけですが、今、それを整備中ということです。前回、地図を見せてもらった時には、やっぱり途中で駄目だったような状況で雨に濡れるというのが免れないような状況だったんですけれども、その後、いろいろとまた協議をしていただくということだったわけですが、そのあたりをご説明いただけますでしょうか。

【野口教育環境整備課長】 長崎特別支援学校の

本体校舎と、それから別棟で建てておりますところの行き来のお話があったかと思っております。

現在、長崎病院が病棟建て替えの工事、それと外構工事をしておりまして、その外構工事の一環として、病院に入院している子どもで長崎特別支援学校に通っている子どもたちの通学に使う渡り廊下ということで、そういった計画があるというふうに聞いたものですから、教育委員会としましても、別棟を通っていくような計画であれば、同じように長崎特別支援学校の生徒たちもそこが使えますので、そういった検討ができないものかどうか、長崎病院にお願いをしておりましたところ、病院側としても前向きに検討していただきまして、今聞いているところでは、10月中には屋根付きの渡り廊下が別棟の横を通るというような計画があるということで、それができました暁には、今まで雨に濡れて行っていたような子どもたちが濡れずにそこに移動できることになろうかと思っております。そういうことで進んでおります。

【浅田委員】 非常にありがたいお話で、多分、病院側のご理解もあったと思います。

以前、雨の時に伺った時には、車から校舎に入る、別棟に行くのにまた濡れている状況だったんですね。実際に渡り廊下があれば、ほとんどの生徒たちが車で通う学校ですから、車で横づけして濡れないような形になるんでしょうか。最終的に全てのところから移動する子どもたちが。

【野口教育環境整備課長】 来年度の工事ということで、長崎特別支援学校そのものの増改築の工事を計画しております。今年度は、その設計をしている段階ですが、生徒用の玄関のところから雨に濡れずに校舎に入ることができるようなことも含めて、現在、設計をしているところ

であります。

【浅田委員】ということは、今の段階で別棟を使っていうところまでは行けるけれども、そうじゃないところは、まだ駐車場から濡れる可能性があるということですよね。それが濡れなくなるのは、大体何月ぐらいの予定なのかということは決まっているんでしょうか。若干濡れるところが、まだまだ生じるということです、今の段階でいうと。病院側の理解を得て、私が以前お願いしていた付け替え用のところの通路は大丈夫だけれども、全体的に子どもが学校に通学してからの後の移動が幾つかの教室があったものですから。

【野口教育環境整備課長】通学してから後、別棟に移動するというのは、先ほど申しました病院がつくる渡り廊下で屋根付きになりますので、通学してから後、濡れるということは今後はなくなるということでもあります。

【浅田委員】わかりました。いろいろとお願いしていただいた経緯、非常に感謝申し上げます。病院側にもこれはぜひとも。かなりひどい雨の中、多くの先生たちが、3人、4人がかりで子どもたちをお一人お一人、傘をさす人、車椅子を押す人、扉を開ける人というような状況でご苦労なさっていたのを目の当たりにしたものですから、改善できるということで非常にありがたいと思っております。ありがとうございます。

続いての質問ですけれども、先ほど来からいじめ問題のことがずっと出ていました。その中で教育長も、メールだったり、いろんな形で対応を今後検討していくということで、その中で、今、中学生、高校生がラインを使用していますよね。それを11月から、試行にはなりますが、ラインの会社と大津市、大津市もいじめ問題でいろいろあったものですから、そこが連携

をとってラインでの相談窓口を設けると。

このラインだったら、例えば、これが非常に難しい問題だと思うんですが、ライン自体でいじめが起きているわけですから、それをまたラインで報告というのは、非常に相反する感じがあるのは私もわかるんですけど、ライン上で、いじめられている状況をスクリーンショットで撮ってラインに相談窓口に送れると。実際の経緯をきちっと伝えていけるというような状況があって、多分、メールよりも、子どもにとっては一番簡易に現状を間違いなく伝えられるツールになろうと思うんですが、そのあたりの調査だったり、大津市に聞いたりとか、ラインの会社に聞いたりとか、現状なさっているのか、お伺いいたします。

【高鍋児童生徒支援室長】今、浅田委員がご指摘のとおり、子どもたちが使っているツールについて私たちがいろいろ利用していくことは今後検討していかなければいけないと思っております。まず、そのことによってどういう問題が想起されるかというような基本的な部分についての検討もまだ十分できていないところであります。

ご指摘があったように、ラインなど大津市について確認しているかということですが、現在のところ、まだしておりません。

ですから、今後、情勢等を見ながら必要に応じて検討していくべきと思っているところでございます。

【浅田委員】情報環境は、多分、皆様方より子どもたちは日々の進歩率が高く、小学生でも今はスマホを扱えるような、保護者が与えるかどうかというような部分もあろうかと思うんですが、進めていって次から次にいろんな現状が起こっております。文部科学省自体もラインを使った動向調査だったり分析をしていこうという

ような現状を聞いておりますので、そういったところを少しスピードアップしてやっていただきたいなと思っております。これは要望にかえます。

反面、ラインが、要はいじめの温床みたいになっているところがあります。皆さんもご存じのとおり、今年はラインで自分で撮った児童ポルノが、自撮りをしたことがいろんな兼ね合いの中でどんどん発信されていって、それによってさらなるひどい事件に発展をしているということが全国でもあるんですけれども、長崎県で現状そういう事実関係があるのかどうかという点と、ラインに関しての子どもたちに対する指導状況、指導要綱、チラシとかそういったものがあるのかどうか、お願いします。

【高鍋児童生徒支援室長】プライバシーの問題がありますので詳細には申し上げられませんが、実際にそういう事例はあります。

その指導についてですが、メディア関係については、こども政策局と連携しながら、それぞれチラシとかパンフレットを使って指導しております。すみません、今ここには持っておりませんので、ご要望がありましたら、こども政策局と相談しましてご提示できるかと思っております。

【浅田委員】こども政策局にもまたお伺いしたいと思います。それは実際、学校に配布なのか、子どもたちに配布なのか、保護者に配布なのか、そこはどうでしょうか。

【高鍋児童生徒支援室長】これは子どもを通じて家庭に配布する形になっております。

【浅田委員】子どもたちは、小学生ぐらいからラインを使っている、中学生も使っているという状況の中で、子どもの判断ではなかなかできないところがありますので、保護者に対してもっと危機管理を込めて、お子さんを守るという

意味を込めて、これがまた恐ろしいことに、女の子だけじゃなくて男の子ですら狙われるような現実があるわけですね。そういうところをもっともっと実態に合った形でそこはお願いをしたいなと思っております。よろしく申し上げます。

続いての質問ですが、私が6月定例会で質問したと思うんですけども、家庭の事情だったり、妊娠だったり、介護だったりということで、昇格じゃなくて降格制度というのがあって、長崎県は先進的にそれを用いたということがありました。

それ自体は素晴らしい制度だなと思ったわけですが、先日、確認させていただいたところ、それは全く使われていないというような現状で、この使われていないのは周知徹底が足りないだけではなくて、もっと違う要因があるのではないかという気もしたわけなんですけれども、そういった分析等は現状どんな感じでしょうか。

【松田義務教育課人事管理監】管理職員の希望降任制度、その後の再昇任を無試験で行うという本制度につきましては、女性のワーク・ライフ・バランス等を勘案した時に、40代後半から50代は家庭的に厳しい状況になるという女性が制度的に管理職を目指すという面でも、この制度を設けることで、その支障となるものが少しでも勘案されればということも大きな狙いの一つでございました。あわせて管理職員が実際に介護や家庭の事情等で降任した後に、再度、その事情が解消されたら無試験で再昇任できるという、この2点が大きな狙いでございます。

昨年度からこの制度を実施いたしました。周知については、このような制度を実施する時は、必ず市町教育委員会、それから学校の校長を通じて全教職員に周知するという方法をとっており、通常の周知の仕方をとっております。管理

職員のみではなく、全ての教職員に周知することで管理職員を目指す者が増えるという視点でも周知を図ってきているところでございます。

昨年度は、この制度を利用する者はございませんでした。実際に降任という形で降任した者はおりました。しかしながら、その方々も選択ができるようになっております。降任するだけなのか、それとも再度その案件がなくなった時に無試験で再昇任したいということを選べるようになっておりますが、その方々については、希望降任のみという形で報告が上がってきているという状況でございます。

【浅田委員】 管理職の対象者が1,378人いらっしゃるということですが、その中に実際、降任をした方は何人ぐらいいらっしゃいますか、現在まで。

【木村義務教育課長】 降任制度を実施し始めたのは平成15年度からであります。昨年度末まで、義務の小中学校の資料しか持ち合わせてないんですけれども、30名が降任をしております。

【浅田委員】 30名が降任をして、そこからの昇格がゼロですね。高校はどうでしょうか。

【鶴田高校教育課人事管理監】 平成17年度から昨年度まで、県立学校におきましては7名が降任制度を利用して降任しております。

【浅田委員】 さまざまなご事情で、家庭環境だったり、いろいろあろうかとは思いますが、中には、自分はなつてはみたものの、向いてなかったわとか、いろんな方が含まれるんじゃないかなと思うんです。私の想像であります。義務教育の中で30人いらっしゃって、高校で県立が7名ということで、その状況を県では、どういうことによって降格をして、どういう状況で戻ってないのか。逆に言うと、戻るためにせっかくこういう制度をつくった中で、これを使うことを周知する前に、その分析だったり、逆

に戻りづらいというふうになっているのであれば、そのフォローの仕方を今後考えていかなければいけないと思うんですね。そのあたり、どうでしょう。

【木村義務教育課長】 希望降任制度がスタートしたのは平成15年度からでありまして、それを活用したのが30名です。今話題になっている再登用というのは昨年度の末からでありますので、昨年度末、義務教育で降任した者は4名でありますので、この再登用制度を活用できるのは4名ということになります。

30名につきましては、その背景につきまして、理由を文書でいただいておりますので、全て把握しております。例えば、家庭の事情であったり、本人の疾病であったりということであります。

【浅田委員】 わかりました。せっかくある制度であるということと、さっき私も質問しようと思っていたんですけれども、橋村委員からも話があったように、ある一定の世代の人たちがごそっと抜けていってしまう。その世代の人たちが管理職に就いているわけですから、こういった方々を今後どうしていくとか、その世代のあり方とか、今実際その制度を使った方が戻りやすい環境なのか。いろんな環境整備をすることでこの制度自体のあり方が変わってくるのではないかなと思うんですね。

昨年度からということで、残りの26名の方も、活用できるんですね。それはできない。昨年度からだから、その方たちは1回降格しているからできないということになってしまっているという現状ですね。わかりました。

いずれにしても、これから先生たちの世代間の問題等も出てくるかと思います。一方で、上の方が抜けることによって、今度、小学校、中学校の義務教育課程においては、すごく若い先

生方が増えてしまっていると。若い世代が増えると、いろんな今までの状況が把握できてなかったり、そういうふうな問題を聞いたりすることもあるんですね。「若い先生しかいないから、やっぱり経験値が」というような保護者の声等もあって、ここのバランスをどう保っていくかが非常に難しいと思っているんですが、長崎県の課題の中でそれを考えている部分は、フォローしようとしているところはこういったところでしょうか。

【松田義務教育課人事管理監】女性管理職員を増やしていくという点で、まず1点ございます。現在、女性管理職員が少ない理由ということの分析ということから説明を差し上げてよろしいでしょうか。（発言する者あり）

その理由として先ほど申し上げましたように、ワーク・ライフ・バランスという点が大きく1つあると考えております。この年代で子育ての進学を迎えるとか、介護を迎えるとか、そのような視点で家庭生活の比重が大きくなる。あわせて管理職員としては職場での責任が重くなるということと、勤務時間が長くなる、管理職員としての異動等々の不安が管理職員への道を躊躇させているところが大きなことの一つの要因だと考えております。

また、実際に女性管理職員が今若干減少している状況にありますので、その点についても分析をしながら、女性のキャリアアップを図ったり、その課題克服のために今進めているところでございます。

【長谷川教育センター所長】管理職員に限らず、教職員の世代交代の大きさというのは本県だけではなくて全国的な課題になっております。

そういう背景を踏まえて、国の方で教員の研修を定めている教育公務員特例法、通称、教特法といいますが、これが改正されて、全ての都

道府県で教員の資質向上のための指標を定めるとなっております。つまり大幅な世代交代があることを踏まえ、上の人たちが築いた教育財産、教育技術を下の世代につないでいくために、それぞれのキャリアとか年齢に応じて、生徒指導であれば、こういう力を身につけておいてほしいとか、子どもの見方については、こういう力がないといけないということを各キャリアごとに指標として定めて、それを活用しながら教員を育てるという仕組みが全国的に現在整えられているところでございます。

したがって、教育センターとしても、その指標を踏まえて今後の教員研修のあり方を全体的に見直して、世代交代によるマイナス点が起こらないように、そこは埋めていきたいと考えております。

【浅田委員】この質問はこれで終わりますが、そういう制度だったり、先生方のあり方、バランスが直接的に子どもたちの学力やいろんなところに反映されるかと思しますので、また、このことは詳しくお伺いさせていただければと思います。

残りの質問は後ほどさせていただきます。

【山本(由)委員長】ほかに質問はございませんか。

【瀬川委員】新県立図書館の運営についてお伺いをいたしたいと思います。

現状の図書館においては、図書の納入に関しては、地元の書店あるいは書店組合に発注をされて、各本の情報に関するデータを地元の書店さんが処理して、そして納入されていると伺っておりますが、新しい図書館になった場合、そこら辺の発注の方法といいますか、その方針というのはどういうふうに考えておられるか、その考え方についてお伺いしたいと思います。

【吉田新県立図書館整備室長】新たに整備いた

します大村の一体型図書館につきましては、県立、市立の施設区分のない一つの図書館として運営することになっております。

効率的な選書を行った上で購入いたしますが、その選書を行う上では県立図書館、市立図書館の職員が協力して行うことになっております。そのため、選書、購入方法につきましては、大村市と今後協議をしながら、やり方も含めて検討していくことになっております。

【瀬川委員】今の答えでいきますと、必ずしも現在の発注の方法には限らないというふうにも聞こえるんですが、やはり地元の書店あるいは書店組合に発注すべきだろうと、私はそう思うんです。県外業者に発注してしまうと地元としてのメリットはどこにあるのかと。地元で、揃えきれないならば仕方ないんですが、地元で揃えられるわけでありまして、何の理由をもって県外の業者に発注するということが考えられるのか。そこは一定、基本的な考え方として県内の書店組合、あるいは書店から納入するよという考え方をもって大村市と協議をすべきじゃないかと。私は、考え方としてはそう思うんですが、どうですか。

【吉田新県立図書館整備室長】委員がおっしゃいますように、従来から、特に長崎県立図書館におきましては、地元の書店を育成するという観点を持ちながら、現在、図書納入協同組合から購入しているところでございます。

今後、大村市に移ったといたしましても、当然ながら、県内業者への優先発注でありますとか、そういうことは十分に踏まえて、地元書店の育成のあり方につきましては、大村市とも十分検討した上で進めてまいりたいと考えております。

【瀬川委員】なぜこういうことを言うかといいますと、地元の書店組合、書店さんたちの経営

的な問題、経済的な効果等ももちろんあります。そのほかにも全国の自治体で書店がない自治体がどんどん増えているという記事が載っております。長崎県でも3つの自治体に本屋さんがないんですよ。自治体内の図書館とか学校図書とか、そういったところが率先して地元の書店を使うということをするれば、少しでも生き残る可能性があるのではないかなと私は思うわけです。やはり本屋さんが自治体にないないというのは、ちょっとこれは知の財産を自らなくすというようなことにつながりかねないというのが一つ。

もう一つは、例えば、地元の書店に発注していただいて、フィルムを貼ったりとかいろいろ作業が要ると思うんですが、例えば、障害を持っておられる方々の通所の施設にその作業をお任せする。障害を持っておられる方々の仕事というのは、これまで限られた仕事がほとんどで、例えば、清掃業務であったり、そういうことが多いという話を聞いておりますが、障害者の方々の仕事を少しでも確保するという観点からも、そういったことに取り組んでやっておられる自治体も何県かあると聞いております。そういった総合的な視野で検討を進めていただきたい。この検討の方針の結論というのは時期的にいつぐらいまでと考えたらいいんですか。

【吉田新県立図書館整備室長】先ほど委員がおっしゃいました書店が、地域によってはなくなりつつあるという点、特に公共図書館にとりましては、地元の書店というのは迅速かつ的確な図書を納入していただけるという重要な部分がございます。そういうことは十分踏まえた上で今後進めてまいりたいと思っております。

また、障害者の通所施設等にお問い合わせというお話がございました。全国的なそういう例も今後研究してまいりたいと思っております。

いつまでに検討するのかということにつきま

しては、今、建設中の建物は平成31年1月に完成する予定になっております。その後、移転等をして開館に向けた準備を進めてまいります。

そのため、実質的には平成31年度からの図書の購入、予算的にはそういうことになるんだろうと考えております。よって、平成30年度までは現状の県立、市立それぞれの購入方法で行いますので、平成30年度中に新しい一体型図書館の購入方法につきましては方針を出していきたいと考えております。

【山本(由)委員長】 ほかに質問はありませんか。

【橋村委員】 引き続き質問したいと思います。

先ほど、臨時職員の処遇についてということで聞き漏らしておりました。

30歳ぐらいを頭打ちにしておるということで、全国からすると全国平均ぐらいだということでしたけれど、高いところではどういうふうな処遇をやっているのか、お尋ねしておきたいと思います。

【柴田教職員課長】 全国の状況でございますが、8県におきまして制限がないということでございます。給料表が決まっておりますので、一番上の給料の額までいきますと、それ以降は昇給しないという状況でございます。

額につきましては、それぞれ給料表が違いますので、30万5,000円から32万1,000円、そういう幅が上限という状況でございます。

【橋村委員】 先般の新聞報道では、頭打ちがあつて、子どもさんを育てるについては就学援助か、そういうものに依存しているかのような報道があつたやに記憶しております。そういうことでワーキングプアーみたいな感じになってしまってもいかんと。むろん、人件費をある程度節減しなきゃならんという雇用者側の立場もわかるけれど、だからといって、冷遇しておいて、そういう形を、何にも言えない人は、それで雇

用を継続しておるというのは、いささか行政対応としてどうなのか、あるいは国の流れからしても、そういう処遇改善、あるいは最低賃金についても、今の内閣ではどうだとか、いろいろ言われている中であります。これをよしとするのではなく、どれが適切なのか、どう運用していくべきなのかということと、先ほど申し上げたように、年齢制限についても採用年次の応募制限も撤廃しておるというようなこともあると。

ただ、そういう中で、どの給料表を使って三十何万で頭打ちするのかというのが、40万円ぐらいになるんじゃないかなという思いですけども、三十何万というのは、どの給料表なのかと思うんですが、再度、簡単に教えてください。

【柴田教職員課長】 義務の教員でありますと教育職給料表（三）、県立の教員でありますと教育職給料表（二）ということで、その中に1級から4級まで定めがございますが、それぞれの1級を対応していると。講師といいますか、臨時の教員の方の対応の級は1級ということになっておりまして、ほぼ同じでございますが、各県、人事委員会の勧告等がありまして、改定をする時に、その額が、同じ号給であっても若干違うという状況が全国ではございます。

【橋村委員】 一般の教職員の場合と、それはころっと変わってしまうんですか。頭打ちは、正職だったら頭打ちが幾ら、臨採は幾ら、その点で教えてください。

【柴田教職員課長】 それぞれ、2級が（「等級はいいって」と呼ぶ者あり）はい、ちょっとお待ちください。

小中学校の一般の教員の最高が40万4,600円でございます。

【橋村委員】 それで、臨採の給料表というのがあるやに今発言されたかと思うんですが、それは頭打ちは、それと並行すれば幾らですか。

【柴田教職員課長】 30万5,900円でございます。

【橋村委員】 そうであれば、一般職とか現業職という場合に給料はぐっと格差がついているので、臨時職員の給料表がそうであるとすれば、今、私、それ以上の知識も資料も持ってないので。

ただ、いずれにしても、今後、県教委としても、著しく高いというのはいかがかと思えますけれども、適正とはどの程度なのかということをも十分勘案しながら対応、改善をやっていただきたいと思っております。

それともう一つですけれども、2020年から英語の6年、5年というのが教科になろうかと思っております。それから先、また4年、3年となっていくわけですが、その中で授業時間数をどう確保するのかということになってきますけれども、そういう場合、さすがなければ、それを分割して1日5分でやっていくとかありますけれども、最悪の事態、分割してやるとすれば、どういうことが考えられるのか、義務教育課長に聞いておきたいと思います。

【木村義務教育課長】 5・6年生は、週に1コマ増えますので1単位時間、45分増えます。やり方の一つの考え方として、それを15分ずつの3つに分ける方法があります。または15分と45分と合わせて60分、このあたりは裁量に任されています。15分授業をするとなりますと、1単位45分のものを細かく切るわけでありますので、そこに向けては、例えばどういう指導をするか、どういう教材を並べるかということについて、一定工夫をしないと、なかなか難しい面もあるのではないかと。日課的にはとりやすくはありますが、内容的には工夫しなければならないところもいろいろ出てくるのではないかと考えています。

【橋村委員】 要するに、1週間に45分、1コマ

を消化するというのについては、それでできるんですね。しかし、一般の授業の1コマというのは45分というようなセッティングをしているわけでしょう。だから、最低限、1教科に対して1単元、45分は必要最小限の授業時間数だと、最初から終わりまでの流れの中で。そういうことで45分が設定されているとするならば、15分で分割するというのは、それは理論的におかしな、変則的な、ただ時間を消化するだけに終わるんじゃないかと思いますが、その点に対して、じゃ、英語以外で、算数でも、国語でも、そんな分割することがあり得るのかどうか。もう一度。

【木村義務教育課長】 15分のモジュール制というのは、他教科でもこれまでにありました。ただ、15分であっても、そこは一つの授業時間としてのまとまりですので、めあてもあれば、評価もしなければならぬということになります。

そういう中でありますから、15分というのが教科、教科で適切かどうかということを中心に各学校で考えていただいて、どのような内容にすれば15分モジュールでも授業ができるかということころは、もしも採用するならば、しっかり考えなければならない。ここは文部科学省も提言していることでありますので、十分気をつけながら対応していきたいと思います。

【橋村委員】 とにかく強引に英語を導入しなければいかんという頭からの、押しつけみたいなものですよ、現場に対しては。現場で、じゃ、どう消化するかとすれば、コマ数を15分ずつに分割するというようなことになってきますけれども、ノーマルなやり方がイレギュラーなやり方になってしまうんですね。それを恒久的にやっていけないと思うんですよ。

だから、一時期はそうやって正常化するまで

はということだけでも、本当に授業として位置づけをするならば、そういう変則的なやり方では、対応が無責任だという思いがするんです。

したがって、そこら辺についても、後日また質問することがあろうかと思えますけれども、教育に対して、そういうテクニカルなやり方ではなくて、本質をちゃんと見きわめて、子どもたちに責任を持って、そして責任を果たせるような教育を、ただ、文部科学省の言いなりになって、さあ、15分ずつで1こま、ちゃんと消化してますというような、何か実績づくりのためにやる、大人のずるさというのがあらわれないように、教育の本質ということを心して対処、そしてまた、対応できるような体制を整えてほしいと思います。

先ほど言いました臨時採用職員についても、そうだとすることで、どこが適正なのかということを、もう一度、教育委員会でよく協議をしながら、予算がないからと言ってしまえば終わりなんです。しかし、どこを目指さなければならぬかということを教育委員会でよく議論してほしいと思っております。

時間があればいろいろ質問したいところですが、今日のところは、これで終わりたいと思いますが、とにもかくにも責任の重さを十分痛感しながら対応していただきたいということを申し上げ、質問を終わります。

【浅田委員】 幾つかあるんですが、取り急ぎご質問させていただきたいのが、文化財についてであります。

小島養生所、これは今、長崎市で問題になっている案件ではあるんですが、日本最初の近代的病院ということで、その養生所があったところに学校を建てると。その学校を建てる前に地元説明会の中でも、この遺構が発見されたことを言わずして地元の状況を伺って建てるという

ようなことが今問題になっております。

教育委員会でも文化財の保存についての審議等をなされるわけですが、まず、現状についてどのような感覚でお考えなのかをお伺いできればと思います。

【金子学芸文化課長】 文化財を担当する課長としてという答弁でよろしいでしょうか。（発言する者あり）

埋蔵文化財の包蔵地で遺物を発掘した場合については、発掘をするというのが文化財保護法にあります。その文化財保護法に基づいて長崎市においては適切に発掘調査が行われていると考えております。

【浅田委員】 確かに、文化財が出てきました。でも、そこに学校を建てますと。本来であれば、それをきちっと事前に説明をした上で、そういう地元説明とか公にした上でそれを決定しなければいけなかったけれども、その順序が間違っていて、じゃ、建てましようとなった後に、それが今問題になっているわけですがけれども、不適切な場合においては県からの指導とかはなさらないのでしょうか。

【金子学芸文化課長】 文化財保護法におきまして、さっき言われた文化財保護審議会は地方自治体に置くことができることとなっております。県は県の条例に基づいて、市は市の条例に基づいて文化財保護審議会を設置されます。まずはそこにご相談されるんだと思うんですね。遺跡の取り扱いについてどうするか。市は市の土地の中で出てきた遺跡をどうしようというのは、あくまでも市内部の判断でありますので、そこに対して県がこうせろ、ああせろということについてはできないと考えております。

【浅田委員】 今の問題に関しては、ここで熱くなってもしょうがないわけですがけれども、数百メートルの差の、この中にも出身校の人がいら

っしやると思いますけれども、仁田佐古、昔と比べて子どもが大分減っている中で、もともとはどっちが適切かというところで、その遺跡が見つかったところにつくることが決まったわけですが、その後に地元の人たちとか、世界的な大学の教授だったり、歴史家の人たちが、これはおかしいだろうと。でも、市が、「これは1回決めたことだから」というふうに、ずっと今、討論されているわけですね。

ただ、長崎県にとってもこれは非常に重要な、例えば、この案件に限らず、長崎県にとって本来は残すべきだろう、誰が考えてもと思うようなものが出てきた時に、その市の担当者だったり、首長の判断が、文化とか歴史に対して余り教養がない、教養がないと言葉があれですが、重きを置かない方々の場合に、もう決まったことだからということで、それを粛々とやってしまうようなことが起きた場合に、長崎の大きな文化財、歴史を失うことにつながろうと思うんですね。

これは教育長にお伺いしたいんですけれども、そういうことがあると、後世にひびが入ってしまうような状況になるかと私は思うんですが、それでもやっぱり教育長、これは市の問題だからというところで済ませていいような問題なんではないでしょうか。これは今、小島養生所に関して私は聞いているんですけれども、それ以外でも往々にして起きることが考えられる時に、県と市のつながりの中でとめることが果たしてできないものなのかという観点でお伺いしたいと思います。

【池松教育委員会教育長】法律上の話を申し上げれば、先ほど学芸文化課長が申し上げたとおり、県でとめる権限はないということでありませう。

その文化財の価値について、歴史的な価値と

か、医学的な価値とかいろいろあると思うんですけど、私は実際に見ておりませんし、長崎市からも相談を受けておりませんので何ともコメントできませんが、なぜ長崎市の文化財保護審議会がものを申さないかということになると、県がいろいろ言う前に、地元の文化財保護審議会なるものが何らかの価値判断を示すのがまず筋ではないかと思います。長崎市が総合的に判断をして、その遺跡の価値と、現在の子どもの教育のありようを比較して、そういう判断をなさったのではないかと。これは想像ですけども、そう思っておりますので、現在のところ、県教委として長崎市にものを申す考えはございません。

【浅田委員】わかりました。県としては、実際、今、そういう立場ではないと。これを考えるとすれば長崎市の文化財保護審議会が、きちっと、それが本当に価値があるか、価値がないかの判断ができるか、できないかというところをいま一度問うべきではないかというようなことだったと思います。

県としての現状をとにかく私はお伺いしたかったので、この質問は、これにて終わりたいと思います。

【山本(由)委員長】ほかに質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山本(由)委員長】ほかに質問がないようですので、教育委員会関係の審査結果について整理したいと思います。

しばらく休憩いたします。

— 午後 4時 4分 休憩 —

— 午後 4時 4分 再開 —

【山本(由)委員長】委員会を再開いたします。
これをもって、教育委員会関係の審査を

終了いたします。

明日は、午前10時より、こども政策局を含む
福祉保健部関係の審査を行います。

本日は、これをもって散会します。

お疲れさまでした。

— 午後 4 時 5 分 散会 —

第 2 目 目

1、開催年月日時刻及び場所

平成29年 9月27日

自 午前10時 0分
至 午後 2時43分
於 第1別館第3会議室

薬務行政室長 古賀 浩光 君
国保・健康増進課長 小田口裕之 君
長寿社会課長 小村 利之 君
障害福祉課長 桑宮 直彦 君
原爆被爆者援護課長 林 洋一 君

2、出席委員の氏名

委員長（分科会長） 山本 由夫 君
副委員長（副会長） 吉村 正寿 君
委 員 三好 徳明 君
" 中山 功 君
" 橋村松太郎 君
" 坂本 智徳 君
" 瀬川 光之 君
" 久野 哲 君
" 中村 和弥 君
" 浅田眞澄美 君
" 里脇 清隆 君

こども政策局長 永松 和人 君
こども未来課長 中野 嘉仁 君
こども家庭課長 吉田 弘毅 君

3、欠席委員の氏名

な し

4、委員外出席議員の氏名

宮本 法広 君

5、県側出席者の氏名

福祉保健部長 沢水 清明 君
福祉保健部次長 園田 俊輔 君
福祉保健課長 上田 彰二 君
福祉保健課企画監
（福祉保健総合計画
・企画予算担当） 今富 洋祐 君
監査指導課長 磯本 憲壮 君
医療政策課長 村田 誠 君
医療人材対策室長 太田 勝也 君

6、審査の経過次のとおり

— 午前10時 0分 開議 —

【山本(由)委員長】 おはようございます。

委員会及び分科会を再開いたします。

なお、橋村委員から所用により、本委員会への出席が遅れる旨、連絡がっておりますので、ご了承をお願いいたします。

これより、こども政策局を含む福祉保健部関係の審査を行います。

【山本(由)分科会長】 まず、分科会による審査を行います。

予算議案を議題といたします。

福祉保健部長より予算議案説明をお願いいたします。

【沢水福祉保健部長】 福祉保健部関係の議案について、ご説明いたします。

1ページをご覧ください。

今回、ご審議をお願いしておりますのは、第71号議案「平成29年度長崎県一般会計補正予算（第2号）」のうち関係部分であります。

歳入予算は、中ほど、福祉保健部合計で2億9,639万5,000円の増、歳出予算は、福祉保健部合計で3億39万5,000円の増となっております。

なお、各科目につきましては、記載のとおりであります。

補正予算の内容につきましては、まず社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金返還金について、平成21年度に造成した長崎県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金の事業終了に伴う同基金の解散にあたり、基金残高を国へ返還するために要する経費として、2億9,464万5,000円の増を計上いたしております。

2ページをお開きください。

次に、地域生活定着支援センター運営委託事業費について。高齢又は障害により福祉的な支援を必要とする矯正施設退所者に対し、退所後、直ちに福祉サービスを受けるための相談・支援に要する経費として、175万円の増を計上いたしております。

次に、移譲施設支援事業費について。つくも苑跡地を活用して佐世保市が行う観光公園整備事業の実施設計に対する助成に要する経費として、400万円の増を計上いたしております。

以上をもちまして、福祉保健部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【永松こども政策局長】 おはようございます。

引き続きまして、こども政策局関係の議案について、ご説明をいたします。

同じ資料でございます。こども政策局をお開きいただければと思います。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第71号議案「平成29年度長崎県一般会計補正予算（第2号）」のうち関係部分の1件でございます。

第71号議案「平成29年度長崎県一般会計補正予算（第2号）」のうち関係部分について、ご

説明をいたします。

歳入予算は、こども政策局合計で1,977万6,000円の増、歳出予算は、こども政策局合計で2,100万2,000円の増となっております。

各科目につきましては、記載のとおりでございます。

補正予算の内容につきましては、保育士人材確保等事業費について。保育士等の処遇改善の円滑な施行を図るため、各施設への周知や専門家による説明会に要する経費として、202万2,000円の増。また、私立学校助成費につきましては、ICT化の促進により幼稚園教諭等の業務負担軽減を図るため、業務改善のための支援システムの導入等に要する経費として、1,327万8,000円の増。引き続きまして、児童福祉施設整備費につきましてでございますが、児童養護施設の防犯対策を強化するため、センサー付ライト等の設置に要する経費として、368万円の増。児童保護費につきましては、児童養護施設等職員の処遇改善の円滑な施行を図るため、各施設への周知等に要する経費として、202万2,000円の増をそれぞれ計上いたしております。

以上をもちまして、こども政策局関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【山本(由)分科会長】 以上で説明が終わりましたので、これより予算議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【中村委員】 まず最初の福祉保健部の1ページのところですけれども、社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金の返還金についてなんですけれども、担当課のほうから、どういう施設なのかということと、どのくらい残っているのかとい

う資料をいただいたんですけれども、結構な施設が今回、特例の基金を活用しての耐震化ができなかったということをお聞きしました。中身については、なかなか負担金の関係があって、できないところが多いんだと私も予想はしていただんですけれども、ただしかし、数的に言って11施設ぐらいあるんですけれども、その施設が今後、全てが建て直しとかいう計画を持っていればいいんですけれども、耐震化ができない状態で、このままこの施設を継続していくとなった時に、非常に心配するわけです。こういう特例の基金を使ってでもできない施設があるということに対して、その施設の今後の県としての体制、どういうふうな支援をしていくのか、お尋ねをしたい。

【上田福祉保健課長】 この社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金というのは平成21年度、造成をされまして、当初、平成23年までの計画だったのですが、執行率が悪いということで、平成24年、平成25年、平成26年と3年間延長されてきた事業でございます。委員がおっしゃるように、耐震化に関しては、対象施設が65施設あるのですが、耐震化済みの施設は48ということで、残り17施設あります。このうち、県の所管ということになっていますと12施設あります。その中で、障害児の施設が11ございまして、先ほど委員がおっしゃったとおりでございますが、今後の予定といたしましては、この基金はなくなったところでございますが、ほかの補助金ということで、社会福祉施設等施設整備費補助金というのがございます。これは国が2分の1、県が4分の1、各法人が4分の1ということで、今後は、この事業を活用して耐震化を進めていきたいと考えております。

【中村委員】 ただ、その4分の1という資金、

もちろん上限もあるんだろうけれども、そういう中でも、なかなか最終的にできないところもあると思うんですね。だから、そういうところについては極力支援をしてやっていただいて、その施設がそのまま継続をできるような体制をとってもらわなくては、せっかくの入居者の人たちも、そこが気に入って入っている方もいらっしゃるから、例えば、その施設がもう使えませんよとなった時に、ほかの施設に移動してくださいという話になるのかどうなのかわからないけれども、ただしかし、そういうところが残らないような体制を今後はとっていただければと思っています。

それともう一点、こども政策局のほうですけれども、「児童福祉施設整備費について」というところで、防犯対策をするため、センサー付ライトやカメラ付インターホン、フェンスなどの経費として上がっているんですけれども、これは防犯カメラじゃないんですか。ただのセンサー付ライト、カメラ付インターホンと書いてあるんだけれども、これは防犯カメラの部分も入っているのかどうなのか。

【吉田こども家庭課長】 今、施設のほうで予定をしておりますのは、駐車場に誰か入ってきたらライトがついてわかるという形で、防犯カメラとは違うというか、そういった機能も備えておりますけれども、防犯カメラ、プラスアルファの来訪者をカメラで撮れるというような整備を考えているとお聞きしております。

【中村委員】 どうせやるのなら、センサーライトを付けても意味ないと思うよ。それなら、もう少し金額的には高くなると思うけれども、最初から防犯カメラを設置してやったほうが、いろんな方たちに対する阻止機能というのは強いと思うんですよ。だから、当然負担金なんかも

絡んでくるんでしょうから、そこら辺も考慮して、施設の方たちとよく話をして、適切な攻略法になるようなものを付けていただきたいと思うんだけど、どうですか。

【吉田こども家庭課長】防犯カメラは別に施設の近くに設置をして、そのほかにプラスということで聞いております。

【中村委員】 よろしく願いしておきます。

それと、その上の私立学校助成費、これは今回、保育園じゃなく、幼稚園のほうに入りましたよね。去年は保育園の部分があって、上限が100万円となったんだけど、結局、多くの保育園がまだ整備できていない状況というのは多いんですよね。私たちは、当然、今年も保育園も入るだろうという予想をしておったし、担当課のほうも、できれば補正で入ってくればという考えを私もお聞きしておったものだから、ただしかし、今回は幼稚園に限定されているんだけど、例えば、今後の予定として、保育園も含んだところで、また次年度、何か計画をされるようなお話は聞いておられますか。

【中野こども未来課長】今回計上しているのは幼稚園のICT化です。この分につきまして、もう一つ、昨年度、実施いたしました保育園のほうのICT化補助金、来年度の国の概算要求の中には、両方とも要求されているという状況がございます。

【中村委員】要求はされているんだろうけれども、何で幼稚園だけになったのかというところを、私は不思議に思ったものだから、できれば双方やってくればいいのになと思ったんだけど、国の予算的な配分だろうということで、そう思うけれども、ただしかし、今後県としても、せっかく保育園に対するICT化が始まったということですから、できるだけ多くの保育

園がそういう施設を持って、保育士さんたちの負担を軽減してもらうのが本来の姿だと思うので、ぜひ強く要望していただければと思います。

それと、その前ページの1ページに、保育士人材確保等事業費というのがついているんだけど、これはこの間からもいろいろお聞きをして、多分これは諫早では開催されないということだったんだけど、今回この経費として上がっているんだけど、参加人員はどのくらいの予定ですか。

【中野こども未来課長】新しく保育士等の処遇改善制度が入って、今回は、この理解のための啓発とか、具体的な導入の手だてを施設側にお知らせする事業として、これは県の事務費として計上しているところでございます。それで、委員が先ほど言われたのは、この処遇改善に当たってのスキルアップのための研修について、確かに佐世保と長崎だけというお話をしていたんですけれども、検討いたしまして、諫早でも開催できるようになりました。

今回予算計上している施策普及の研修会、説明会につきましては、県内5カ所、長崎、佐世保、諫早、島原、五島ということで、各1回ずつ開催する予定にしております。出席予定の施設数としては、約500ということを考えております。

【山本(由)分科会長】ほかに質疑はありませんか。

【中山委員】中村委員に関連ですが、私立学校助成費です。昨日の総務部の長崎県私立学校審議会の中で、カトリック山田幼稚園とか、学校法人うみのほし学園とかが解散という形になっております。そういう中で、現時点における幼稚園の園数、そして定員数と教諭の数はどの程度になっていますか。

【山本(由)分科会長】 しばらく休憩します。

— 午前10時15分 休憩 —

— 午前10時15分 再開 —

【山本(由)分科会長】 再開します。

【中野こども未来課長】 まず、園数でございますけれども、今回の対象になります私学助成を受けている幼稚園は41園でございます。平成27年度に新制度になりましたが、新制度が導入される前の平成26年度の時点では123園ございました。あとこの41園の外、認定こども園とか、私学助成ではなくて施設型給付という、いわば保育所と同じような形態の経営になったところが別途40園ございますので、それを合わせますと81園になります。今回の補正予算の対象となっている園としましては、先ほど申しましたとおり、私学助成の補助金をいただいている81園ということになります。

あと、職員数と定員でございますが、数字を仕分けしなければいけないものですから、後程報告します。

【中山委員】 この助成金での教諭等の負担軽減ということでありますから、やはり正確な教員数とか定数を把握しておいてもらいたいということを話しておきたいと思います。

そうすると、ICT化の促進により、業務改善のための支援システムの導入ということであります。先ほど答弁ありましたが、これはどういう段階のものですか。ICT化ということは、もう随分前から言われているんだけど、現時点というのは、今まで、どういう形で支援してきて、今後どういう形で支援していこうとするのか、その辺の今までのものと今後の計画、これは先ほど話があったから、これを含めて今後どういう形になっていくのか、その辺を教え

てくれますか。

【中野こども未来課長】 業務のICT化につきましては、例えば、医療機関等は相当進んでいる状況でございますが、就学前の教育施設、幼稚園等についてのICT化は相当遅れている、ほとんど手がついていないような状況でございます。今回、この助成金ができる以前に、自分の園で独自でICT化に取り組んでいる園というのが全県では3園ぐらいしかないという状況でございます。

ただ、ICT化の中身の問題もでございます。例えば、スマートフォンで一斉に保護者にメールを出すとか、そういったものもICT化だと言われれば、それは多くの園でやっているのですが、今回、この業務の軽減化ということで導入するシステムにつきましては、例えば、園児ごとに保育や成長とかの要録をつくるわけですが、今現在は手書きでやっているんですけれども、そういったところがICT化によってパソコンで入力できて、それを他の教諭たちも共有できるということで、単なる業務改善ではなく、いわゆる教育の質の向上につながるような機器の導入を支援します。今後とも、こういった業務改善、また質の向上に資するようなシステムの導入を進めていきたいと考えているところでございます。

【中山委員】 その方向性については理解するところでございます。今まで遅れておったということでありますけれども、そうすると教育の質の改善を含めてやっていこうということでもありますので、今回の1,327万8,000円ということにつきましては、先ほど、私学助成で41園あるということでしたよね。そうすると、これはこの41園を対象にして、1,327万円で足りるのですか。全園を網羅した仕組みになっているのか、

それとも、その中から幾らか園を選んで、こういう手当てをしているのか、その辺はどうなんですか。

【中野こども未来課長】今のところ、26園を対象に考えているところでございます。

先ほど、中村委員の質問にございましたように、来年度もこの事業が継続する予定になっていますので、この導入について働きかけをさせていただきたいと思っております。ただ、今回手を挙げなかった園に理由をお尋ねしたんですけれども、小規模で園児数も少ないような幼稚園につきましては、ICT機器を導入しても、そこまで業務の軽減化が図られないんじゃないかと、そういう結論を出された園もございますので、そういった園には、いろいろ先進事例もございますので、単なる業務改善ではなくて、幼児教育の質の向上にも資するものだということもお話をさせていただいて、導入を進めていきたいと考えているところでございます。

【中山委員】恐らく、幼稚園の現状というのは、園児が減っていくわけですから、お先真っ暗だというような状況に変わっていくと思いますが、その中で、幼稚園教諭の質をどう確保していくのか、それとあわせて園の経営をどうしていくのか、そのための支援の一つというふうに考えておりますが、ぜひ今後とも積極的に取り組んでいただくことを要望しておきたいと思います。

【山本(由)分科会長】ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山本(由)分科会長】ほかに、質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山本(由)分科会長】討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

予算議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第71号議案のうち関係部分については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【山本(由)分科会長】ご異議なしと認めます。

よって、議案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

【山本(由)委員長】次に、委員会による審査を行います。

こども政策局を含む福祉保健部においては、今回、委員会付託議案がないことから、福祉保健部長及びこども政策局長から、所管事項についての説明を受けた後、提出資料について説明を受け、その後、陳情審査を行い、「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」についての質問、最後に、議案外所管事務一般についての質問を行うことといたします。

それでは、福祉保健部長より、所管事項説明をお願いいたします。

【沢水福祉保健部長】福祉保健部関係の議案については、今回ございませんので、議案外の所管事項についてご説明をいたします。

文教厚生委員会関係議案説明資料の福祉保健部をお開きください。

1ページをご覧ください。

（国民健康保険事業の都道府県化について）

国民健康保険事業については、平成30年度からの県と市町による共同運営に向けて、国において、関係政省令の改正及び各種ガイドラインの見直し等が引き続き行われております。

去る7月5日に、新制度に追加交付される1,700億円の公費拡充分の全体像が取りまとめ

られたことを受けて、本県でも、前提条件付きではあるもの、これまでより精度の高い試算を用いた市町との意見調整等を行うため、市町連携会議を8月21日に開催したところであり、速やかに、平成30年度の運営方法について、市町との合意を図りたいと考えております。

今後は、市町との意見調整の結果等を踏まえ、新制度における運営の重要事項となる都道府県国保運営方針の作成、国保事業費納付金の算定方法の決定等を行うため、都道府県国保運営方針のパブリックコメントを実施するとともに、長崎県国民健康保険運営協議会に対する諮問等を行うこととしております。

また、国による政省令の改正を受け、11月定例県議会に長崎県国民健康保険条例の上程を予定しております。

引き続き、国の動きに留意するとともに、市町との協議を十分に行いながら、県議会のご意見もお伺いして、平成30年度に向けた準備を着実に進めてまいります。

（健康経営推進企業の認定について）

平成28年度から全国健康保険協会長崎支部と連携し、従業員の健康を会社の財産ととらえ、会社の成長のために従業員の健康づくりに積極的に取り組む会社を応援する「健康経営」宣言事業を実施しており、初年度は65事業所が参加されました。

このうち、健診受診率や事業所全体での活動などの要件を満たした16の事業所を「健康経営推進企業」に認定し、9月5日、認定証交付式を執り行ったところです。

働く世代の健康づくりには、日常生活の大半を過ごす職場を通じた働きかけが有効と考えており、今後とも、普及啓発や他の模範となる認定企業の表彰制度の検討など健康経営に取り組

む事業所の拡大に向けた対策を進めてまいります。

その他の所管事項につきましては、長寿者慶祝事業について、社会福祉法人等に対する行政処分についてで、内容は、記載のとおりであります。

以上をもちまして、福祉保健部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【山本(由)委員長】 次に、こども政策局長より、所管事項説明をお願いいたします。

【永松こども政策局長】 引き続きまして、同じ資料のこども政策局をお開きください。

議案外の主な所管事項についてご説明をいたします。

（保育の仕事合同面談会について）

去る7月8日に佐世保市、29日に長崎市におきまして、「保育の仕事合同面談会」を開催いたしました。この事業は学生や潜在保育士と県内保育施設との面談の機会を設け、県内保育施設への就職を促進するため開催したものであります。県内の保育所・認定こども園・幼稚園から157園が参加し、県内外の学生等が376人来場いたしました。

今後とも、新卒者の県内定着及び潜在保育士の再就職促進に向けて各種施策に全力で取り組んでまいります。

（児童相談所における児童虐待相談対応件数について）

平成28年度の全国の児童相談所における児童虐待対応件数は、前年度比1.18倍の12万2,578件と過去最多を更新し、本県においても、前年度比1.3倍の665件と過去最多となっております。

主な増加要因としては、「児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力がある事案（面前DV）」について、児童に対する心理的虐待にあたるとして警察からの通告が増加したことや、平成26年度の佐世保事件を受けた関係機関の連携が進んできたことなどが件数の増加に繋がっているものと考えております。

今後とも、増加する児童虐待相談に適切に対応するとともに、その防止に努めてまいります。

（追加1）のこども政策局をお開きください。

（平成28年度の配偶者等からの暴力（DV）に関する相談件数について）

平成28年度の全国のDV相談件数は、10万6,367件で、平成27年度の11万1,172件と比較し、4,805件、4.3%減少しております。

本県の平成28年度の相談件数は1,499件で、平成27年度の1,439件と比較し、60件、4.2%の増加となっております。

なお、詳細につきましては、後ほど担当課長より補足して説明いたします。

今後とも、DVに対する県民の理解をより一層深めていただくため、その広報啓発とともに、特に、高校生の若い世代から男女間の暴力に対する予防教育を推進してまいります。

その他の所管事項につきましては、児童福祉施設球技大会についてで、内容は、記載のとおりでございます。

以上をもちまして、こども政策局関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【山本(由)委員長】 ありがとうございます。

次に、提出がありました「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について、説明をお願いいたします。

【上田福祉保健課長】 「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づきまして本委員会に提出いたしました福祉保健部関係の資料について、ご説明をいたします。

文教厚生委員会提出資料、福祉保健部の1ページをご覧ください。

補助金内示一覧でございますが、県が箇所付けを行って実施する個別事業に対しまして、市町並びに直接、間接の補助事業者に対し内示を行った補助金について、本年6月から8月分の実績を記載しております。直接補助金に関しましては、資料1ページから15ページに記載のとおりで、合計で147件、間接補助金については、資料の16ページにございますが、記載のとおりで、2件でございます。

次に、17ページをお開きください。

1,000万円以上の契約案件の本年6月から8月までの実績については、資料17ページに記載のとおりで、計1件となっております。内容は、記載のとおりでございます。

続きまして、18ページをご覧ください。

知事及び部局長に対する陳情・要望のうち、本年6月から8月までに県議会議長宛てにも同様の要望が行われたものは、平戸市、島原市など計5件となっており、それに対する県の取り扱いについては、18ページから29ページまでで、記載のとおりでございます。

次に、30ページをお開きください。

附属機関等会議結果について、本年6月から8月分の実績は、長崎県福祉保健審議会など計23件となっており、その内容につきましては、32ページから54ページに記載のとおりでございます。

以上で説明を終わります。

【中野こども未来課長】「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づきまして本委員会に提出いたしました福祉保健部こども政策局関係資料について、ご説明をいたします。

1ページをお開きください。

補助金内示一覧表でございますが、県が箇所付けを行って実施する個別事業に関しまして、内示を行った補助金について記載しております。本年6月から8月分の実績は、間接補助金が26件であり、内容は、1ページから2ページに記載のとおりでございます。

次に、3ページをご覧ください。

知事及び部局長等に対する陳情・要望のうち、本年6月から8月までに県議会議長宛てにも同様の要望が行われたものについての県の対応状況についてを記載しております。長崎県町村会、島原市からの要望書4件となっております。

それに対する県の対応状況は、3ページから13ページまでに記載しているとおりでございます。

次に、14ページをお開きください。

附属機関等の会議結果について、本年6月から8月までの実績は1件でございます。

その内容については、15ページに記載のとおりでございます。

以上で報告を終わります。

【山本(由)委員長】 次に、国保・健康増進課長より補足説明を求めます。

【小田口国保・健康増進課長】 平成30年度から国民健康保険の都道府県化が行われることから、その概要等につきまして、お手元に配付しております補足説明資料により、ご説明いたします。

今回の制度改正は、国民健康保険を将来にわ

たり維持していくためのものであり、制度改正の柱として、都道府県に財政運営を移管する運営のあり方の見直しと、国による財政支援の拡充が行われますので、このことを中心に説明いたします。

まず、資料の1ページになります。

まず、国保制度改革の概要、運営のあり方の見直しについて、ご説明いたします。

資料の中段左側に「現行」というところで、「市町村が個別に運営」と記載をしております。現在、国民健康保険は市町村が個別に運営しておりますが、今後は、右側の「改革後」の図にあるような市町村と都道府県が共同で運営する仕組みに変わります。改革後の県の役割としましては、資料の上段、四角囲みの中の1つ目の丸印になりますが、平成30年度から、都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の国保運営に中心的な役割を担うことであり、一方、市町は、2つ目の丸印になりますが、住民との身近な関係の中、保険給付や保険料の決定、賦課・徴収などを引き続き担うことになります。

運営のあり方の見直しは、国保の運営規模を市町村単位から都道府県単位に大きくすることで、財政の安定化を図るとともに、都道府県が国保の運営にかかわることで、国保のさまざまな業務の効率化を図り、運営を安定化するために行われることになっております。

資料の2ページをお開きください。

次に、改革後の国保財政の仕組みについて説明いたします。

資料の左側、「現行」の図をご覧ください。現行の仕組みは、各市町が国保特別会計を設けて、支出である保険給付費を独自に推計し、国等からの公費を受けながら保険料を決定、徴収

し、運営を行っております。保険給付費とは、市町が医療機関等に支払う医療費のことになります。

今後は、資料の右側、「改革後」の図のようになり、県にも国保特別会計を設けて、市町との間で、市町から県には納付金を納めていただき、県から市町には交付金を交付する仕組みに変わります。納付金とは、県が保険給付に必要な費用から、公費を差し引いた額であり、県はまず、県全体で必要な納付金の総額を算定した上で、市町ごとの医療費水準や所得水準に応じた納付金を決定し、市町から集めることになります。

次に、交付金につきましては、1つには、医療機関等に支払う保険給付に必要な全額を市町に交付し、2つ目としては、災害等による保険料の減免が多額になった場合や市町の保健事業に対する支援など、市町の特別な事情を個別に考慮して交付を行います。

国保に加入している被保険者の保険料については、このようなまず県全体で納付金の総額を算定する仕組みが導入されることから、変動する可能性があります。なお、今般の制度改正によって保険料が急激に増加する市町には、保険料の大幅な上昇を抑制する激変緩和措置を講じる予定であり、被保険者に過度な負担がかからないよう、激変緩和の手法などについては、現在、市町と協議を進めているところであります。

資料の3ページをお開きください。

次に、「平成30年度の公費について（拡充分の全体像）」について、説明いたします。

国民健康保険は、恒常的な赤字を抱えて運営されていることなどを踏まえ、今回の制度改正で、国による追加的な財政支援が行われ、全国で1,700億円規模の公費拡充が平成30年度から

新たに行われることになっておりましたが、その概要が7月上旬に提示されております。

その主な内訳としましては、資料の左側、1つ目の丸印、財政調整交付金の実質的増額で800億円程度、その下の2つ目の丸印、医療費の適正化に向けた取組等に対する支援で800億円程度となっております。

資料の右側に、さらに内訳を記載しておりますが、例えば、全国の都道府県間の所得格差を調整するための交付分として、ここに「普調」とありますけれども、普通調整交付金として300億円や、今回の制度改正により保険料が増加することを抑えるための激変緩和分として300億円、各市町村や県の医療費適正化の取組状況等を特定健診の受診率などで評価して交付を行う保険者努力支援制度分として、都道府県分500億円、市町村分300億円などとなっております。

資料の4ページをお開きください。

次に、国保運営方針の位置付けについて、説明いたします。

都道府県は、都道府県内の統一的な運営方針として国保運営方針を定めて、国保事務の効率化、標準化、広域化を推進し、運営の安定化を図ることになります。

主な記載事項は、資料の（1）から（8）の8項目となっております。（1）国保の医療費、財政の見通しや、（3）保険料の徴収の適正な実施に関する事項、（5）医療費適正化に関する事項などについて記載をしております。

具体的な記載内容については、現在、市町との協議を進めておりますが、例えば、県全体で保険料の徴収の適正な実施を進めるために収納率目標を定めることや、医療費適正化を進めていくために特定健診の受診率向上対策を強化し、

糖尿病性腎症重症化予防等を進めることで新規の人工透析導入患者の減少を図る取組等を県全体で進めていくことなどを記載していくものと考えております。

以上、国保の運営のあり方と財政運営の仕組みの見直し、公費拡充の全体像、国保運営方針の位置付けについて説明をいたしました。平成30年度に向けた今後のスケジュールとしては、10月6日に開催予定の長崎県国民健康保険運営協議会において、県国保運営方針の素案について説明するとともに、平成29年度に制度改正があったと仮定した保険料の試算を提示する予定で、市町との協議など、作業を進めております。

また、今後行われる国の政省令の改正を踏まえ、11月定例県議会に国民健康保険条例の上程を予定しております。

今後とも、市町との協議を十分行うとともに、県議会には状況をご報告し、ご意見を賜りながら、平成30年度に向け、着実に準備を進めてまいります。

説明は以上です。

【山本(由)委員長】 次に、こども家庭課長より補足説明を求めます。

【吉田こども家庭課長】 私のほうからは、配偶者等からの暴力（DV）に関する相談件数について、補足して説明をさせていただきます。

事前に配付をいたしております一枚物の「配偶者等からの暴力（DV）に関する相談件数について」という資料をお手元によろしいでしょうか。

9月15日に、内閣府が平成28年度の全国の配偶者暴力相談支援センターにおけるDV相談件数を取りまとめ、公表いたしましたので、本県の状況とあわせてご説明をいたします。

まず、配偶者暴力相談支援センターと申すのは、配偶者等からの暴力に対する相談窓口として県において設置、また市町においても設置に努めるということとされておまして、現在本県におきましては、長崎、佐世保のこども・女性・障害者支援センターの2カ所のほか、長崎市と南島原市の計4カ所に設置をいたしております。なお、その他の市町におきましては、婦人相談員の配置等により相談を受け付けているところでございます。

まず、平成28年度の県内のDVの相談件数でございますけれども、表の1の左側の一番下の2,010件がDVの相談件数となっております。

この内訳といたしまして、その横の1,499件が、被害者本人からの相談件数となっております。性別といたしましては、女性からの相談がほとんどでございます。相談の方法といたしましても、電話の相談が多くなっておりますが、来所相談につきましては、平成27年度が563件で、平成28年度が651件と、90件近く増加しているところでございます。

なお、「相談状況」の「その他」でございますが、主にメール等による相談でございます。右端になりますけれども、被害者本人以外からの相談511件につきましては、主に被害者の親類や知人からの相談ということになっております。

次に、表の2でございますけれども、一番下が全国のDV相談件数となっております。全国の数値といたしましては、表に5年間記載しております。平成27年度まで増加をしておりましたけれども、平成28年度につきましては減少いたしております。国に全国の状況につきまして確認をいたしましたが、その要因の分析までには至っていないということでございました。

一方、その上段が県の推移でございます。一番上が合計になっておりますけれども、平成25年度に一旦件数が減少いたしておりますが、その後、増加をしております。全国との動向の違いなど、県のほうも増加している明確な要因が何かというところまでの分析はなかなか難しく、困難な状況でございます。ただ、表の3段目に「内被害者本人」という欄がございますけれども、この件数が増加しているということからも、県といたしましては、DVに対する県民の理解、認識や相談機関の周知といったことが一定進んできたことによって、相談件数が増加しているのではないかと考えております。

引き続き、DVに対する県民の理解、認識を深めるための広報啓発や、特に、現在進めております中学生や高校生といった若い世代に対する男女間の暴力、いわゆるデートDVと言われるものですけれども、こういったものの予防教育に取り組むことによって、DVに対する件数の縮減に努めていきたいと考えております。

以上で補足説明を終わります。

【山本(由)委員長】 ありがとうございます。

以上で説明が終わりましたので、まず陳情審査を行います。

お手元に配付いたしております陳情書一覧表のとおり、陳情書の送付を受けておりますので、ご覧願います。審査対象の陳情番号は、14、15、24、28、30です。

陳情書について、何か質問はありませんか。

【中村委員】 30番の「身体障害者福祉の充実に関する要望書」の中の2ページのところに、「有料道路割引を障害者手帳の提示だけで適用することについて」ということを書いてあるんですけれども、現時点で、障害者の方たちが有料道路を使って割引を受けるためには、どうい

うふうなシステムになっていて、今後、どういう新しいシステムに変わっていくかというのを把握できていますか。

【桑宮障害福祉課長】 現在の有料道路割引の制度でございますが、障害者手帳に車両ナンバーを登録しまして、その車両を使用する場合にのみ適用することになっております。ですので、車検などで代車を使用された場合は割引が適用されないという状況で、それについて手帳の提示等で対応ができないかというのが今回の要望の趣旨でございます。

【中村委員】 手帳を提示するのは普通の料金所を通過した時の場合でしょう。最近は、ほとんどETCのシステムになっているんだけど、ETCの活用については、どうなっているのですか。

【桑宮障害福祉課長】 ETCの場合は、市や県の福祉事務所から、道路公団が付与した整理番号が記載されたETC利用対象者証明書の発行を受けまして、その後、利用者が公団等の窓口でETCカードと車載器に割引可能とする処理をしていただくということで、実際に通る時は、バーが上がるようなシステムになっているということでございます。

【中村委員】 ETCは、ずっと通っていくのですか。

【桑宮障害福祉課長】 ご自分の車であれば使える状況でございます。

【中村委員】 普通、ETCというのはカード会社と契約をしてカードをつくるじゃないですか。そうしたら、それを道路公団に持って行って、そこでそれにまた別のIQかなんかが入るわけですか。セキュリティーのあれが入って。でしたら、もともとの料金からその分が割引をされるというシステム。ということは、カードをつ

くった後に、道路公団にその障害者本人の方たちが持って行って申請をやり直さなければならぬということなんですか。

ということは、ここに要望で「E T C車の有料道路割引についても実現できるよう併せてお願いいたします。」と書いてあるんだけど、今、実現できているのですか。

【桑宮障害福祉課長】 ご要望の趣旨としましては、E T C以外の車両も同様なのですが、登録された車両のみ割引が適用されるということで、それ以外の車両を使用される際も割引を適用していただけないかという要望のご趣旨でございます。

【中村委員】 それは例えば、そのE T Cのカードをほかの車両に持って行って、そのカードを突っ込めばいいわけでしょう。使えるんじゃないですか。違うのですか。

【桑宮障害福祉課長】 E T Cのカードと車載器に登録の手続をしますので、割引が適用される車両というのが限定されている状況でございます。

【山本(由)委員長】 しばらく休憩します。

— 午前10時54分 休憩 —

— 午前11時 零分 再開 —

【山本(由)委員長】 再開します。

ほかに質問はありませんか。

【浅田委員】 後ほど伺いしようと思っていたのですが、陳情にもありますので、障害者の災害対策について、お伺いをさせていただきたいと思うのですが、ここにもありますように、福祉避難所は市町に結構委ねられている現状かと思うんですが、そのばらつきがあるということがここに書かれていて、すごく少ないところ、多いところ、状況とかを教えてくださいよろ

しいでしょうか。市町の数。

【山本(由)委員長】 浅田委員、すみません、何番ですか。

【浅田委員】 ごめんなさい、30の1ページです。「身体障害者福祉の充実に係る要望書」の中の1ページの2の障害者の災害対策のところについて、お伺いします。

【上田福祉保健課長】 福祉避難所の状況でございますが、県下で415あるということは記載のとおりでございますが、一番少ないところは1カ所というのがございまして、具体的な町名で申しますと、時津町、川棚町については1カ所しか指定がないということでございます。あと、2カ所というのが長与町とか東彼杵町ということで、町のほうは、規模が小さいということで指定数が少ないということで、一番多いのが、長崎市が89施設という状況になっております。

【浅田委員】 どうしても人口で、当たり前ですけども、その数になるかと思うんですが、その1カ所しかない時津町とか、2カ所の長与町、そういうところの場合の障害者の人の数とフォローの体制の仕方というか、それで見合うのか、地域によってどうなのかというところの把握を県のほうでは、どのようになさっているのでしょうか。

【上田福祉保健課長】 今、施設数で申し上げましたが、例えば、施設の中で何人ぐらい使用できるというのが大事でございます。例えば長与町でいきますと、施設は指定しておりますけれども、収容人数については未定ということもあったり、川棚町でいくと、2施設ですけども、75人しか収容できないということで、指定については、大概が特別養護老人ホーム等高齢者の施設であるとか、障害者の施設をそのまま指定するという状況がございまして、そのス

ペースにどのくらい収容できるかということで算定をしている状況でございます。委員がおっしゃるとおり、我々としても、福祉避難所の数は実際はその要配慮者等の数から指定すべきだということは、市町に対しては指導をしているところでございます。

【浅田委員】県のほうからは指導なさっているということで、その実態等、今後の状況をしっかりと市町ともお話をいただいて、不具合がないような形で、しっかりとフォローアップをしていただきたいという点と、ここの（１）のところに「身体障害者相談員への要配慮者情報の共有化をお願いします。」というのがあるのですが、これは要は、例えば、福祉施設の場所とか、ハザードマップ的なものとか、もっと全体的に知らせてほしいということなのかなと思っているのですが、今までいかがだったのでしょうか。

【桑宮障害福祉課長】要望に書いておられます身体障害者相談員への要配慮者情報の共有化というのは、どこに、どういう障害をお持ちの方がおられて、どういう配慮をしなければいけないという情報を相談員に提供する、相談員もその情報を共有するということがあるんですけども、個人情報を提供するには、やはり本人の同意が要りますので、そこを努力していただきたいという要望のご趣旨でございます。

【浅田委員】確かに個人情報というのがあろうかと思うんですが、それは個々人の人たちとその共有をどう詰めていくかというのは、市町のほうがしっかりと話をしてということになるかと思うんですけども、そのあたりは、県としてのフォローはどのようになさっているのですか。

【桑宮障害福祉課長】委員ご指摘のとおり、市

町のほうの対応となりますので、個人情報の問題を考慮に入れた上で、県としても、市町に関係者間で情報共有化を図るような働きかけをしていきたいと考えております。

【浅田委員】個人情報の問題があるにしても、ここは助けていただきたいと思っていらっしゃる側の状況把握というのをしっかりやっていただければと思います。

障害者の方の災害対策の一つとして1つお伺いしたいのが、県がやる避難訓練とかに障害者の方が参加するとか、そのあたりは、どういふふうになっているのでしょうか。これはここで聞いていいですか、後ほどがいいですか。

【山本(由)委員長】できれば後に。

【浅田委員】じゃ、後にします。

【山本(由)委員長】ほかに質問はありませんか。

【吉村(正)副委員長】1件だけ、先ほどのETCの障害者の割引の件で私もぜひ申し上げたいのが、実際私が今、手帳を持っていて、車でバイパスをETCで通っているんですけども、自家用車で行く時は、それはどっちも登録しておけばいいという話で、手間はかかりますが、ありがたい制度だなとは思っています。ところが、困るのは、これが長崎空港にタクシーで行かなければいけないとかいう時に、やっぱり高速を使うわけです。その時に、カードだけぽつと渡して「これで行ってください」と言っても、そのタクシーは行けないわけですよね。そういうのは非常に不便です。

ですから、障害を持っているのは車じゃなくて個人、人間なんですよね。ということを考えていただければ、さっき、障害が属人的なものなのかとか、そういうふうな議論がなされているという話でしたけれども、まさに障害を持っているのは人間個人です。ですから、その個人

がどう使いいいかどうか。機械のどうのこうのとか、悪用とか、それはいろいろあるけれども、実際に障害を持った個人が、そのETC化することによって、どれだけ便利になるのか。これはETCだけじゃなくて、実は、バスとか電車の乗り降りの時にスマートカードとかを使いますよね。あんなのも一緒なんですけれども、要は、どこに視点を置くか、誰のための制度なのかというのをもう少し考えていただいて、そこは使いやすいように、便利な制度に改めていただきたいと思います。

この場合は、たまたまETCですけれども、そのほかにも考えただけでもいろいろありますよということを皆さんにはぜひ知っていただきたいと思ひまして、一言つけ加えてさせていただきました。

【山本(由)委員長】ほかに質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山本(由)委員長】ほかに質問がないようですので、陳情につきましては、承っておくことといたします。

次に、「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について、ご質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山本(由)委員長】この件につきましては質問がないようですので、次に、議案外所管事務一般について、質問はありませんか。

【里脇委員】1点、国保の件で、今度みんな一緒にやるということなんですけれども、地域に帰ると毎回よく言われております。例えば、大村は保険料が、よその市と比べて高いとかいった部分が均一になるということで、その部分は助かると思うんですが、ところが今度問題になってくるのは、今までは、市単位、町単位で徴

収をやっています。だから、足りない部分をどうやって補っていくかというようなことで、徴収率の問題もかかわってくると思うんです。それで、結局、足りない部分をどうしていくかというと、まじめに払っている人に、どんどんいわゆるおっかぶせたような形で保険料というのを決められていくものです。別に一般会計から繰り入れるというのは、税の二重負担みたいな形になるので、それはできないということになりますから。

そのような中で、今度は全体で話し合って、徴収率とかの目標設定をするということなんですが、その部分について、恐らく、それぞれのところによって徴収率というのは変わってくると思うんですが、市町それぞれ今の段階でどのくらいの平均徴収率があって、今度全体まとめた中で、目標値をどういうふうに設定していくのかというのは非常に気になることです。この部分の責任分担というのは、市や町が自分のところで目標分を集められなかったらどうなるのか。その分は結局、県全体として保険料を上げなければいけなくなっていく、要するに、徴収率の悪かった市町の分を、徴収率のいい市町で賄っていかなければいけなくなってくるんじゃないかと思うんです。その辺で、県としては、どのような方向で考えられているのかなというふうな思いでお尋ねし、今ご答弁いただきたいのは、県としては、どういうふうな方針でいきたいというのと、現在の市町の保険料の徴収率というのは、把握しておられれば、後で資料をいただきたい。

【小田口国保・健康増進課長】まず、市町ごとの収納率の状況ですけれども、後ほど、21市町ごとの資料は用意いたしますが、平成27年度の県の平均で93.29%になっております。一番高い

ところが98%で、一番低いところが約90%ですので、7～8%の差が生じております。

委員ご指摘のとおり、平成30年度からは財政運営の仕組みが変わりまして、市町は、県が計算する納付金というものを保険料を集めて県に納めてもらう格好になります。そこで、収納率が低くなって、保険料を予定どおり集め切ることができない場合におきましては、県のほうで基金を設けまして貸し付けを行うということにしております。単年度の収支については、そこで補うこととしております。ただ、収納率の向上というのは全市町一丸となって取り組む必要があるものですので、収納率の具体的な目標については、現在、市町と協議を続けているところでございます。

【里脇委員】 多分、率直な気持ちとして、市町の担当者、要するに、収納課にしてみれば、ほっとしているのが実情じゃないのかな。市町単独でやっている場合には、あからさまに徴収率が悪いじゃないか、どうしているのかとがんがんやられた分が、市町の議会なんかでも表に出てこなくなるんですよ。要するに、払ってもらえないところに、無理して何回も、どうにかして払ってくださいと言うより、基金で賄ってもらえるから、まあいいかなという気持ちが出てくると、徴収率は悪化してくると思うんですよ。その辺のところ、要するに、何かペナルティーじゃないけれども、指導監督というものがあるのかなという思いがあって、むしろ、一緒にしたばっかりに、基金で賄って、いつまでもその基金を当てにするわけにいかないですから、逆に言うと、まじめに払う方々で保険料を賄っていかなければいけないですよ。収入と支出で必ずそうなるので、要するに、保険料が上がっていく可能性がないのかな

という心配もあります。その辺のところをお願いいたします。

【小田口国保・健康増進課長】 先ほどの私のご説明が不足しておりまして、収納率が予定に満たない場合に、基金のほうからと申しましたけれども、これは貸し付けでありまして、その分は翌年に市町のほうで保険料等の影響が出てくることになりますので、それは当然、県が納付金として納めてくださいという分の保険料の徴収については、責任を持って徴収してもらわなければいけないということになります。ですので、当初は、市町ごとの収納率というのは保険者の規模によって何段階か分けて設定する方向での協議をしておりますけれども、将来的には、みんな同じ基準を満たしてしていきたいと思っておりますので、ここは引き続き、協議を続けていきたいと思っております。

【里脇委員】 新たに疑問が出てきたんですけれども、要するに、徴収に満たない部分というんですか、基金で貸し付けるという、それは市町に対して、例えば、目標設定値を95%で設定しましたと。95%に満たない部分については、その市町に対して基金を貸し付ける。その貸し付けた基金は、市町はどこから支払うのか。一般会計から返したら、これは何もならないですね。要するに、徴収率を95%に設定して、94%しか集まらなかった。そうしたら、次の年、その市町では96%に上げないと返済できない、そういう理解でいいんでしょう。

【小田口国保・健康増進課長】 基金の貸し付けを行いますので、その分は翌年度以降に当該市町から返還してもらう形になります。ですので、その増額する分については、基本的に、保険料等によって対応する必要があるかと思っておりますので、だからこそ、県が納付金として示す収納率

については、ここは頑張って徴収をしていただく必要があるのかなと思っております。

【里脇委員】 幅が90%から98%ぐらいあるんですけども、あくまでも収納率の目標値を設定する時は、その市町の現状に合わせて、おたくの市は何%を目標にしないとか、そういうやり方をされるのですか。それとも、話し合って、統一したものになさる予定ですか。

【小田口国保・健康増進課長】 現在、市町と協議を進めている状況におきましては、市町の被保険者数の規模別に標準的な収納率を設定して、それをもとに県で納付金を計算して、市町のほうから納めていただく形で考えております。具体を挙げますと、例えば、被保険者数が10万人以上ですと88%で、1万人未満だと94%、やはり被保険者数に応じて、徴収というのは規模が小さいほど、きめ細かくできるというか、上がるところはありますので、今、被保険者数の規模に応じて、4段階で収納率を設定する方向で市町と協議を進めております。

【里脇委員】 私が心配して言うのは、将来的に、統合して運営としては均等になりますということなんですけれども、個々の国保の加入者にとって、このことによって、要するに、保険料が上がるんじゃないのかという心配、その辺のところだと思うんですよ。その辺については、どのように考えておられますか。

【小田口国保・健康増進課長】 今回、都道府県化に伴いまして、算定方式が変わります。まず、納付金という仕組みを導入します。今までは、市町ごとに医療費を見積もって、保険料で考えていたものが、県全体で被保険者の数とか、所得の状況、医療費水準に応じて納付金を計算するという仕組みを導入しますので、その部分によって増減する可能性というのはあります。た

だし、その仕組み導入によります保険料の急激な変動というのは避ける必要がありますので、ここはしっかりと激変緩和措置を講じまして、その具体的な手法については、今、市町と協議を行っているところであります。

【山本(由)委員長】 先ほど里脇委員から話がありました各市町ごとの徴収率の表を後ほど委員さんに配ってください。よろしくお願いします。

ほかに、質問はありませんか。

【中山委員】 健康経営推進企業の認定についてお尋ねします。これを読みますと、「平成28年度から全国健康保険協会長崎支部と連携」とありますけれども、長崎県としては、この認定事業をどのように位置付けしているのかというのが1つ。

もう一つは、従業員の健康を会社の財産と捉え、会社の成長のために従業員の健康づくりに積極的に取り組むことによって、企業にどういうメリットが発生するのか、まずこの点を教えてください。

【小田口国保・健康増進課長】 健康経営につきましては、現在、県としましては、健康増進計画である第2次「健康ながさき21」を策定して、各健康施策に取り組んでいるんですけども、働き盛り世代と申しますか、お勤めになっている世代の健康づくりにおきましては、やはり会社における各種健康対策の取組というのが大事なものですので、これは協会けんぽの長崎支部と県で協働して、この健康経営の推進に取り組んでいるところでございます。

あと、健康経営の会社側のメリットでございますが、健康経営に取り組むということで、企業イメージ等のアップにつながるということがあります。また、この健康経営を宣言されて、1年間取り組んでいただきまして、一定の基準

を満たしている企業は、その推進企業ということで県が認定を行います。その認定をされますと、ロゴマークとかステッカーを配付しますので、こういうものを掲示いただきますと、なお企業のイメージアップ等につながるのかなと考えております。

【中山委員】これを推進することによってイメージがアップするということですが、ちょっと弱いなという感じがしますが。そうすると、これは企業になってきますよね。そうすると、医療法人とか、社会福祉法人、団体とかあるでしょう。例えば、県、長崎市町とかね。なぜ企業だけですか。そういう団体も入っているのですか。

【小田口国保・健康増進課長】現行の協会けんぽ長崎支部と県で協働して行っておりますのは、協会けんぽ加入事業所を中心にしておりますので、そういう意味でいけば、病院や団体等についても協会けんぽに加入していれば、この対象となります。ただし、委員ご指摘のとおり、今後これは広く取組を進めていく必要がありますので、協会けんぽ加入以外の事業所につきましては、今、県のほうでも、広く周知等の取組については検討しているところでございます。

【中山委員】協会けんぽに入っているところが対象だということでありましたけれども、県がやっていく以上は、やはりこれは全県的な問題であって、そこまで拡大していくということは当然考えなければいけないし、そういう方向でやっていくということですから、ぜひそういう方向でやっていただきたいと思います。

それと、この初年度なんですけれども、65事業所が参加されて、認定が16ということで、非常に意外な感じがするんですよね。恐らく、初年度で参加したというのは、かなり積極的な企

業じゃなかったのかなと思うんですが、認定基準が厳しいのか、その辺を教えてください。

【小田口国保・健康増進課長】健康経営に宣言いただきますと5つの取組を行っていただきますが、今回、この5つの取組で基準を決めておりまして、ここでなかなか厳しかったのは、健診の受診率につきまして80%以上とか、その健診で一定保健指導が必要な方への保健指導の利用率が50%以上という数値基準を設定している項目がございます。健診受診率とか、保健指導の利用率、この数字が、参加された企業は取り組まれているんですけれども、なかなかここをクリアするのが難しかったので、こういう結果になっております。

【中山委員】この受診率というのは、社長を含めて社員の健康診断という受診率ですか。

【小田口国保・健康増進課長】基本的に、40歳以上の方を対象とする特定健診を想定しておりますが、生活習慣病の予防健診を取組対象としております。

【中山委員】健康ながさきを目指す上で、希望した65社の中で受診率80%を上回ったところが16社ぐらいしかないということで、非常にびっくりしました。健康管理する以上は、特定健診までいくかどうかは別として、ほとんどの企業というのは毎年、全社員について健康診断はやっているんじゃないかという気がしているのですが、そうじゃないんですか。

【小田口国保・健康増進課長】労働安全衛生法上の義務付けられております健康診断というのもありまして、これは以前から企業のほうで引き続き実施されておりますけれども、ここと特定健診項目がダブるものにつきましては、その健康診断をもって特定健診としておりますが、

確かに委員ご指摘のとおり、普通、職場の健康診断を受ければ、これはクリアするわけですので、宣言された企業につきましては、ここは80%を超えるように頑張っていたいただきたいと考えております。

【中山委員】 認定の前に、これは政策として、やはりこの受診率を上げていくということは大事な問題だから、それはぜひ協議してほしいと思います。

それと、今度、表彰制度を検討するということでありましたけれども、いつから表彰制度を検討するのか、その表彰の内容はどうなるのか教えてください。

【小田口国保・健康増進課長】 現在行っております健康経営の事業につきましては、昨年度、宣言していただきまして、その1年間の実績をもとに、今年、初の認定を行ったんですけれども、一回認定をしたら終わりというわけではなくて、引き続き、優良な取組事例を行っている会社につきましては、さらに表彰ということを考えておりますので、その具体的中身につきましては今後検討して、来年度以降に行いたいと考えております。

【中山委員】 来年度以降ということじゃなくて、来年度なら来年度ということで、きちんと明確にしてやってほしいと思いますし、そしてこれは表彰するのは知事ですか。誰の名で表彰するんですか。

【小田口国保・健康増進課長】 認定と同じように、知事と協会けんぽの連名で考えております。

【中山委員】 企業についても何万社とあるわけですよね。それで16社ぐらいで満足せずに、一つの数値目標を持って行って、積極的に取り組んでいくという形を、今回は見えていませんけれども、そういう形で今後の取組、意気込みを

話してくれますか。

【小田口国保・健康増進課長】 これはどんどん広く企業に参加宣言をいただきまして、取組を広げていきたいと思っております。具体的な目標につきましては、現在、協会けんぽとも協議をしておりますけれども、平成28年度からスタートしましたけれども、現在の目標としましては、平成28年度、平成29年度ともに50社程度を宣言いただくことを考えております。ただ、これにつきましては広がるのが大事ですので、この見直し等を含めて、協会けんぽのほうと協議をしていきたいと思っております。

【中山委員】 目標の数が1桁2桁少ないですよ。これは積極的にやるならばやっていく、やらないならばやめたほうがいいですね。この状況ならね。やるなら、もう少し思い切った数字をつくって、きちんとやっていったほうが事業効果が出てくると思いますので、ぜひその辺、ちゃんとしていただきたいと思います。

それと、もう一点お尋ねしたいと思いますが、平成28年度、児童相談所における児童虐待件数の対応等についてでございますけれども、これは前年度比1.3倍伸びて665件という形でございまして、主な理由が、警察からの通告が増加したということでありましたけれども、この資料を見せていただくと、警察からの通報で、全国平均は大体45%程度ということになっていきますよね。本県は29.3%ということですから、この辺の差というのは、どういうところからこういうふうに出てきているのか、その辺をまず教えてください。

【吉田こども家庭課長】 確かに虐待の経路別の相談件数でいきますと、警察が本県で平成28年度で約30%で、全国的な割合数45%ということで、差があります。ただ、警察等からの相談に

つきましては、平成27年度が19%から、警察のほうから積極的に面前DVとかの通報を受けて、本県としても増加をしているところでございます。

本県として見た場合に特徴的なのは、市町からの相談が平成28年度は20%程度ございますけれども、全国的には6%というような割合になっておりまして、佐世保事件等を含めて関係機関と連携がとれて、どちらかというとし町、警察も含めて、幅広く相談が来ているということで、割合的に、率の話でございますので、多様なところからの相談を受けられるような状況になっているのではないかと考えております。

【中山委員】事件等があつて、福祉事務所からの相談が上がっているということであつて、バランスがいいという話でありましたけれども、いずれこれが完全に定着してしまうといいんだけれども、全国的平均を見ると、警察からの通報が非常に高いんですね。私が調べて、こういう傾向になっていくんじゃないかという気がしているわけです。そうすると、より警察との対応のあり方、この辺の連携というのは今後必要になってくると思いますので、その辺の警察との連携のあり方について、どのように考えているのか、お尋ねしたいと思います。

【吉田こども家庭課長】委員ご指摘のとおり、警察との連携は非常に重要だと考えておりまして、昨年度末に、県警とも児童相談所と連携の協定を締結させていただいたところでございます。これまでも、警察と一緒に年1回、合同で訓練等を行っておりまして、立入調査等には児童相談所よりも警察のほうがスキルがございますので、一緒になって家庭訪問する時の立入調査等の訓練も含めてやっておりますし、毎年、佐世保、長崎それぞれで関係の警察署と

の連携会議等も行っておりますので、今後とも、警察とは十分連携を深めていきたいと考えております。

【中山委員】ぜひ警察との連携を十分に、今まで以上に密にとっていくことが必要ではないかと思ひます。

次に、主たる虐待者の中で、実母が349件で全体の52.5%、実父が209件で31.4%で、約84%は親からということになりますけれども、これの要因について、どのように分析しておりますか。

【吉田こども家庭課長】特に母親につきましては、虐待を受ける子どもの年齢からいくと乳幼児までが多いということも考えますと、子どもができて養育するのに、前とは違って、核家族化が進んで、おじいさんとかおばあさんがいて子育ての相談をするとか、そういった場面が少なくなっているというふうなことも要因としては考えております。

今、妊産婦につきましても、産前産後の鬱ということで、約4%ぐらいがそういった悩みを抱えていて、メンタル的な支援が必要だというような数字も出ておりますので、今年度、事業としましては、妊産婦に対するケア、相談するネットワークというものを、今でも、児童虐待のための児童虐待ゼロプロジェクトということで、市町と産科の先生たちが連携するネットワークをつくっておりますけれども、それに精神科のドクターも入れたネットワークを新たに作るということで、精神科、産科、小児科の先生方とも一緒に今、協議を進めているところでございます。

【中山委員】それでは、母親については、今言ったように、そういう話がありました。これは父親も一緒ですか。父親が30%ぐらいやっ

ますけれども、いかがですか。やはり同じような要因ですか。

【吉田こども家庭課長】母親のほうが高いのは、そういった理由ではないかと考えておりますけれども、父親は、DV件数も増えておりますし、家庭内での暴力がこういったストレス等が原因で暴力に及んでいるかというところまでは、申し訳ございません、今手元に理由がありませんので、分析はできておりません。

【中山委員】父親の家庭内暴力についても、何かの要因があつてやるわけですから、分析していないということで正直にお話しされたので、それ以上責めませんけれども、後日、的確にその内容について分析していただくことを要望しておきたいと思います。

それと、虐待について、家庭の所得、ひとり親とか、何か特徴がありますか。

【吉田こども家庭課長】確かに貧困でありますとか、経済的な理由も含めて、家庭内でいろいろ問題があるというのも想定はされますけれども、それとは別に、子どもの育てにくさとか、そういったことも含めて、いろいろな原因は考えられると思いますけれども、確かに経済的な要因も1つ家庭内でのトラブルとしては考えられます。

【中山委員】恐らく、家庭の経済的な問題もあるだろうと思いますし、この辺をどう支援していくかというのはなかなか難しい部分はあると思いますが、相談体制をよくとっていただいて、密に相談体制をやっていくことが今は最善かなと思いますが、ぜひその辺の把握と防止に努めていただきたいと考えております。

あと一点、児童虐待の相談対応の中で、一時保護の必要なものが182件ありますよね。一時保護の委託と一時保護とやっていますよね。そ

して、これは一時保護の場合と一時保護委託の場合、103件と79件となっておりますが、平成28年度において、平均どの程度の期間を委託したりやっているのか、その辺の実情を教えてくださいますか。

【吉田こども家庭課長】一時保護が必要な児童につきまして、施設も含めて、特に、乳幼児とか小さい子どもになりますと、なかなか一時保護所で対応が難しい場面もありますので、乳幼児等小さい子どもにつきましては、乳児院に委託するということがあります。

一時保護は法律的に最長2カ月までと決まっておりますので、それを前提にやっておりますけれども、本県は、全体的に見て、平均的に1カ月未満の一時保護の期間ということになっております。

【中山委員】1カ月未満ということでありましたけれども、これは一時委託して、その後は家庭に返すという形になるんですね。そうすると、例えば、103件と79件でありましたけれども、再発ということはあるんですか。一回保護しておつて、大丈夫だということで保護者のもとに帰らせて、その後、また一時保護するというようなケースというのはあるんですか、ないのですか。あれば、実態とかを教えてくださいますか。

【吉田こども家庭課長】一時保護を行った場合は、家庭に戻す場合と、そのまま施設に入所するという場合がございますので、再発の危険性、例えば、親の暴力等、児童相談所の職員のほうで面接をやっても、なかなかここは改善が難しいという話になれば、当然リスクが高いわけですから、施設に入所して、そこの状況を見ていくということもありますし、家庭の状況が受け入れができるという場合は、当然、家庭に戻す場合もございます。そういった場合に、再発す

る場合もあると思います。

【中山委員】それは再発はあると思いますので、平成27年度と平成28年度の実績、数はわかっていますか。

【吉田こども家庭課長】申し訳ありません、そこは今、手元にございませんで、調べた上で、ご報告をいたします。

【中山委員】ぜひそこまできちんと把握してほしいということを申し上げて、質問を終わります。

【山本(由)委員長】しばらく休憩します。

— 午前11時43分 休憩 —

— 午前11時43分 再開 —

【山本(由)委員長】委員会を再開します。

午前中の審査はこれにてとどめ、午後は、1時30分より再開いたします。

しばらく休憩します。

— 午前11時44分 休憩 —

— 午後 1時32分 再開 —

【山本(由)委員長】委員会を再開いたします。

意見書についての審査をいたします。

今回、公明党より、「受動喫煙防止対策を進めるために健康増進法の改正を求める意見書」提出の提案がっております。

ここでお諮りいたします。

宮本議員より、意見書提出の趣旨説明のため委員外発言をしたい旨の申し出がっておりますが、これを許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【山本(由)委員長】ご異議なしと認めます。

よって、委員外議員の発言を許可することいたします。

それでは、宮本議員より意見書提出についての趣旨説明等をお願いいたします。

【宮本議員】午後の一番、お時間をいただきまして、まことにありがとうございます。

それでは、「受動喫煙防止対策を進めるために健康増進法の改正を求める意見書（案）」について、概要説明をさせていただきます。

厚生労働省がまとめた報告書、たばこ白書というものの中には、喫煙者の方にはちょっと耳の痛い話になるかもしれませんが、喫煙は、肺がん、喉頭がん、胃がん、循環器疾患、呼吸器疾患などに因果関係があると報告されています。そしてまた、受動喫煙におきましても、肺がん、虚血性心疾患、脳卒中などなどに因果関係があることが示されており、受動喫煙による死亡者は年間約1万5,000人になると推計もされています。

こういったことから、受動喫煙を防止するためには、たばこの煙についての健康被害を招くことを国民に発信していくことが重要であると考えられています。

WHOのまとめによりますと、日本の受動喫煙対策については、世界におきましては最低ランクに位置付けられています。こういう状況の中、2020年の東京オリンピック・パラリンピックに向けて、日本の受動喫煙防止対策の取組を国際社会に対しても発信していく必要があると考え、国民の健康を最優先に考えるべく、以下の4点にわたり健康増進法の早急な改正を強く国に対して求める意見書でございます。

1点目、対策を講じるに当たっては、準備と実施までの周知期間というのをしっかりと設けてくださいということ。

2点目、室内の職場・公共の場を全面禁煙とするように求める「WHOたばこ規制枠組条約

第8条の実施のためのガイドライン」を十分に考慮してくださいということ。

3点目、屋内における規制においては、喫煙専用室の設置が困難な小規模飲食店に配慮してください。そしてまた、未成年者や従業員の受動喫煙対策をしっかりと講じてくださいということを求めるものであります。

4点目、各自治体の路上喫煙規制条例などとの調整を視野に入れて規制を検討してください。

この4点にわたり意見書を地方自治法第99条の規定により提出するものでございます。

委員各位の皆様方のご賛同を賜りますように、よろしくお願い申し上げます。

【山本(由)委員長】 ありがとうございます。

ただいま、宮本議員から説明がありました、「受動喫煙防止対策を進めるために健康増進法の改正を求める意見書（案）」について、ご質問はありませんか。

しばらく休憩いたします。

— 午後 1時35分 休憩 —

— 午後 1時35分 再開 —

【山本(由)委員長】 委員会を再開いたします。意見書の提出について採決を行います。

本提案のとおり、意見書を提出することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【山本(由)委員長】 ご異議なしと認めます。

よって、「受動喫煙防止対策を進めるために健康増進法の改正を求める意見書」については、提出することに決定されました。

なお、体裁の修正等については、いかがいたしましょうか。

〔「正副委員長一任」と呼ぶ者あり〕

【山本(由)委員長】 それでは、正副委員長にご

一任願います。

それでは、議案外所管事務一般について、質問はありませんか。

【浅田委員】 まず、1点目、先ほどご質問したかった問題ですけれども、避難訓練の際、多分、各地域とか学校、施設では、障害者の方の避難訓練等々もやられているかと思うんですけれども、もちろん在宅の方がいらっしゃったり、災害に応じての避難のやり方というのがあるかと思うんですが、障害者の方の避難訓練の状況、現状というのを教えてください。

【桑宮障害福祉課長】 障害者支援施設に入れている方の避難訓練の状況でございますけれども、県の条例におきまして、社会福祉施設においては、火災、地震、風災害等のその他の災害における避難計画を策定することになっております。これにつきましては全ての施設で策定をしているところであります。

避難訓練の状況なんですけれども、午前中のお話を受けて、電話ではありますが、各施設に照会したところ、大体5割程度の施設が避難訓練をしているという状況でございます。

【浅田委員】 5割程度、半分しかやっていないということ自体も問題なのかなと。やっぱり何かあった時に、なかなか自分の思いだけで避難できない方々ですから、逆に言うと、そこはかなり強化する必要性があるかと思いますが、いかがでしょうか。

【桑宮障害福祉課長】 委員ご指摘のとおり、今回問い合わせ、そういう状況を把握した次第でございますので、計画という仏の方はつくっているんですけれども、魂が入っていないような状況もあるかと思っておりますので、そこは実際に災害弱者でもありますので、訓練等を各施設で行っていくような対応というのは促していく

必要があると考えております。

【浅田委員】 その5割しかなさっていないという状況の中で、先ほど、福祉避難所の話もしましたけれども、そういうものの把握ですとか、例えば、避難所のあり方のハザードマップとか、県の中でもしっかりつくられて、それを落とし込んでいるとか、そのあたりはいかがでしょうか。

【上田福祉保健課長】 ハザードマップについては、各市町はつくっていると思うのですが、県については、一体的なものはつくっていないということでございます。

【浅田委員】 福祉のハザードマップをということです。私が言っているのは、さっき言った福祉避難所とか、そういったことに関するしっかりとした情報共有ができるようなものをつくられているのかどうなのかというところに関して。

【上田福祉保健課長】 福祉避難所については、公表しているところは、当然ハザードマップはできているんですけども、中には、名前を出してほしくないというところもありますので、そういうところについては出していないということでございます。基本的には、市町でその情報は押さえているということはございます。

【浅田委員】 しかし、今お話を伺っていて、浸透もしていないのかなと感じるところでありました。5割しかやっていないという現状と、いざ何かあったら、私は何度も東北地方、熊本とか、ボランティアで行っているんです。そういう時に、障害者の方の避難のあり方とか、常日頃の訓練のあり方等々もすごく問題になっていました。そこはその5割がさらに増えてもらわないと困るので、そこをしっかりと県としてもご指導、発信ということをやっていただければと思います。

また、県とか自治体がやられている避難訓練に関して、障害者の方にも参加していただくというようなことはやられているのでしょうか。

【桑宮障害福祉課長】 それについても先ほど電話での照会でありますけれども、45施設のうち1施設、市が実施されている避難訓練に参加をされているという回答をいただいたところです。

【浅田委員】 それは逆に、施設のあり方なのか、自治体のあり方として、自治体が主催するそういう避難訓練に関しては、積極的に障害者の方も参加できるようにしているのか、通知しているのかというところの問題があるかと思うのですが、そのあたり、いかがでしょう。

【桑宮障害福祉課長】 県の総合防災訓練もそうなんですけれども、避難訓練自体の性格というのも私どもも十分に把握していない部分もありますので、把握する必要があるかなと思っています。というのは、県の総合防災訓練であれば、多分、防災機関の相互の連携の確認というところに主眼が置かれていると思います。市の防災訓練の場合、どういったところに主眼を置かれているのかというところで、また参加者も変わってくると思いますので、障害者の施設においては、施設のほうでしっかりと避難訓練をしてほしいという考え方のもと、お声をかけていないと、そういう面もあろうかと思っていますので、そこは考え方を確認してみたいと思います。

【浅田委員】 そういう時の弱者の方になりますので、詳細にわたって、そのあたりの把握というのは必要だと感じております。

施設の方だけでも参加していただくだけで、誘導のあり方とかも全然違ってくるでしょうし、自治体が積極的にそういうところにこそやっていく必要性が、これは危機管理と福祉保健部の連携のあり方も問われるところだと思うんです。

今度たしか11月にまた雲仙で大きな避難訓練がありますよね。そういう避難訓練だから、なかなか参加しづらい方たちだから声をかけなかったと一方あるかもしれませんが、そういう時に参加していないと、有事の時に大変困るという方たちでもあるので、そこは福祉保健部長、今度11月とかにもあるわけですけども、そういったところの考え方というのをきっかりと含めて、しっかりご協議いただかないと、いざという時に取り残されるとか、問題があるということになろうかと思うんですが、いかがでしょうか。

【沢水福祉保健部長】先ほど障害福祉課長からも話がありましたけれども、訓練の趣旨、目的、どこに目的を置いてやっているのかということもございます。そういうことを含めまして、危機管理監とも避難訓練のやり方について、障害者、弱者の参加の仕方をどうするかということを含めて、話はしたいと思っております。

【浅田委員】訓練の目的は、いかなる人も助けるということ、長崎県は、いかなる方にとっても安全・安心を与えるということが大事な目的であろうかと思っておりますので、そこは健常、障害とかという問題ではなく、県民のお命ということで、防災訓練のあり方を福祉的な視点からもしっかりと取り組んでいただければと考えております。

続いての質問なんですが、今日、朝からDV問題の質問などがたくさんあって、ご説明もいただいております。いろんな県の政策にのってDVの声が表にどんどん、どんどん出てきやすくなったというようなところはあろうかと思えます。

そんな中で、調べていくと、DVの中にも、もちろん性暴力的なものもあるわけです。性犯

罪の場合は県民生活部のほうにもなろうと思うんですけども、しかし、DVの中にそれも含まれているという観点からお伺いをさせていただきたいのですが、県によっては、24時間での相談受け付け、その相談も携帯でやられているところ、休みが全然なく365日それをやれるというようなところがあります。それにはやっぱり財政的なこと、人的負担等々はあるわけですけども、相談者が相談をする時間帯はどういう感じなのか、まずそこからお聞かせいただけますか。

【吉田こども家庭課長】性暴力被害のワンストップセンターについては県民生活部で所管しておりますけれども、相談の時間帯は、9時30分から5時までとお聞きをしております。

それとは別に、長崎こども・女性・障害者支援センターでは、婦人に関する性暴力、午前中に説明しましたDVでありますとか、そのほかに、家庭の問題のほかにも経済的な問題とか、ご自身の病気の問題も含めた中で、婦人相談を全般的に受けている機関が婦人相談所としてございます。

婦人相談所につきましても、基本的には時間中の対応になりますけれども、一時保護所等ありますので、夜間の電話で緊急に一時保護等を要するようなものにつきましては、一時保護所にいる非常勤嘱託の職員の方から職員のほうに電話連絡がありまして、そこで一時保護等の対応をやっているということで、緊急なものについては、DV、婦人相談事業全般として、性暴力も含めたものとして、深夜帯も含めて対応できるような体制はとっているところでございます。

【浅田委員】ただ、24時間で緊急の場合というのは、多分、性暴力とかを受けたDV被害者

の人にとってみると、常に緊急時なわけですよ。ワンストップ型等長崎も去年からいろんな流れでできるようにはなった中で、相談したい緊急時が24時間なのかどうかというのは、実は表でわからない感じなんです。5時までで時間が区切られていて、メールも受け付けられますとか、緊急対応はここです、みたいな情報発信というのがなされていないですよ。そこはどうですか。

【吉田こども家庭課長】確かに婦人相談所でも電話は受けておりますけれども、基本的には、午前中説明いたしました配偶者暴力相談支援センターとしては、一応時間は5時45分までというふうになっております。そういうことで、DV相談カードというものをつくって配布しておりますけれども、連絡先は配暴センターでありますとか、警察署も含めて書いておりますけれども、時間的には確かに5時45分までということと運用しております。

【浅田委員】 滋賀県に視察に行った時に、24時間体制で配偶者暴力、DV含めてしてまして、先ほど、中山委員もおっしゃっていましたが、父親から娘ということ等々も最近の事例では増えているという現状の中で、受けた側の女性からすると、夜中にフラッシュバック的なこととか、これは今だったら話せるというタイミングが、夕方の5時とかだと、すごく限られた感じがあって、もちろんメールというの也有りますが、なかなかメールでそれを訴えていくというの、すごく苦痛的な部分だったり、世代間とかにもよりますけれども、やっぱり電話ということのほうが往々にして一つはある。そういうものを考えると、その緊急でも対応できていますよというのを、もう少し発信をしていただく必要性があるのではないかなと。夕方

の5時と言われると、やっぱりそこで何か随分利用者は少なくなっているのではないかな、増えてはいるけれども、本筋のところではどうなのかなと私は思っているのですが、この辺の対応は今後になると思うんですけども、どうでしょう。

【吉田こども家庭課長】性暴力のワンストップセンターのほうでも、昨年度1年間の深夜帯の対応が5件程度だとお聞きをしております。婦人相談所のほうでも、時間外の電話については、相談対応は直接にはできない場合が多いわけでございます。非常勤嘱託の方は、あくまでも一時保護所の管理という面で配置をしておりますので、相談対応のスキルがなくできませんので、深夜帯に電話をかけても、通常の一般相談は何時から何時におかけ直してくださいという対応をさせてもらっております。昨年度でいくと、性犯罪も含めて婦人相談という大きなくくりの中では、年間270件とか280件程度ですので1日に1件あるかないか、そういった件数の対応です。確かに県民の皆さんからの相談の対応をいかなる時でも受ける必要というのは理解いたしますけれども、そういった件数の中で、冒頭、浅田委員がおっしゃったように、その件数の中で必要な相談対応とか、カウンセリングができるような職員の確保を夜間を含めてやる分についての人数とそれに必要な予算等を考えた時に、現時点では、なかなか厳しい状況にあると考えております。

【浅田委員】 滋賀県で聞いた時には、24時間になったから相談者も増えているわけです。どっちが先かという問題で、これはボランティア精神でやったださっている病院側、看護師さんがいて、そういう対応をできるようになったということで、非常に大変な部分だとは思うん

ですけれども、少ないからではなくて、相談できる状況があれば相談する人は、多分1人とかじゃなくて、本当はもっともっと多いんじゃないかなということがあったものですから。例えば、緊急であるということも、正直言って、そういう相談窓口があるんだということとか、知らない人が多いんですよ。みんな自分に何か降りかかってこないと、そこを対応しないものですから、その時には、なかなかすぐ動けない状況だったりするので、常日頃からそういうことを県はちゃんとやっているし、例えば24時間でも対応できる部署だってあるんだという発信をもう少しフォロー体制として今後はしっかりやっていただければと考えます。

もう一方で、昨日、教育委員会のほうでも伺ったのですが、今の若い人たちは多分、DVとかもそうなんですけれども、電話とかよりも何よりも、LINEでの相談というのがあるんです。これも大津市だったんですけれども、11月からLINEの会社と組んで、いじめの対策をLINEで受け付けると。LINEだったら、LINEでいじめられたやりとりとかも全部写真でばっとその場で送って、こういうものは、というものの対応がいち早くできるというのがあって、DVとかは写メでそれを送る必要性はないですけれども、何かあった時に送っておける、それで後から対応するとかということもできると思うので、今の若い世代で、そういう親だったり、デートDVとかは特にそうなんですけれども、デートDVとかだと、まずLINEとかで男の子と女の子が中高生でも既にそういうものが始まっているのと一緒に、逆に言うと、デートDV防止のためにLINEの使い方を教育するのと同じように、LINEとかを使って相談窓口をつくるとか、もっと相談しやすいよ

うな体制づくりというのををしていただければと思います。要望も含めていかがでしょう。

【吉田こども家庭課長】 さきの6月定例県議会の時でも、メール等も含めたデートDVの教育のやり方とか、そういったお話も伺いました。確かに今の若い世代でいくと、携帯とかスマートフォンを利用したやりとりというのが多いので、そういった相談をする入り口を低くするという対応は必要だと思いますけれども、一方で、相談については、情報管理の話でありますとか、いたずら防止も含めて、虐待なんかもそうですけれども、相談を受けた側とすれば、どこでそういった状況が起きているのか確認をしなければいけないというようなところが、メール等になると一方通行になってしまうので、かなり困難なところもあると考えておりますので、そういったことも含めて、委員から先進県のお話をお聞きしましたけれども、どういったやり方ができるのかというのは、我々としても研究をしていきたいと考えております。

【浅田委員】 そういつてやっていらっしゃるところもあるので、昨日も教育委員会に聞いたら、そういうところの分析とか、問い合わせはしていないということでしたので、そういうやられているところの話等々をこれから密にやっていただければと思います。

【山本(由)委員長】 ほかに、質問はありませんか。

【中村委員】 1つだけ質問させていただきます。今回の補正予算説明資料の6ページに、地域生活定着支援センター運営委託事業費というものが上がっているんです。これは刑務所からの出所者のうちの知的障害者等に対する指導・援助ということの名目にしてあるんです。直接的には関係ないかもしれないけれども、現在、刑務

所に服役している方たちが服役を終えて出所される時に、恐らく、その中の知的障害者の方たちに対して就職をあっせんしている事業だと思うんですけれども、服役の方たちで、今、刑務所内でいろんな作業をされて収入を得ながら、その収入を出所後に利活用して生活をされるというようなシステムになっていると思うんです。全国津々浦々で矯正展というものが開催をされていまして、たんすを含めた家具、靴とか、いろんなものを刑務所内でつくられて、販売をされているんですけれども、そういう中で、いろんな方たちと話をしている中で、実際今、刑務所の中で作業をしながら物品をつくっていらっしゃいますけれども、その物品をつくる技術力を活かして、服役が終わった後に職につくというのが本来の姿だと思うんです。もちろん、それを狙って刑務所内ではやられていると思うんですけれども、ただ、今、出所をした後に就職をする時に、今、刑務所内でやられている作業内容というもの、要するに、自分の身に付けた技術が出所した後に役立つような時代なのかなと。実際それが本当に役立って就職ができていのかないかということを考えた時に、相談を受けた時に、何とか服役中、手につける職を、もっと今の時代に合ったようなものに変えていただければ、出所した後、自分たちもすぐ職につくことができる。ただし、今の時代にマッチしていないから、なかなか就職する場所が見えないんだと。働くところがない、そうしたら、結局また同じようなことを繰り返してしまう。その繰り返しなんだそうです。

だから、今回は知的障害者等に対する指導・援助ですから、直接的なものはないかもしれないけれども、実際、担当課として、もちろん刑務所の中の作業については、おたくたちのほう

から言えることはないと思うんですけれども、ただ、お願いとして、今の時代にマッチした職業を刑務所内で取得できるような作業に変換するべきじゃないかと思うんです。その辺について、どこまでタッチできるのか、そして、どういう考えを持っておられるのか、お聞きをいたします。

【上田福祉保健課長】 まず、横長の6ページの地域生活定着支援センターの事業というのは、先ほど委員がおっしゃったとおり、刑務所等の入所者の中で、高齢あるいは障害であるとかということで、出所後に福祉サービスが必要な方について、入所の段階からフォローしていきましようという事業でございます。今、委員がおっしゃっているのは、それ以外の方も含めて、一般の入所者について、刑務所で作業している方がいらっしゃる、その作業について、いろいろな作品をつくる等の作業をやっている方がいらっしゃるけれども、出所後には、それが活かせないということで、また無職になって再犯を繰り返すということだと思います。確かに法務省とか、意見交換をした中でも、再犯が多いのは、無職の方というのは伺っております。法務省のホームページを見ると、単に作品をつくるだけではなくて、国家資格を取るような訓練という内容はあると聞いております。所管については、基本的に、刑務所の中でございますので法務省の矯正局になりますが、実は、このセンターの事業を通しまして、長崎県は、保護観察所、検察庁あるいは刑務所等の方と意見交換をする場を持っておりますので、そこで十分に話していきたいと思っております。

【中村委員】 これは本当の服役の後の方からもお話を聞いたことがあるし、実は先日、テレビでそれがあっていました。それを見た時に、

この間、あの人がそういうことを言っていたなと思ったんですけれども、確かに今の刑務所内で作業をされている、資格を取れるようなものかもしれないけれども、まず外に出ても、その養った作業と技術力では就職するところはないな、本当に雇用をしようと思っている会社のニーズにマッチしていないなというのが見えてきたんです。だから、そういう協議をする場があるのであれば、刑務所としても、今そろえている機械とかを考えれば、なかなか簡単に変えることは難しいと思うけれども、しかし、徐々にでも変えていって、二度と再犯をさせないような技術力をつけていってということが一つの方法じゃないかと思うものですから、その辺について、ぜひその協議する場で発言をしていただいて、何らかの形で私が言っているような姿になるようなことを実現させていただきたいと思います。これは要望にかえさせていただきます。できるだけ努力をしていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

【山本(由)委員長】 ほかに、質問はありませんか。

【吉村(正)副委員長】 1点だけ、国保の件についてお尋ねをしたいと思います。本当は質問するのはよそうかと思ったのですが、どうしても気になるものですから、させていただきたいと思います。

国保は、それまで長崎県内の市や町が持っていたものが県に1つにまとまるということで、財政的には確かに大型化はすると思うんです。ところが、私も長崎市の国保の審議会にいたのですが、44万人という人口を持っている長崎市でさえ、国保財政は赤字です。そうしたら、ほかの県内の市町はどういう状況かといったら、やはり赤字の市町が多いですよ。そういう中

で、それぞれの赤字の財政を集めたところで黒字の財政にはならないですよ。確かに財政規模は大型化するかもしれません。ところが、それだけ大きな赤字を抱えている国保の財政、県に一本化して、それを今から皆さん、運営していかなければいけないわけですよ。

国保については、この内容をくぐくぐ述べても皆さんには釈迦に説法でしょう。戦後50年たつ中で、確かに国保はセーフティーネットとしてはいいと思うんです。職域と地域のそれぞれの保険でセーフティーネットを築いていくという哲学からつくられたものでしょうから。職域では何かといえば、皆様なら共済ですし、協会けんぽもありますし、企業保険もあるわけですよ。あと、そういったところで働いていない人たちのために国民健康保険が用意されているわけですよ。

この国保の加入者、当初は何だったかという、要は、農業、漁業に従事されている方とか、小さな町の商店主さん、そういったところで働かれている人たちが被保険者の加入の対象になっていたわけです。ところが、今の国保財政をこの前調べたら、加入者のうち8割とか9割とか、それくらいの割合で被保険者が無職なんです。そういう方々が国保の加入者なわけですよ。となれば、これは制度的な問題であって、そのあたりからしっかりとつくり込んでいかないと、幾ら県にまとめたからといって長続きするものではない。今までどおり、皆さん方の共済とか、協会けんぽ、企業保険、それぞれの税金とか、そういったところからの給付がないと成り立っていかないような財政でしかないわけですよ。本当はそこを解決していかなければいけないところだと思うんです。

そのあたりについて、せつかく制度も変わる

わけですから、長崎県の場合は、こうやって長崎方式というものをやろうと思っていますとか、もしそういうふうなことがあれば、教えていただきたいと思います。

【小田口国保・健康増進課長】 委員ご指摘のとおり、国民健康保険は、なかなか構造的に問題を抱えております。今回の都道府県化に当たりましては、まず国保に全国ベースで3,400億円の追加の財政支援を国のほうで行った上で、財政単位を市町村から都道府県に広域化して財政の安定を図るとされております。

当然のことながら、今後、国民健康保険を運営していくに当たりましては、例えば、医療費の適正化等に各市町とともに、県も一緒に取り組む必要があると思っています。

【吉村(正)副委員長】 今の私の考えとしては、現時点での県に一本化という国保の大規模化というのはメリットがないんじゃないかと。逆に、デメリットがたくさん出てきて、財政としては安定するかもしれないけれども、その他に例えば、被保険者に対してのサービスとか、そういったものがどんどん低下していくのではないかと。とか、収納率の話は出ていましたけれども、収納率よりも、むしろ、国保に対する加入者がまたどんどん減っていくのではないかとという心配もあるんです。そういったところを1つ1つクリアしていきながらの運営になっていくと思いますので、もう余り申し上げませんが、そういう心配をしているということをお考えいただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

国保を決してこういう制度はだめだと言うのではなくて、国保には期待していますけれども、そういう心配があるということで、残ってもらわなければいけない制度だから申し上げているということでご理解いただければと思います。

【橋村委員】 今の吉村(正)副委員長の関連といえば関連ですけれども、国保事業者によって、それぞれの保健事業というものをやったりしておったのですけれども、今回、統合されるということになると、それぞれの保険者で保健事業をやっておったけれども、そこら辺に対して、どう継承されていくのか、そこら辺のところをまずお尋ねしておきたいと思います。

【小田口国保・健康増進課長】 現在におきましても、各市町で保健事業等を行っております。これにつきましては、都道府県化されましても、各市町で引き続き行っていただくことになりまして、なおかつ保険者努力支援制度といいまして、その市町村の取組に応じて交付金等も今回造成されておりますので、そこは市町のほうには、引き続き積極的に取組をしていただきたいと考えております。

【橋村委員】 要するに、財政面で統合をするということで、今までの国保事業は、各市町村長が保険者であったから、それぞれの保健事業そのものは受け継いでいくということ、それは結構なことだと思うんですけども、今度は逆に、いろいろと特別に積極的に取り組んでいる保険者がおったわけです。そこにはある程度、財政負担を要するというようになっておったわけです。したがって、そこら辺のアンバランスを、統合された場合に、あそこだけああやっているけれども、していないところは、そういうことにつけても最終的には負担をするということに帰結するんだけれども、その点はどうなのかという利己主義と言っではいけないけれども、保険者間での不均衡に対する問題提起がされた時には、どういうふうに調整をされようとしているのか、お伺いしておきたいと思います。

【小田口国保・健康増進課長】 平成30年度か

ら都道府県化になりますけれども、その際に、県は、計算をして、納付金というものを市町に払っていただくことになるのですが、この納付金は、当初は保険給付費を中心に計算をしておりますので、市町が保健事業に要する費用は、その外側で計算をしてもらい、保険料を設定という感じになりますので、市町が独自に行う保健事業につきましては、基本的には、現在行っているものが引き続き踏襲されるものと考えております。

ただし、将来的に保険料一本化ということになれば、当然、市町における保健事業についても一定、統一的なものが必要かと思っておりますけれども、これにつきましては将来的な課題として引き続き検討していくということで、現在、市町と協議を進めている状況でございます。

【橋村委員】 そうすると、完璧に統合される中間段階というか、そういう段階では、個々の保険者の保健事業の独自性というのは一応継続されると。その場合には、保険者がその分に対しては個別に負担をして別枠でという、共通部分について拠出して、それで還付されてという統合を図るというような形になるというふうな理解をしてよろしいのですか。

【小田口国保・健康増進課長】 納付金の算定において、県が医療費等を見込みまして、県は納付金を示すものと。標準保険料率というものをあわせて市町に示します。その標準保険料率は、市町が独自にやる保健事業を含んだところで計算をするということになります。

【山本(由)委員長】 しばらく休憩します。

— 午後 2時13分 休憩 —

— 午後 2時14分 再開 —

【山本(由)委員長】 再開します。

【小田口国保・健康増進課長】 委員ご指摘のとおり、市町独自の保健事業を除いた分を県に納めてもらう格好になりますので、そういう意味では、市町は今までどおりに保健事業を継続してもらう形になります。

【橋村委員】 しかし、いずれかは一本化ということに収れんしていかなければいけないと思うんです。しかし、途中段階としては、激変緩和みたいな感じで、現在の運用のやり方をしばらくの間は踏襲していくと。その間の独自の事業については、いわば追加分の医療費プラス幾ばくかの部分と。その区別はないけれども、財政上にすれば、徴収した分の幾ばくかを保健事業に充当しておったということだから、その部分の特別枠というか、保険者によっての特別枠部分は、しばらくはそういう形でやっていくと。

それはそれとして、また詳しくは一緒に検討したいと思っておりますけれども、いずれにしても、ちょっと言い方は悪いけれども、県は実際やっていないんですよね。だから、市町村が、我々は保険者で全部やってきているからわかるんだけれども、そこら辺のところの不公平感が伴わないように、あるいは一本化していった時には、どこら辺に落とすところを見出すのかということと、ただ医療費の部分だけであれば何ら問題ないんだけれども、そういう独自な保健事業部分というのは個別でやってきているので、そこら辺の統合というか、どうやっていくのか、あるいは保険者によってそれぞれ事情があると思うんですよ。そして、都市部の場合と郡部の場合と、人数もそれぞれ違って来るし、だからそういうところで個別の保険者がどういうことをやっておったかということも、一本化ということ、これが本論だけれども、そちらの部分も決しておろそかにしてはならないという思いなの

で、そこら辺を十分配慮しながら、統合に向けて、そしてコンセンサスを得られるようなことで取組を進めていってほしいということを申し上げて、また詳しいことは後もって議論をしたいと思います。

【山本(由)委員長】 ほかに、質問はありませんか。

【浅田委員】 この間から一般質問とかでも出ていましたし、協会からも申し出があったヘルプマークについてなんですけれども、積極的に前向きに取り組むというご答弁があっていたかと思いますが、現状どうなっていて、いつぐらいに導入というのが確定しているのかどうなのかというのを伺えますか。

【桑宮障害福祉課長】 ヘルプマークにつきましては、ただいま障害者団体のご意見とか、市町の取組状況等をお聞きしまして、どういう形でマークを作成したらいいとか、そういったところも含めた検討をしているところであり、カード型、タグ型とかありますけれども、どういう形が使いやすいのかとか、そういった点も含めまして検討をしているところであります。県も来年度の当初予算の要求時期がそろそろ参りますので、そこら辺を目処に、どういうやり方でやっていくかという結論を出したいと考えております。

【浅田委員】 ということは、もう来年度には、しっかりとでき上がると考えてよろしいのでしょうか。

【桑宮障害福祉課長】 でき上がる方向で検討をしているところでございます。

【浅田委員】 検討に次ぐ検討というような感じですが、わかりました。しっかりと早急にやってあげることが必要だと思いますので、ここはスピードを上げてやっていただければと思いま

す。

それと、先日の吉村(庄)議員の質問にあったかと思いますが、看護師の方の人数、今、少なくなっている、けれども、どんどん、どんどん高齢化していて、そこを埋めていかなければいけない、みたいな質問だったと思うんですが、その時に、免許保持者の人たちを今後どうまた戻ってもらうかというような話があったかと思いますが、働いていない保持者の方の数とかは全部押さえているんですしたか。そこがわからなかったものですから。

【山本(由)委員長】 暫時休憩します。

— 午後 2時20分 休憩 —

— 午後 2時20分 再開 —

【山本(由)委員長】 再開します。

【浅田委員】 後で数字を教えていただければと思います。もう一度、後でお願いいたします。

【山本(由)委員長】 ほかに、ご質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山本(由)委員長】 次に、自由民主党より、「介護事業等に伴う送迎中の交通事故防止対策の推進を求める意見書」提出の提案を受けております。

里脇委員から、意見書提出についての提案、趣旨説明等をお願いします。

【里脇委員】 今回、「介護事業等に伴う送迎中の交通事故防止対策の推進を求める意見書」を提案させていただきます。

項目については2点であります。

1 つは、介護施設の運営において、介護と送迎を分けて行えるような財政措置を行うこと。

2 点目が、交通事故防止対策のための指針を作成し、各県に関係機関による連絡会議の設置

や、行政による安全講習の実施等を規定すること、というこの2項目で、提案の理由につきましては、近年、介護事業者等による高齢者送迎中の交通事故が多発しており、死亡事故に至っているものも散見されております。

デイサービスを利用する高齢者は年々増しておりまして、全国でも220万人に上っているということであります。

厚生労働省は、安全確保の観点から、運転を専門とする事業者への外部委託等を促進することとしております。

ところが、現状としては、施設の職員が日常業務と兼務して運転を行うケースが多くて、なかなか思うように至っていない、財政的にも厳しいという部分、運営面についても厳しいということで、そう至っていないということが現状であります。

そういうことから、国においては、介護と送迎を分けて行うことができるような財政を含めた対策を求めるということで、この2項目を提案させていただきます。

県内におきましても、平成24年に2件、2名、平成28年に1件、1名、平成29年には2件、2名の死亡事故が発生しております。その他の事故もあるんですけれども、その部分については統計がとられていないということで、実態把握はできておりません。

以上のようなことで、地方自治法第99条の規定により意見書を提出させていただくものであります。

どうぞよろしくお願いいたします。

【山本(由)委員長】 ただいま、里脇委員から説明がありました、「介護事業等に伴う送迎中の交通事故防止対策の推進を求める意見書(案)」について、ご質問はありませんか。

委員長を交代します。

【吉村(正)副委員長】 山本(由)委員長、発言をどうぞ。

【山本(由)委員長】 おっしゃるとおりの状況だろうと思っておりますけれども、今、長崎県の中で、実際に送迎を分けて実施している事業者の状況というのは把握されているのでしょうか。

【小村長寿社会課長】 申し訳ありません、移送を別としている業者については、どの程度あるのかという現状については、把握していない状況でございます。

【山本(由)委員長】 わかりました。

【吉村(正)副委員長】 委員長を交代します。

【山本(由)委員長】 ほかに、ご質問はありませんか。

【吉村(正)副委員長】 その送迎の件です。本来ならば、送迎と介護の事業を分けるということなんですが、分けてしまえば、送迎の事業というのは、基本的に、緑ナンバーを持った運送事業者じゃないとできないですね。そのあたりの整理がきちんとできていないと、要は、法律違反を行政の力で押しつけるようなことにもなりかねないですね。要は、運送のバスとかタクシーの事業者じゃないのに、緑ナンバーを持っていないのに、そっちのほうに手を出すというのは道路運送法違反ですよ。それについては、どういうふうにお考えでしょうか。

【小村長寿社会課長】 お話のありましたとおり、業として輸送を行う場合には、運輸局の登録もしくは許可が必要でございます。当然、今回の移送を別にするということに当たりましても、そういった手続は踏んでいただく必要があるかと考えております。

【吉村(正)副委員長】 わかりました。移送を別にするのだったら、移送の部分だけについては、

ちゃんと緑ナンバーを取得して、その業に当たりなさいよということですよね。そういうお答えだと私は理解をしましたので、もし、違うということであれば、後ほど説明していただければと思います。

【山本(由)委員長】 ほかに、ご質問はありますか。

しばらく休憩します。

— 午後 2時26分 休憩 —

— 午後 2時30分 再開 —

【山本(由)委員長】 再開します。

ほかに、ご質問はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山本(由)委員長】 しばらく休憩いたします。

— 午後 2時31分 休憩 —

— 午後 2時31分 再開 —

【山本(由)委員長】 委員会を再開いたします。

それでは、意見書の提出について採決を行います。

本提案のとおり、意見書を提出することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【山本(由)委員長】 ご異議なしと認めます。

よって、「介護事業等に伴う送迎中の交通事故防止対策の推進を求める意見書」については、提出することに決定されました。

なお、体裁の修正等については、いかがいたしましょうか。

〔「正副委員長一任」と呼ぶ者あり〕

【山本(由)委員長】 それでは、正副委員長にご一任願います。

次に、改革21より、「ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書」提出

の提案を受けております。

久野委員から、意見書提出についての提案、趣旨説明等をお願いします。

【久野委員】 「ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書（案）」について、ご説明をさせていただきたいと思います。

国内において350万人以上というようなことを言われておりますけれども、ウイルス性感染は蔓延をいたしているというような状況でございます。特に、肝炎対策基本法や特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第Ⅸ因子製剤によるC型肝炎及びB型肝炎感染被害者を救済するためのいわゆる給付金の支給に関する特別措置法等々においても確認をされ、国の法的責任は明確であるというふうなことでございます。

要は、治療しても、なかなか完治をしないと。そのために働くこともできない。おまけに高額な医療費がかかり、生活費も大変厳しい状況になってきているというような状況でございますので、安心して治療ができるように、医療費の助成をぜひとも拡充させていただきたいというようなことで、以下1項目について意見書を提出するものでございます。

どうぞひとつよろしく願い申し上げます。

【山本(由)委員長】 ただいま、久野委員から説明がありました、「ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書（案）」について、ご質問はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山本(由)委員長】 しばらく休憩いたします。

— 午後 2時33分 休憩 —

— 午後 2時33分 再開 —

【山本(由)委員長】 委員会を再開いたします。意見書の提出について採決を行います。

本提案のとおり、意見書を提出することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【山本(由)委員長】 ご異議なしと認めます。

よって、「ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書」については、提出することに決定されました。

なお、体裁の修正等についてはいかがいたしましょうか。

〔「正副委員長一任」と呼ぶ者あり〕

【山本(由)委員長】 それでは、正副委員長にご一任願います。

引き続き、改革21より、「待機児童の解消及び保育人材の確保を求める意見書」提出の提案を受けております。

久野委員から、意見書提出についての提案、趣旨説明等をお願いします。

【久野委員】 「待機児童の解消及び保育人材の確保を求める意見書（案）」について、ご説明をさせていただきます。

待機児童につきましては、ご案内のとおり、3年連続で増加をしてきているというような状況でございます。

今年4月時点で、昨年より2,528人多い2万6,081人ということになっているわけでございますけれども、しかし、まだ潜在的な待機児童というのは全国でも約7万人弱というようなことも言われて、過去最多を更新し続けているというような状況でございます。

また、保育人材不足の解消をするためには、保育士の処遇改善が必要不可欠であるというようなことでございます。

政府は、全ての子どもたちが安心して育つことのできる社会の実現のため、十分な財源確保に努め、待機児童の解消、さらには保育人材確

保のため、早急な施策の実施を求め以下3項目について、意見書を提出するというものでございます。

以上でございます。よろしくお願いします。

【山本(由)委員長】 ただいま、久野委員から説明がありました、「待機児童の解消及び保育人材の確保を求める意見書（案）」について、ご質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山本(由)委員長】 しばらく休憩いたします。

— 午後 2時35分 休憩 —

— 午後 2時35分 再開 —

【山本(由)委員長】 委員会を再開いたします。意見書の提出について採決を行います。

本提案のとおり、意見書を提出することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【山本(由)委員長】 ご異議なしと認めます。

よって、「待機児童の解消及び保育人材の確保を求める意見書」については、提出することに決定されました。

なお、体裁の修正等についてはいかがいたしましょうか。

〔「正副委員長一任」と呼ぶ者あり〕

【山本(由)委員長】 それでは、正副委員長にご一任願います。

それでは、ほかに質問がないようですので、福祉保健部、こども政策局関係の審査結果について整理したいと思います。

しばらく休憩いたします。

— 午後 2時36分 休憩 —

— 午後 2時36分 再開 —

【山本(由)委員長】 委員会を再開いたします。

これをもちまして、こども政策局を含む福祉保健部関係の審査を終了いたします。

この後、分科会長報告及び委員長報告の取りまとめなどの委員間討議を行います。

理事者退室のため、しばらく休憩いたします。

— 午後 2時37分 休憩 —

— 午後 2時39分 再開 —

【山本(由)委員長】 委員会を再開いたします。

今定例会で審査いたしました内容について、10月4日の予算決算委員会における文教厚生分科会長報告、10月6日の本会議における文教厚生委員長報告の内容について協議、及び10月24日から予定されている予算決算委員会における文教厚生分科会の決算審査の日程について、協議を行います。

それでは、審査の方法について、お諮りいたします。

協議につきましては、本委員会を協議会に切り替えて行うことといたしたいと存じますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【山本(由)委員長】 ご異議ないようですので、そのように進めることといたします。

それでは、ただいまから委員会を協議会に切り替えます。

しばらく休憩いたします。

— 午後 2時40分 休憩 —

— 午後 2時41分 再開 —

【山本(由)委員長】 委員会を再開いたします。

文教厚生分科会長報告及び、文教厚生委員長報告については、協議会における委員の皆様の意見を踏まえ、報告させていただきます。

次に、予算決算委員会文教厚生分科会の決算

審査の日程については、お手元に配付しております「日程案」のとおりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【山本(由)委員長】 ご異議がないようですので、そのように決定させていただきます。

次に、閉会中の委員会活動について協議したいと思いますので、しばらく休憩いたします。

— 午後 2時42分 休憩 —

— 午後 2時42分 再開 —

【山本(由)委員長】 委員会を再開いたします。

閉会中の委員会活動について、何かご意見はありませんか。

〔「正副委員長一任」と呼ぶ者あり〕

【山本(由)委員長】 それでは、正副委員長にご一任願いたいと存じます。

これをもちまして文教厚生委員会及び予算決算委員会文教厚生分科会を閉会いたします。

大変お疲れさまでした。

— 午後 2時43分 閉会 —

文教厚生委員会審査結果報告書

本委員会に付託された事件について審査の結果、下記のとおり決定したので報告する。

平成29年9月27日

文教厚生委員会委員長 山本 由夫

議長 八江 利春 様

記

1 議 案

番 号	件 名	審査結果
報 告 第 16 号	和解について	承 認

計 1 件 (承認 1 件)

委員長（分科会長） 山 本 由 夫

副委員長（副会長） 吉 村 正 寿

署 名 委 員 中 山 功

署 名 委 員 坂 本 智 徳

書 記 渡 辺 むつみ

書 記 堀 川 勝 巳

速 記 (有)長崎速記センター

配 付 資 料

平成 2 9 年 9 月 定例 県 議 会

予 算 決 算 委 員 会 文 教 厚 生 分 科 会 関 係 議 案 説 明 資 料

教 育 委 員 会
福 祉 保 健 部
こ ど も 政 策 局

教 育 委 員 会

教育委員会関係の議案について、ご説明いたします。

今回、ご審議をお願いしておりますのは、

第71号議案 平成29年度長崎県一般会計補正予算（第2号）のうち関係部分であります。

教育委員会所管の補正予算額は、

歳出予算

特別支援学校費 4,125万 1千円の減
でございます。

この結果、平成29年度の教育委員会所管の予算総額は、

1,407億 892万 円

となります。

次に、補正予算の内容についてご説明いたします。

平成29年度から平成30年度の2ヵ年で実施することとしております、諫早特別支援学校改築・改修工事の基本設計及び実施設計について、設計工程の内訳に変更が生じたため、平成29年度に要する経費として

特別支援学校施設整備費 4,125万 1千円の減
を計上しております。

また、債務負担行為は、平成29年2月議会において、平成30年度に要する経費として承認いただいておりますが、このことに伴い

特別支援学校施設整備費 4,125万 1千円の増
をしようとするものであります。

以上で教育委員会関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

福 祉 保 健 部

福祉保健部関係の議案について、ご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、

第71号議案 平成29年度長崎県一般会計補正予算（第2号）のうち関係部分であります。

第71号議案 平成29年度長崎県一般会計補正予算（第2号）のうち関係部分についてご説明いたします。

歳入予算は、

国庫支出金	175万	円の増
繰入金	2億 9,464万 5千円	の増
合 計	2億 9,639万 5千円	の増

歳出予算は、

社会福祉費	2億 9,639万 5千円	の増
障害福祉費	400万	円の増
合 計	3億 39万 5千円	の増

となっており、この結果、平成29年度の福祉保健部所管の歳出予算は、

1,032億 3,389万 2千円

となります。

補正予算の内容についてご説明いたします。

（社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金返還金について）

平成21年度に造成した長崎県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金の事業終了に伴う同基金の解散にあたり、基金残高を国へ返還するために要する経費として、

2億 9,464万 5千円の増

を計上いたしております。

(地域生活定着支援センター運営委託事業費について)

高齢又は障害により福祉的な支援を必要とする矯正施設退所者に対し、退所後、直ちに福祉サービスを受けるための相談・支援に要する経費として、

175万 円の増

を計上いたしております。

(移譲施設支援事業費について)

つくも苑跡地を活用して佐世保市が行う観光公園整備事業の実施設計に対する助成に要する経費として、

400万 円の増

を計上いたしております。

以上をもちまして、福祉保健部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

こども政策局

こども政策局関係の議案について、ご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、

第71号議案 「平成29年度長崎県一般会計補正予算（第2号）」のうち関係部分の1件であります。

第71号議案「平成29年度長崎県一般会計補正予算（第2号）」のうち関係部分について、ご説明いたします。

歳入予算は、

国庫支出金	1,977万 6千円の増
合 計	1,977万 6千円の増

歳出予算は、

児童福祉費	772万 4千円の増
私立学校振興費	1,327万 8千円の増
合 計	2,100万 2千円の増

となっており、この結果、平成29年度のこども政策局所管の歳出予算総額は、

234億 1,500万 3千円

となります。

補正予算の内容についてご説明いたします。

（保育士人材確保等事業費について）

保育士等の処遇改善の円滑な施行を図るため、各施設への周知や専門家による説明会に要する経費として

202万 2千円の増

を計上いたしております。

(私立学校助成費について)

I C T化の促進により幼稚園教諭等の業務負担軽減を図るため、業務改善のための支援システムの導入等に要する経費として

1, 3 2 7 万 8 千円の増

を計上いたしております。

(児童福祉施設整備費について)

児童養護施設の防犯対策を強化するため、センサー付ライトやカメラ付インターホン、フェンス等の外構の設置に要する経費として

3 6 8 万 円の増

を計上いたしております。

(児童保護費について)

児童養護施設等職員の処遇改善の円滑な施行を図るため、各施設への周知や専門家による助言・指導等に要する経費として

2 0 2 万 2 千円の増

を計上いたしております。

以上をもちまして、こども政策局関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

平成 2 9 年 9 月 定例 県 議 会

文 教 厚 生 委 員 会 関 係 議 案 説 明 資 料

総		務		部
教	育	委	員	会
福	祉	保	健	部
こ	ど	も	政	策
				局

総務部

総務部関係の議案外の主な所管事項についてご説明いたします。

(長崎県公立大学法人の業務実績評価について)

長崎県公立大学法人評価委員会は、平成28年度をもって6年間の法人の第2期中期目標期間が終了したことから、毎年実施している事業年度の業務実績評価に加え、第2期中期目標期間に係る業務実績評価も併せて実施し、去る8月31日に、その評価結果を法人に対して通知するとともに、知事に対して報告がなされました。

中期目標期間に係る業務の実績に関する評価結果については、中期目標を達成するために法人が作成した中期計画の全59事項のうち、再編前の学部におけるTOEICスコアや中国語検定の目標を設定した外国語教育や、基本情報技術者試験等の各種資格取得の取組において、計画を達成できていない事項があるものの、平成28年度に学部学科の再編を実施していること、老朽化した佐世保校について、学部学科再編を踏まえた新たな機能を有する校舎の建替えに着手するなど、教育環境の整備・充実に努めていること、しまのフィールドワークにおける地域貢献や各自治体と包括連携協定を締結し連携事業を実施していることなど、多くの事項において着実に成果を上げており、「中期目標はおおむね達成されているものと認められる」とされております。

また、平成28事業年度に係る評価については、看護師合格率、管理栄養士合格率が国公立大学の平均を下回ったことや大学院の定員が未充足となっていることなど計画を達成できていない事項がある一方、学部学科再編により導入した実践的な教育の推進や各学部において高い就職率を維持していること、公開講座・学術講演会の参加者数が前年度より増加したこと、公立大学初となるクロスアポイントメント制度を構築し教員採用を行ったことなど、教育・研究の充実に成果を上げているとされております。

平成29年度からの第3期中期目標期間においては、より高い社会人基礎力を有する人材等を育成するための実践的な教育やグローバル化、情報化に対応した教育を実

施するとともに、県内就職率の向上や佐世保校建替えの着実な推進などに取り組んでいくこととしております。

県といたしましては、今後とも、長崎県立大学の教育・研究の着実な質の向上や地域貢献のより一層の充実が図られ、「高校生や地元企業に選ばれる、魅力ある大学」「地方創生に貢献し、地域とともに発展する大学」となるよう、大学法人と一体となって取り組んでまいります。

(長崎県公立大学法人職員の処分について)

長崎県公立大学法人は、長崎県立大学大学院人間健康科学研究科において平成28年度後期の授業が実施されず、さらに、履修登録を行っていた学生について虚偽の成績評価及び単位認定を行っていたことが、大学法人職員就業規則に規定する職務専念義務等に違反するとして、9月1日付けで関係した教員に対し、停職1月及び訓告の懲戒処分を行いました。この件に関しましては、教学の最高責任者である学長が管理監督責任の重さに鑑み、自らの申し出により、報酬月額の一部の自主返納を行うこととしております。

また、地域創造学部の教員が、県議会文教厚生委員会委員の皆様ほか学外の者に対し、複数回にわたり文書を送付し、職務上知ることのできた秘密に当たる特任教員の選考内容を記載するとともに、特定の人物を特任教員に採用するよう依頼を行ったことが就業規則に規定する守秘義務等に違反するとして、同日付けで戒告の懲戒処分を行いました。

長崎県公立大学法人では、職員の服務管理を厳正に行うとともに、授業の実施状況を把握できるシステムを導入するなど、今後このようなことが二度と発生しないように努めるとともに、学生、保護者をはじめ、県民の皆様からの信頼を回復できるよう、職員一同、全力を挙げて取り組んでいくこととしております。

以上をもちまして、総務部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

教 育 委 員 会

教育委員会関係の議案についてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、
報告第16号「知事専決事項報告『和解について』」であります。

これにつきましては、平成28年8月31日付けで提訴された長崎地方裁判所平成28年(ワ)第255号損害賠償請求事件について、和解を受け入れることについて、8月29日付けで専決処分したものであります。

続きまして、議案外の主な所管事項について、ご説明いたします。

(全国学力・学習状況調査の結果について)

本年4月18日に、小学校6年生、中学校3年生を対象に、国語、算数・数学の全国学力・学習状況調査が実施され、その結果が、去る8月28日に文部科学省から公表されました。

本県の正答率は、小学校調査において、全国平均を1～3ポイント下回り、中学校調査においては、全国平均と同程度でした。中学校調査の結果については、今回の調査対象であった現中学3年生が小学校6年生時の同調査において、すべての調査で全国平均を下回っていましたので、対策の成果が表れたものと認識しております。

これまでの調査で課題となっていた内容としては、自分の考えを書くなどの記述の問題について、中学校国語においては、改善傾向が見られるものの、複数の情報を整理しながら理解したり、自分の考えをまとめたりすることについては、両校種において、今後も継続して取り組むべき課題となっております。また、小学校では基礎的な知識・技能の定着についても、課題が見られました。

一方、児童生徒の生活の様子等に関する質問紙調査からは、他者への思いやりなど

の道徳性が高く、学校生活を肯定的に捉えていることが伺えるなど、昨年度に引き続き、多くの項目において望ましい結果が出ております。

今回の結果を踏まえ、現在、大学教授を含む専門委員会において、より詳細な結果分析や県学力調査の結果分析と併せた改善策等の検討を行っております。

県教育委員会では、各学校が指導の改善や充実等に役立てることができるような教職員研修を実施するなど、実効性のある学力向上対策を推進してまいります。

（「長崎県いじめ防止基本方針」の改定について）

「いじめ防止対策推進法」を受け、国が平成25年10月に策定した「いじめの防止等のための基本的な方針」をもとに、県及び県教育委員会は平成25年12月「長崎県いじめ防止基本方針」を策定いたしました。

本年3月、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」が改定されたことを受け、本県基本方針に基づいて、長崎県いじめ問題等対策関係機関会議等において検討し、必要な内容の改定を7月に行いました。

主な改定の内容は、

1点目が、いじめの認知については、児童生徒が感じる被害性に着目し、的確に判断すること。

2点目が、いじめが解消したと判断した場合でも、再発する可能性を考慮し、日常的に注意深く観察すること。

3点目が、学校いじめ防止基本方針を、保護者や地域住民に広く周知すること。

4点目が、学校いじめ防止基本方針の取組状況を、学校評価の評価項目に位置付けること。

5点目が、障害があるなど学校として特に配慮が必要な児童生徒については、その特性を踏まえた適切な支援を組織的に行うこと。

の5点になります。

現在、「長崎県いじめ防止基本方針」の改定内容の周知並びに各市町及び各学校が策定している「いじめ防止基本方針」の改定に向けた指導を進めており、引き続き、いじめの防止、いじめの早期発見及び対処のための対策を、総合的かつ効果的に推進し、いじめ問題の根絶に努めてまいります。

(外国語教育の充実について)

平成27年度から29年度までの3年間において、県内全市町の小学校の英語指導中核教員及び中学校の英語科教員を対象とした「長崎県英語指導力向上地区別研修会」を実施したところです。特に中学校においては、選択研修としてTOEICテストを受験できるコースを設け、教員の英語指導力の向上を図ってまいりました。この地区別研修会において伝達した指導技術により、学校における日々の授業が改善され、本県児童生徒の英語力向上につながるよう更に努めてまいります。

また、平成28年度から30年度にかけては、県内の全公立中学1年生を対象にイングリッシュ・キャンプを実施しております。初年度であった昨年度は、参加した70校3,566名の生徒の95%が、英語学習への意欲がさらに高まったと回答するとともに、同趣旨の取組が県内各市町に広がりを見せるなど、本事業の有効性を確認することができました。2年目となる今年度は、55校、約3,700名の生徒を対象に実施しております。今年度も外国人指導者との直接的な英会話体験を通して、生徒の英語に対する興味関心と学習意欲を高め、グローバル化に対応できる人材の育成に努めてまいります。

高校生を対象とした取組として、外国語によるコミュニケーション能力の向上を目指す高校生を対象に、英語、中国語、韓国語の3つの語学研修を実施いたしました。

英語の研修については、7月28日から8月7日までの11日間、20名の高校生を対象に、シンガポールにおいて研修を行いました。研修では、国際文化交流機関での語学研修に加え、現地の日系企業の訪問や、大学生との交流、ホームステイを実施

し、将来のグローバルリーダーの育成を図りました。

中国語の研修については、7月24日から8月7日までの15日間、25名の高校生を対象に中国の上海において研修を行いました。上海外国語大学における中国語の授業のほか、大学生との交流、上海市内での企業研修等を実施いたしました。

また、韓国語については、7月24日から8月5日までの13日間、32名の高校生を対象に、釜山において語学研修を実施いたしました。釜山外国語大学校で、各レベルに応じた授業のほか、韓国企業での研修や大学生との交流、または文化体験などを行い、語学力の向上に努めました。

研修の参加生徒は、帰国後、各学校において、研修報告等を行い、その成果を他の生徒に広げていくこととしております。

（高校生の活躍について）

去る8月3日、4日に愛知県を会場として開催された「第12回若年者ものづくり競技大会」において、長崎工業高校の生徒が「機械製図（CAD）」職種、「木材加工」職種、「自動車整備」職種で、また、島原工業高校の生徒が「フライス盤」職種で全国第1位である金賞となり、厚生労働大臣賞を受賞しました。この競技大会は、20歳以下の専門学校生及び工業高校生等を対象にした大会で、本県工業高校生は過去においても、14名の生徒が金賞を獲得しています。

また、8月9日、10日に兵庫県神戸市で開催された「平成29年度スーパーサイエンスハイスクール生徒研究発表会」において、長崎西高校の生徒が国立開発研究法人科学技術振興機構理事長賞を受賞しました。この発表会は、文部科学省と科学技術振興機構主催の全国のスーパーサイエンスハイスクール指定関係校206校による研究発表会で、長崎西高校の成績は全国第2位でありました。

今後とも、専門性をより一層高める学習や研究に意欲的に取り組ませ、高等学校教育の充実に努めてまいります。

(「しま」における体験活動について)

県内の子どもを対象に、本県の特徴である「しま」のよさを活かした体験活動を通じて、ふるさと長崎県を再認識してもらうため、7月25日から8月20日の期間に3泊4日の日程で対馬市、五島市、壱岐市において、しまの魅力に出会う日本の宝「しま」交流支援事業を実施いたしました。

島外からの参加者の総数は209人で、その内訳は、対馬コース40人、五島コース58人、壱岐コース111人となっております。また、長崎大学や県立大学からも大学生ボランティアスタッフとして21人が参加するとともに、今年度は、新たに地元の小中学生82人、高校生ボランティアスタッフ66人の参加を得て、島内外を越えた異年齢集団での交流活動を行うことができました。さらに、養殖業など地元の産業体験を新たに実施することで「しま」への理解を一層深めることができました。

なお、昨年度と同様、就学支援世帯の子どもたちにも参加の機会を増やすため、県が参加費を全額補助する枠を設けており、今年度は参加者209人のうち37人が適用を受けております。

今後も、本県ならではの体験交流活動を通して、子どもたちの豊かな心や社会性の育成、ふるさと長崎県の再認識を図る取組を推進してまいります。

(県立上五島海洋青少年の家の新上五島町への移譲について)

県立上五島海洋青少年の家については、県が旧上五島町の海岸に面した町有地に80人宿泊可能な海洋体験型の青少年教育施設として整備し、平成元年に供用開始しています。現在、指定管理者として新上五島町が管理運営しており、昨年度は年間延べ3,140の方が利用しております。

これまで県の行財政改革に基づき、建物敷地が町有地であり、供用開始以降、町が管理運営してきたことや地元利用率も高いことから、町への移譲を協議してきたとこ

ろ、より地元に着した地域振興に資する柔軟な運営ができることや、町において当分の間、大規模改修が必要とならないよう、県が、今年度外壁改修などの工事を実施することから、平成31年3月末の移譲に向けて具体的な協議を進めていくこととしました。

今後とも、移譲後の施設運営が円滑に進むよう、新上五島町と十分に協議を行ってまいります。

(新県立図書館の整備について)

現在、大村市に整備を進めております「長崎県立・大村市立一体型図書館及び大村市歴史資料館」(仮称)については、多くの県民市民の皆様に親しみのある施設となるよう、施設愛称を募集することといたしました。募集期間は、9月1日から10月13日までとし、選考委員会による選考を行った後、商標調査を経て、来年1月に公表する予定としております。

愛称決定後は、広く県民市民の皆様にとって、親しみを持って身近に使っていただける社会教育施設となるよう、大村市とも連携を図りながら、広報活動に取り組んでまいります。

(子どもたちの文化活動について)

去る7月25日から27日にかけて、「第64回NHK杯全国高校放送コンテスト」が東京都で開催され、アナウンス部門において、西陵高校3年生の神尾志桜里^{かみおしおり}さんが、朗読部門において、長崎西高校3年生の大石歩夢^{おおいしあゆむ}さんが、それぞれ準優勝を果たし、本県放送部のレベルの高さを全国に響かせてくれました。

また、7月31日から8月4日にかけて、「第41回全国高等学校総合文化祭」が宮城県において開催され、本県から339名の高校生が吹奏楽や合唱など19部門に参加し、日頃の練習の成果を発表しました。大会では、新聞部門において、長崎工業

高校新聞部が県勢初の最優秀賞に輝いたのをはじめ、放送部門や自然科学部門など7部門において上位入賞を果たすなど優秀な成績を収めました。

さらに、8月17日及び18日には、「第17回全国中学校総合文化祭」が神奈川県において開催され、本県からは美術や書道の展示発表に参加する他、五島市立崎山中学校及び佐世保市立早岐中学校が舞台発表に参加し、見事な舞台を披露しました。

今後とも、平成30年度に本県において開催予定の「第18回全国中学校総合文化祭長崎大会」に向け、子どもたちの文化活動の活性化を一層推進してまいります。

(スポーツにおける活躍について)

去る8月10日にチリのサンティアゴで開催された世界カデ柔道選手権大会男子66kg級に、長崎日大高校の桂^{かつらんと}嵐斗選手が出場し、同階級で日本人初となる金メダルを獲得しました。

また、7月28日から8月20日まで、南東北3県を主会場として「全国高等学校総合体育大会～はばたけ世界へ 南東北総体2017～」が開催されました。

県勢の競技結果については、団体では、登山競技で長崎北陽台高校男子登山部が3年ぶりに優勝を果たしたほか、大村高校女子登山部と島原高校男子剣道部が準優勝、九州文化学園高校女子ソフトボール部が3位入賞を果たしております。

個人では、男子ウエイトリフティング競技94kg級で西彼農業高校の西田^{にしだゆう}裕選手が3月の「全国高等学校選抜大会」に続き優勝を果たしたほか、男子ウエイトリフティング競技62kg級スナッチで諫早農業高校の東^{ひがしけいじろう}慶二郎選手、柔道競技男子100kg級で長崎日大高校の山口^{やまぐちたかや}貴也選手、アーチェリー競技男子で大村工業高校の青島^{あおしまてつや}鉄也選手、アーチェリー競技女子で佐世保商業高校の相川^{あいかわかずは}一葉選手が準優勝、陸上競技男子400mで長崎南山高校の松尾^{まつおしろうへい}脩平選手、レスリング競技男子84kg級で島原高校の大津^{おおつたくま}拓馬選手、ボクシング競技男子ウェルター級で鹿町工業高校の野上^{のがみ}昂生^{こうせい}選手がそれぞれ3位入賞を果たすなど、全29競技のうち17競技で団体14、

個人23、合わせて37の入賞を果たしました。

このほか、全国高等学校定時制・通信制体育大会において、団体では、バレーボール競技女子で佐世保中央高校定時制昼間部が3位入賞、個人では、バドミントン競技男子シングルスで佐世保中央高校定時制昼間部の黒田^{くろだ}優雅選手が優勝、剣道競技女子で佐世保中央高校定時制夜間部の中里^{なかざと}七星選手が3位入賞を果たしております。

さらに、中学生では、去る8月17日から25日まで本県をはじめ九州各県で開催された全国中学校体育大会においては、陸上競技男子走り幅跳びで壱岐市立郷ノ浦中学校の松本^{まつもと}汰^{たい}選手が3位入賞を果たすなど、団体3、個人4、合わせて7つの入賞を果たしました。

選手・監督の皆様の健闘を心から讃えるとともに、今後とも、「長崎から世界へ」羽ばたく県内選手の発掘・育成・強化に取り組み、競技力向上とスポーツの振興を推進してまいります。

また、今年5月から8月にかけて、県内各地を主会場として開催された国民体育大会第37回九州ブロック大会において、本県選手団は25競技58種目において代表権を獲得いたしました。

9月30日から愛媛県で開催される第72回国民体育大会では、競技団体と一体となって、総合成績20位以内を目指してまいります。

(教職員の不祥事について)

平成25年から平成29年5月にかけて、県内外のコインランドリーにおいて、落とし物かご等にあった女性用の下着を自宅に持ち帰るという行為を行った時津町内の小学校教頭に対して、7月28日付けで懲戒免職処分といたしました。

また、沖縄県のビーチで女子児童の水着姿をデジタルカメラで撮影したとして、8月1日に、沖縄県の迷惑行為防止条例違反の疑いで逮捕された平戸市内の小学校教諭が、平成27年3月頃長崎県内において、18歳未満の女性が着替える様子を撮影し

たとして、8月17日に、児童ポルノ法違反の疑いで再逮捕されました。事実関係を慎重に確認のうえ、厳正に対処してまいります。

教職員による相次ぐ不祥事の発生を受け、県内の教育関係者が総力を挙げて不祥事根絶と信頼回復に向けて取り組んでいる最中、このような不祥事が発生したことは、学校教育に対する信頼と期待を裏切り、県民に失望と不信感を与えるものであり、県議会ははじめ県民の皆様に対し、深くお詫び申し上げます。

事案発生後、全21市町に義務教育課長が出向き、サービスを監督する市町教育委員会及び市町立学校の管理職員に対し、直接指導いたしました。

また、不祥事に至った原因や背景、当事者の心理状況等を、不祥事根絶のための研修資料としてまとめ、全小中学校長に配布する予定です。

今後も、管理職員を含め、全ての教職員に対して、児童生徒の教育に携わる職にあることの自覚を厳しく促し、使命感や倫理観の高揚、服務規律の徹底を図るとともに、すべての教育関係者と連携し、不祥事根絶と信頼回復に向けた実効ある取組の推進に全力を傾けてまいります。

以上をもちまして、教育委員会関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

福 祉 保 健 部

福祉保健部関係の議案外の主な所管事項についてご説明いたします。

(国民健康保険事業の都道府県化について)

国民健康保険事業については、平成30年度からの県と市町による共同運営に向けて、国において、関係政省令の改正及び各種ガイドラインの見直し等が引き続き行われております。

去る7月5日に、新制度に追加交付される1,700億円の公費拡充分の全体像が取りまとめられたことを受けて、本県でも、前提条件付きであるものの、これまでより精度の高い試算を用いた市町との意見調整等を行うため、市町連携会議を8月21日に開催したところであり、速やかに、平成30年度の運営方法について、市町との合意を図りたいと考えております。

今後は、市町との意見調整の結果等を踏まえ、新制度における運営の重要事項となる都道府県国保運営方針の作成、国保事業費納付金の算定方法の決定等を行うため、都道府県国保運営方針のパブリックコメントを実施するとともに、長崎県国民健康保険運営協議会に対する諮問等を行うこととしております。

また、国による政省令の改正を受け、11月定例県議会に長崎県国民健康保険条例の上程を予定しております。

引き続き、国の動きに留意するとともに、市町との協議を十分行いながら、県議会のご意見もお伺いして、平成30年度に向けた準備を着実に進めてまいります。

(健康経営推進企業の認定について)

平成28年度から全国健康保険協会長崎支部と連携し、従業員の健康を会社の財産ととらえ、会社の成長のために従業員の健康づくりに積極的に取り組む会社を応援する「健康経営」宣言事業を実施しており、初年度は65事業所が参加されました。

このうち、健診受診率や事業所全体での活動などの要件を満たした16の事業所を

「健康経営推進企業」に認定し、9月5日、認定証交付式を執り行ったところです。

働く世代の健康づくりには、日常生活の大半を過ごす職場を通じた働きかけが有効と考えており、今後とも、普及啓発や他の模範となる認定企業の表彰制度の検討など健康経営に取り組む事業所の拡大に向けた対策を進めてまいります。

(長寿者慶祝事業について)

広く国民が高齢者の福祉について感心と理解を深め、かつ、高齢者が自らの生活の向上に努める意欲を高めることを目的として、9月15日を「老人の日」、同日から21日までを「老人週間」と定められております。

今年度、県内で100歳を迎えられる長寿者は469名で、100歳以上の長寿者は合計で、昨年度より55名増加し1,390名となります。

県としましては、敬老の意を表し長寿を祝福するため、「老人週間」を中心に、今年度100歳を迎えられる方々に祝状及び祝品を贈呈することとしております。

(社会福祉法人等に対する行政処分について)

社会福祉法人「梅仁会」が対馬市で運営する障害者支援施設「対馬恵風館」において、知的障害の利用者を建設工事の重労働に長期間従事させ、何らの金銭の支払いをしなかったこと、さらに、実態と異なる虚偽の記載をした作業日誌等を県の監査で提出したことなどから、去る7月18日、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」に基づき、施設の生活介護事業について、指定の一部の効力を停止し、介護給付費の総額を4ヶ月間3割減額する行政処分を行いました。

今後も、社会福祉法人・事業所等について適切な運営が図られるよう引き続き指導してまいります。

以上をもちまして、福祉保健部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

こども政策局

今回、予算議案を除く、こども政策局関係の議案はございません。

次に、議案外の主な所管事項についてご説明いたします。

(保育の仕事合同面談会について)

去る7月8日に佐世保市、29日に長崎市において、保育士養成校の学生や潜在保育士を対象とした「保育の仕事合同面談会」を開催いたしました。この事業は学生や潜在保育士と県内保育施設との面談の機会を設け、県内保育施設への就職を促進するため開催したものであり、県内の保育所・認定こども園・幼稚園から157園が参加し、県内外の学生等が376人来場いたしました。

参加した学生からは、就職を希望している園はもとより、他の園の保育教育方針や職場の雰囲気などを直接聞くことができ、とても参考になったとの意見が多くありました。また、施設側からは、面談を通じて園をPRでき大変有意義だったとの意見がある一方で、参加学生数の増加に向け、養成校との一層の連携調整を求める意見も寄せられました。

今後とも、新卒者の県内定着及び潜在保育士の再就職促進に向けて各種施策に全力で取り組んでまいります。

(児童福祉施設球技大会について)

去る7月24日、「第71回長崎県児童福祉施設球技大会」が長崎県児童養護施設協議会及び西日本新聞民生事業団の主催により、県内の児童養護施設、児童自立支援施設及び児童心理治療施設の約350名の児童、関係者が参加して、長崎県立総合運動公園、諫早市中央体育館を会場として開催されました。

当日の開会式には、文教厚生委員会の山本委員長をはじめ県議会議員の皆様にもご出席をいただくとともに、開催にあたっては、多くの関係者からのご支援をいただき、男子は軟式野球、女子はバレーボールに熱戦を繰り広げました。

この大会は、スポーツを通じて社会的養護が必要な児童が、仲間との協調性や努力することの大切さなど社会で生きていくために必要な力を育むために大変有意義であると考えており、県といたしましては引き続き支援してまいります。

(児童相談所における児童虐待相談対応件数について)

8月17日に、平成28年度の全国の児童相談所における児童虐待対応件数が、前年度比1.18倍の122,578件と過去最多を更新したことが公表されました。

本県においても、前年度比1.3倍の665件と過去最多となっております。

主な増加要因としては、全国状況と同様に「児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力がある事案（面前DV）」について、児童に対する心理的虐待にあたるとして警察からの通告が増加したことや、全国的な児童虐待の事件報道等による県民や関係機関の児童虐待に対する意識の高まりのほか、市町の担当部署や福祉事務所からの相談件数が増加していることから、平成26年の佐世保事件を受けた関係機関の連携が進んできたことも件数の増加に繋がっているものと考えております。

今後とも、増加する児童虐待相談に適切に対応するとともに、児童虐待に対する県民の理解をより一層深めていただくよう様々な機会を通じて広報・啓発を行い、その防止に努めてまいります。

以上をもちまして、こども政策局関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

平成 2 9 年 9 月定例県議会

文教厚生委員会関係議案説明資料
(追加 1)

総 務 部
教 育 委 員 会
こ ど も 政 策 局

総務部

【文教厚生委員会関係議案説明資料 総務部の２頁２３行目の次に、次のとおり挿入】

（長崎県公立大学法人とダナン市人民委員会外務局との包括連携に関する協定の締結について）

長崎県公立大学法人とダナン市人民委員会外務局とは、相互の資源を活用した連携を推進することで、国際交流の推進及び地域社会の発展に寄与するため、本日９月２６日、包括連携に関する協定を締結いたします。

長崎県公立大学法人が設置する長崎県立大学では、これまでも、国際経営学科などの海外ビジネス研修の学生をダナン市外務局で受け入れていただくなど、交流を進めてきておりますが、今回の協定締結を契機に、教育・文化・人材育成などの分野において、一層の関係拡大を図ることとしております。

教 育 委 員 会

【文教厚生委員会関係議案説明資料 教育委員会 8 頁 16 行目から 17 行目を削除し、次のとおり挿入する。】

第 72 回国民体育大会は 9 月 30 日から愛媛県で開催されますが、これに先立ち 9 月 9 日から 17 日まで会期前実施競技が行われ、水泳競技競泳少年男子 A 200 m バタフライで長崎南山高校の早田 昌 太郎選手が準優勝を果たしたほか、カヌー競技ワイルドウォーター女子スプリントで保喜ちひろ選手が 7 位入賞、水泳競技水球少年男子で 8 位入賞を果たしております。引き続き、競技団体と一体となって、総合成績 20 位以内を目指してまいります。

こども政策局

【文教厚生委員会関係議案説明資料 こども政策局 2 頁 1 6 行目の次に、次のとおり挿入する。】

(平成 2 8 年度の配偶者等からの暴力 (DV) に関する相談件数について)

先日、国がとりまとめた平成 2 8 年度の全国の配偶者暴力相談支援センターにおける被害者本人から寄せられた DV 相談件数は、1 0 万 6, 3 6 7 件で、平成 2 7 年度の 1 1 万 1, 1 7 2 件と比較し、4, 8 0 5 件、4. 3 % 減少しております。

本県の配偶者暴力相談支援センターは、長崎・佐世保こども・女性・障害者支援センター及び長崎市、南島原市に設置されておりますが、平成 2 8 年度における本人からの相談件数は 1, 4 9 9 件で、平成 2 7 年度の 1, 4 3 9 件と比較し、6 0 件、4. 2 % の増加となっております。

増加理由といたしましては、被害者本人からの相談が増加していることから、県民の中で DV に対する理解や相談機関の周知等が進んだことなどが要因と考えております。

今後とも、DV に対する県民の理解をより一層深めていただくため、その広報啓発とともに、特に、高校生等の若い世代から男女間の暴力に対する予防教育を推進してまいります。